

第ナルモ之偏ヘニ教育者ニ対スル感謝ノ具現ニ有之洵ニ結構ナル措置ト被存モソレガ個人的利害ニ關聯シテ教育ノ純粹性ヲ汚スコトナキ様特ニ充分ナル配慮ヲナシ之ガ処置ヲ誤ラザル様御留意相煩度此段依命通牒ス
追テ本通牒ノ内容ニ關シテハ貴校(貴管下)教職員ニ対シ漏レ無ク周知方御取計相成度爲念申添フ

三十八 金融緊急措置令及同施行規則等の適用に関する件

(昭和二十一年四月二十五日発
学二〇四号学校教育局长ヨリ)

この件については本年四月十一日附発学一一三号で通牒したが、その取扱については特に左記の点に御留意の上遺憾のない様御取計をお願する。

記

- 一、教科書等の特例に關してその実施状況について大藏省等からの報告によると、極めて多額の金額を証明せらるゝ向もあるとのことである。そうなれば今回の措置の精神に反し、特例を撤回されるおそれもあるから、各学校は極力自粛せられ必要已むを得ざるものについてのみ証明書を発行せられたい。
- 二、右の証明書は必ずさきの通牒に添付した形式によらなくてはならない。
- 三、指定参考書は性質上一科目について原則として一、二冊、実験器具は授業のため必要な最少限にされたい。教科書、指定参考書、実験器具以外の学用品はすべて例へば学生服、靴等については今回の特例は絶対にとめられない。
- 四、授業料に關しては三百円以上の超過分について封鎖支拂がみとめられるが、授業料以外の学校に対する納入金例へば校友会費等に含まれない。
- 五、本年四月十八日附発学一九三号発通牒趣旨により授業料の徴收は原則として月割拂を実施されたい。

六、このことについては学生生徒に対して十分了解させる様取計はれたい。

三十九 金融緊急措置令及同施行規則等ノ適用ノ件

(昭和二十一年五月二日発学二〇四号
学校教育局长各学校長地方官宛)

コノ件ニツイテハ本年四月十一日附発学一一三号ハ四月二十五日附発学二〇四号デ通牒致シマシタ通り学生又ハ生徒ノ授業料ニツイテハ年額三百円ヲ超エル場合ニソノ超過額ニツイテダケ封鎖支拂ガ認メラレテキマシタガ四月二十六日大藏省告示第二十五号及第二十七号改正ノ件ガ公布サレ今後ハ授業料全額ニツイテ封鎖支拂ヲスルコトガデキルヤウニナリマシタカラ御承知ノ上適宜ニ取計ヲナサルヤウオ願シマス。

大藏省 発表

昭和二十一年四月二十六日

大藏省告示第二十五号及第二十七号ノ一部改正ノ件

封鎖預金等からの自由支拂及び封鎖支拂に關する大藏省告示中一部改正を行ふこととなつたが、其の内容は次の通りである。

- (一) 従來勅令に依つて組織せられた共済組合の組合員に対する年金給付に付ては、自由支拂を爲し得ることとなつて居たが、今度更に健康保険組合をも含めそれらの組合員に対する年金、傷病手当金及び出産手当金に付て、月額五百円迄は自由支拂を認めることとした。尙右の諸手当金で、月額五百円を超える部分は封鎖支拂に依るのである。
- (二) 学生又は生徒の授業料に付ては従來年額三百円を超える場合に於て、其の超過額に付てのみ封鎖支拂を認めて居たが、今度授業料全額にて封鎖支拂を爲し得ることとした。
- (三) 國有財産の拂下代金、交換差金及び之に關する弁償金、違約金に付ては封鎖支拂の方法に依る拂戻が受けられることとした。

四十 聯合國司令部ノ指令ニ基ク通牒に関する件

(昭和二十一年五月三日発学一九五号学)
校教育局長ヨリ各学校長地方長官宛

首題ノ件ニ關シテ昭和二十一年三月十五日付発学一九五号ヲ以テ通牒致シマシタガ左記事項ヲ御了知ノ上テ御措置ヲ願ヒマス。

記

地方長官宛ニノミ発セラレタルモノ

○二十年十月三十日付発学一五号

信仰ノ自由侵害ノ件

○二十年十二月十八日付発学六〇号

終戦ニ伴フ各種学校ノ措置ニ關スル件

○二十年十二月二十日付発学九四号

学校ニ於ケル宗教取扱ノ件

大学宛ニノミ発セラレタルモノ

二十年十二月二十六日付官学一三三号

進駐米軍將兵ノ本邦大学ニ於ケル聴講ニ關スル件

二十年二月二二日付発学八九号

軍關係学校卒業者等ノ大学入学ニ關スル件

高等学校宛ニノミ発セラレタルモノ

二十年十一月二十六日付発学四七号

高等学校ニ於ケル学科目等取扱ニ關スル件

医、齒、藥、工、農、經濟及外事關係ノ専門学校宛ニノミ発セラレタルモノ

二十年十二月一日付発学四八号

終戦ニ伴フ各種専門学校教育内容改変ニ關スル件

左ノ二件ハ全然同一ノモノデ二十六日付ノ通牒ハ存在シマセン

二十年十二月二二日付発学九八号

國家、神道、神社神道ニ對スル政府ノ保証、支援、保全及監督並ニ弘布ノ禁止ニ關スル

件

二十年十二月二六日付発学九八号

國家神道、神社神道ト教育トノ分離ノ件

○二十年十二月十四日付発学八五号

学校放送聴取ニ關スル件

右ハ左ノ通牒ノ誤デス

○二十年十二月十四日付発学八三三号

学校放送聴取施設ニ關スル件

大学、同予科及高等学校宛ノミ發送

二十年十二月三日付発学六二号

高等学校大学予科等ト大学トノ連絡ニ關スル件

大学、高等専門学校宛ノミ發送(地方長官ヲ除ク)

二十年十二月三日付発学四〇号

商業云々

二十一年二月一日付発学四七号

各種調査報告云々

二十一年二月一日付発学四六号

外地外國出身学生生徒云々

理科系大学専門学校及各高等学校ノミ宛

二十年十月二十二日付発学一号

(兵器航空機等ノ生産制限云々)

○印ハ各地方長官ノミニ宛テ送付セラレタルモノデス。

右ハ各地方長官宛ノミニ發セラレタルモノデナク師範学校長青年師範学校ノミニ宛テ送付セラレタルモノデス。

二十一年十一月二十八日付発学五四号

復員軍人ニ對スル國民学校及青年学校教員臨時養成ニ關スル件

官公私立大学高等専門学校宛ノミ(各地方長官ヲ除ク)

二十年十二月十七日付発学八五号

外國人教師ニ關スル云々

官公私立高等専門学校長、地方長官宛ニノミ發セラレタルモノ(大学ヲ除ク)

二十一年一月十一日付発学八号

修身、國史、地理科授業停止ニ關スル件

三七六

医学關係大學専門学校宛ニノミ発セラレタルモノ

二十年十一月二日付

病原菌並ニ細菌的製品ノ取扱ニ關スル件

理、工、医ノ学科ヲ置ク大學専門学校及地方長官宛ニノミ発セラレタルモノ

尙十一月四日付発学四〇号ハ存在シマセン。

二十年十一月二日付発学四〇号

商業並ニ民間航空ニ關スル件

記載漏ノモノ(地方長官宛ニノミ発送)

〇二十年九月二十日付発学一八九号

終戦ニ伴フ学科用図書取扱方ニ關スル件

(航空ニ關スル学科研究所ヲ置ク大學専門学校長及地方長官宛ニノミ)

二十一年一月二三日付発学三五号三七号

航空学科ノ廃止及轉換ニ關スル件

法人及地方長官宛ニノミ発セラレタルモノ(官公立学校ヲ除ク)

二十一年三月十五日付

昭和二十一年勅令第百一号政党協會其他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ關スル件ニ基ク各種團體措置ノ件

尙此ノ通牒ガ到着スル前未着ノ旨御回答ガアリマシテ学校ノ種類ニヨツテ不足ノ書類ヲ送付スル必要ノ無イ場合ハ此ノ通牒ヲ以テ回答ノ代リト致シマス。尙各種ノ調査ニ關スル事項ハ本通牒デハ省略致シマス。

四十一 教職員退官職措置に關する件

(昭和二十一年五月十日發
学二二二号各地方長官宛)

貴管下の公立私立学校教職員で本月七日以後に退官退職をしようとするものには病氣その他眞に止むを得ない一身上の理由に

基くものを除き昭和二十一年勅令第二六三号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去就職禁止及復職等ノ件」(五月七日官報登載)の規定に基きすべて調査表を徴し又は適格審査委員会の審査に付する等の手續をふんだ後処理するやうになつてをるので遺漏なく御取計下さい。

四十二 復員軍人の復職又は採用等に關する件

(昭和二十一年五月二十七日發学二五五号)
学校教育局長ヨリ各学校校長地方長官宛)

今般標記の件について聯合國最高司令部より別紙写(指令欄参照)の通り指令があつたから御承知の上遺漏なく実施して下さい。尙この指令は昨年十月二十五日發電信、同年十月二十七日附發学六号及び本年一月七日附發学一号の通牒の一部が解除されたものであるが、その復職又は採用については審査をうけなければならぬ。該当者は五月七日附で公布された教職員適格審査の關係法令に基いて審査の上措置されるのであるから左記事項御参照の上よろしく御取計下さい。

記

一、教員は職の如何に拘らず凡て審査をうける。

昨年十月二十七日附發学六号及び本年一月七日附發学一号通牒に依つて授業担当を留保されてゐる者及び復員軍人で新に教職につかうとする者、凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員適格審査に關する規定の適用を受け、同日附關令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第二に掲げてある範囲に属する者は当然不適格者として教職につけないことになる。それ以外の者は適格審査委員会の審査を受け適格の判定があつた場合には授業を担当することが出来、又新に採用せられることが出来る。

二、教育關係官公吏等で本年五月七日附關令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第三に掲げてある者は凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發学六号及び本年一月七日附發学一号通牒に依つて右職務に従事することを留保されてゐる者、及び復員

三七七

軍人で新に右職に就かうとする者も、凡て一般教育関係官公吏等と同様五月七日附教職員適格審査に関する規定を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第二に掲げてある範囲に属する者は当然不適格者として其の職に従事することは出来ないことになる。それ以外の者は適格審査委員会の審査を受け適格の判定があつた場合にはその職務に従事することが出来又新に採用されることが出来る。

右法令第一号別表第三に掲げてある職以外の教育関係官公吏等は適格審査委員会の審査を受けないが、適格審査に関する法令の趣旨に照し銓議し差支なき場合に職務に従事することを留保されてゐる者は復職することが出来、又新に採用されることが出来る。

三、官公私立学校等の教職員の新規採用の場合は「便宜措置」として本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令第一号別表第二の各項に該当しないと恩料せられる者に限り取敢へず任用し、任用後其の教職の適格、不適格を審査すれば良い。
但し復員軍人については本年五月二十二日附の聯合國最高司令官官憲書「復員軍人の教職従事に関する件」により必ず先づ審査を終了したる後でないとい就職することは出来ない。

四十三 (イ)食糧危機突破対策について (昭和二十一年六月十四日発学二七) 一号学校教育局長ヨリ地方長官宛

食糧危機の現状に対処してこの度政府において食糧危機突破対策を決定したがその中、大消費都市にある学校については別紙写の通り措置することになつたから御承知の上貴管下関係学校に付次の事項を参照して速に適當な措置を講ぜられたい。右命に依つて通牒する。

追而大学高等専門学校長に対しては別紙写の通牒したから御含み願ひたい。

記

一、大消費都市にある国民学校、青年学校、中等学校の児童生徒で受入可能地方に縁故ある者に対してはこの際積極的に地方の同種学校へ轉校する奨励奨しこれら児童生徒が復歸しうる時期には原校に優先復歸できるやうに取扱ふこと。

二、この際大消費都市より轉校の申込を受けた学校では定員又は規定に拘らず即時轉校を認める様措置しその手続は校長の轉校依頼状ですすこと。

三、第一項の学校の残留児童生徒に対する授業は次の様に実施すること。

- 1 弁当を持参しないですむ範囲に授業時間を短縮する。
- 2 授業短縮による学力低下を防ぐため毎日簡単な宿題を課するとかその他校外指導を行ふとか適當教育的措置を講ずる。
- 3 状況に依り日曜日の外適當に休日をつけても差支ない。
- 4 食糧事情の爲保護者より欠席の申出があつた場合にはこれを許可し宿題を與へる等自宅で学習ができるやうな措置を講ずる。但しこの場合の欠席は及落の條件に加へない。

四、第一項の学校では授業継続を原則とするが止むを得ない場合には地方長官は連続して休日を設ける措置をとることができる。備考

本通牒の大消費都市とは差当り東京都三十五区及立川、横浜、横須賀、川崎、京都、大阪、堺、布施、尼崎、西宮、神戸、廣島、呉、福岡の各都市並山梨縣、青森縣、北海道とし地方の実狀に依る。

(ロ) 食糧危機突破対策について (昭和二十一年六月十四日発学二七) 一号学校教育局長ヨリ大消費都市以外ノ大学、高等学校校長宛

このことについて今般大消費都市所在学校に別紙写の通り通牒したから承知されたい。貴校でこれに準ずる措置を必要とするやうな場合には本省に協議の上実施されたい。右命に依つて通牒する。

追而夏季休業中大消費都市以外の地方に於て出来れば長期の夏期大学、民衆大学、文化講座等を開設して一般國民の教養向上に資し兼ねて大消費都市出身の学生生徒がそのまま其の地方に於て勉学を爲し得る便宜を興へられるやう御配慮下さい。

(ハ) 食糧危機突破対策について (昭和二十一年六月一日四日発学二七一号学校
教育局長ヨリ大消費都市所在各学校長宛)

食糧危機の現状に対処してこの度政府において食糧危機突破対策を決定したが、この中大消費都市にある学校については別紙写の通り措置することとなつたから御承知の上次の事項を参照して速に適當な措置を実施されたい右命に依つて通牒する。

記

- 一、大消費都市にある大学、高等専門学校(教員養成諸学校を含む)では夏季休業の繰上げ実施を原則とする。この場合学力の低下を防ぐため最善の措置を講じ特に次のことを参照されたい。
 - 1 休業開始の時期は各学校において決定し、その旨本省に報告すること。
 - 2 学生生徒が休暇中でも自宅又は学校図書館研究室等で学習が出来るやうな措置を講ずること。
 - 3 学生生徒は休暇中でも教授等と連絡を保つてその指導を受けるやうに予め措置すること。
 - 4 授業再開の場合に授業時間を充実にして学力の取返しのできるやう配慮すること。
 - 5 農村方面に滞郷する学生生徒はできうれば食糧増産作業に協力すること。
- 二、授業実験を継続しうる場合は次のことに留意されたい。
 - 1 欠席を希望する学生生徒に対してはこれを許可し前項に準ずる措置をすること。但しこの場合の欠席は及落の條件に加へない。
 - 2 地方に分校、実習場、研究所、実験所などをもつてゐる学校ではなるべくそれらの施設を利用すること。

- 3 医学関係の学校では附属病院の運営継続、巡回診療等を十分考慮すること。
 - 4 附属農場、学校農園などをもつてゐる学校では活潑な経営を図ると共にこれを拡張利用すること。
 - 5 農村方面に連絡のある学校では農繁期に際し学生生徒の勤労作業等の協力を考慮すること。
- 三、本年九月卒業の予定である大学の最高学年の学生につき第一項又は第二項の措置をとる場合は学生の勉学を十分考慮して適當に措置されたい。

備考

- 1 本通牒の大消費都市は差当り東京都三十五区及立川、横浜、横須賀、川崎、京都、大阪、堺、布施、尼崎、西宮、神戸、広島、呉、福岡の各都市並に山梨縣、青森縣、北海道とし地方の実狀に依る。
- 2 食糧危機の現状は九月末日迄は継続する見込に付其の御含にて各般の計画をたてられたい。

四十四 歸省学生生徒の轉入に関する件 (昭和二十一年六月十五日發学二七一号
学校教育局長ヨリ地方長官各学校長宛)

夏季休業及びその繰上実施によつて大学、高等専門学校及中等学校の学生生徒、教職員が轉入抑制指定都市へ歸省の爲に轉入せんとする際は許可せらるゝこととなり。此の旨別紙写の通り内務次官より關係地方長官宛通牒があつたから御承知の上よろしく御取計ひ下さい。

追つて学校長(又は学部長)の発行する歸省証明書は次の様式に依られたい。
なほ抑制指定都市から轉出する際は轉出市民証の交付を受けること。

帰省証明書

氏名	身分	年齢	才
帰省地	自昭和二十一年	月	日
期間	至昭和二十一年	月	日
右証明す	昭和三十二年	月	日
(学) 部 校 長 長 團			

面 表

面 裏

記載例

- 一、身分には教職員又は法学部英法科第三学年等と記入すること
- 二、帰省地には東京都豊島区池袋町二丁目一番地〇〇〇方等と記入すること

内務省國土局発甲第四十一号

昭和二十一年六月十二日

地方長官殿

内務次官

帰省学生生徒等の転出入に関する件

今般食糧危機突破の爲、大学、高等、専門学校及中等学校は臨時休校することとなつたが、之等学校の学生生徒、教職員が転入抑

制指定都市へ帰省の爲に轉入せんとする際はこれを許可する様貴管下指定市区長を指導されたい。

尙此の場合の轉出入の手續は左記によることとするから一般市長村長にも其の旨併せて御示達の上方遺憾のない様期せられたい。

記

(一) 轉出する場合。

市区町村長は指定都市の轉入承認証なくとも帰省証明書の提示があれば直ちに轉出手続を爲し得られること。

(二) 轉入する場合

指定市区長は帰省証明書と右の異証明書の提示があれば直ちに轉入を承認すると共に轉入の手續を爲し得られること。

四十五 教職員給與調査について

(昭和二十一年六月十七日発学二七六号学) 校教育局長ヨリ官公私立専門学校長宛

本調査は教職員待遇改善の基礎資料として必要に付左記欄に御記入の上六月三十日迄本省に必着する様御提出願ひます。

備考

- 一、本調査は専任者のみに調査のこと
- 二、本調査は六月二十日現在にて行ふこと
- 三、最近一ケ年とは昭和二十年四月より本年三月を指す
- 四、俸給の欄とは本俸のみ計上のこと
- 五、其他の欄には賞與手当等を記入のこと

教職員給與調査表

区	分員数	最近一ケ年ニ於ケル平均額		同上 最高ノモノ		同上 最低ノモノ		備考
		俸給	賞與	手当	計	平均額	計	
計		円	円	円	円	円	円	
書記								
助手								
助教授								
教授								

四十六 学校活動の実態調査に関する件

(昭和二十一年六月二十七日発) (学二九五号学校教育局長ヨリ)

日本教育制度に対する管理政策に基き貴校に於ても既に着々各般に亘り新教育を実施せられて居ることと考へますが之が最近の實情承知致したいと存じますので左記事項至急御調製の上来る七月十日までに御報告下さい。

記

一、現在実施中の学科課程表

(授業禁止科目の時数に付ては之を振当てたる科目及時数を明示すること)

二、現在実施中の日課表

(始業終業の時刻、時限の終始時刻、作業時間等を明示すること)

一、学校内外に亘る教育施策にして最近実施せるもの及実施予定のものあらば之が計画大要

(特に校友会各部の活動状況等明示すること)

二、其他最近の学校活動状況を察知するに足る資料

注意 学科別ある学校に付ては学科別、附属校園ある学校に付ては夫々別表に作成すること

四十七 封鎖預金支拂解除申請承認資料の件

(昭和二十一年六月二十九日発学三〇四号学校教) (育局長ヨリ官公私立大学予科長商業学校長宛)

標記の件について大蔵省に於て認可の際必要がありますので左記様式で御調査の上七月十日迄に本省に到着する様御送附下さい。

記

〇〇〇学校名

年	度	区		事	由	他	資材入手状況及 入手予定
		分	分				
二十一年度	二十一年度	金	財	復災ニヨル費用	学校新設ニヨル費用	学校施設充實ニヨル臨時費用	
		金	財				
二十二年度	二十二年度	金	財				
		金	財				

合 計	二十三年度		二十四年度	
	財源	金額	財源	金額

備考

- 1、本表中財源の欄には封鎖預金、特殊預金、寄附金、都道府県費及起債等の別を記入すること
- 2、資材の入手状況及入手予定には資材種目別に数量を記入すること

四十八 法人調査の件 (昭和二十一年七月三日発学三一五)
 (号学校教育局長ヨリ法人理事長宛)

標記の件について左記に依り至急御報せ下さい。

尙昭和二十年度事業報告未呈出の向は至急御送附下さい。

記

- 一、沿革(寄附行為変更、事業経営状況、理事監事変更を含む)
 - 二、現在の役員
- イ 氏名

- ロ 生年月日
- ハ 現住所
- ニ 就任年月日
- 三、設立当時
- イ 理事氏名
- ロ 監事氏名
- ハ 資産
- ニ 社員数

四十九 聯合軍總司令部に提出すべき経済資料の件 (昭和二十一年七月五日発学三一五)
 (号学校教育局長ヨリ各学校校長宛)

標記の件に関し別紙の通り終戦連絡中央事務局から通知があつたから御了知の上経済資料提出の際は可然御措置願ひ度、右通知する。

終戦商合第三六二号

昭和二十一年六月七日

終戦連絡中央事務局総裁

寫

文部次官殿

聯合軍總司令部に提出すべき経済資料の件

首題に關し聯合軍總司令部より別紙写の本年五月二十七日附覽書を以つて政府並に民間事業諸機關に対し

(一) 今後總司令部經濟科学局が要求する經濟資料を提出する様必要な訓令を發する事

(二) 右に關し經濟科学局は前記諸機關と直接連絡が許可された事を前記諸機關に指示する事を命令し來たので不取敢各省に於て夫々政府諸機關並に管下の重要な民間機關團體に対し公文を以て周知方御取計い願ふ。

其の際從來司令部よりの資料提出要求に対し提出期間を遅延したり内容が杜撰で再提出を命ぜられたり又は説明の爲めの出頭要求に対し指定時刻に出頭しなかつたりして問題を起した事も尠くなかつたが今後は之等の事態を惹起しない様併せて注意し置かれ度い。

尙各府縣に対しては内務省より御通牒煩度く都下の民間事業機關へは都下新聞を通じて終連より通知する。

本信送附先 各省次官

寫

聯合軍總司令部發五月二十七日附覽書

発信番号 AGO九一、三(二七MAY四六)ESS/RS(SCAPIN一三三七一A)

宛先 日本帝國政府

經由 東京終戰連絡中央事務局

件名 聯合軍總司令部に提出すべき經濟資料の件

一、日本帝國政府は政府諸機關及び民間事業諸機關に対し聯合軍總司令部經濟科学局が要求する經濟資料を提出するために必要な訓令を發す可し。

二、尙日本政府は上記諸機關に対し經濟資料を蒐集する爲め經濟科学局は右諸機關と直接連絡する事が許可されたる事を指示するを要す。

五十 麻薬取締規則公布ニ関スル件 (昭和二十一年七月十日官字五九号学校教育局長ヨリ官公私立大学高専校長宛)

標記の件に關し厚生省衛生局長ヨリ別紙写の通申越がありましたから御了知の上宜敷く御取計ひ願ひます。

寫

衛發第五五〇号

昭和二十一年六月二十九日

厚生省衛生局長

学校教育局長殿

麻薬取締規則公布に關する件

昭和二十一年六月十九日附厚生省令第二十五号ヲ以て新ニ麻薬取締規則ヲ公布シ即日施行スル事ニナツタガ此ノ規則ハ聯合軍最高司令部ガ我國ノ麻薬取締ヲ一層強化スル様指令シテ來タノニ基クモノデアツテ其ノ実施ニ付テ各地方長官宛別紙ノ通り通牒シテ置イタカラ御了承ナリタイ。

尙麻薬取扱者ノ登録制ヲ採用シタ結果今後麻薬ヲ使用スル者(処方箋ヲ発行スル者ヲ含ム)ハ厚生省ニ登録サレネバナライカラ貴官内ノ該当者ニ付テハ夫々別紙記ノ(三)ニ依ツテ居住地々方長官ニ所定事項ヲ具シテ申請セラレル様御注意願イタイ。又此ノ規則ガ

実施サレタ上ハ麻薬類ノ入手ハ他ノ医薬品ナドト異ナリ居住地方所在ノ地方卸賣業者カラ第四十條ニ定メテ取引用紙ニ依ツテ入手セネ
バナラヌシ勿論使用者相互ノ取引ハ出来ヌカラ是等ノ点ヲ充分徹底サセル様御盡力アリタイ。

追而引揚船ニ勤務スル様ナ醫師等ハ一應医薬品ノ補給ヲ受ケテキル病院ニ所属スルモノトシテ取扱ハレタイ。
昭和二十一年六月二十九日

宛

厚生省衛生局長

麻薬取締規則公布ニ關スル件

今般聯合軍最高司令部ノ指令ニ基キ麻薬ノ取締ヲ一層強化徹底サセル爲昭和二十一年六月十九日厚生省令第二十五号ニ新ニ規則ヲ
公布シ即日施行スルコトニナツタ就テハ本規則ノ施行上差当リ左記各項ニ付テハ特ニ充分了承ノ上遺憾ノ無イ様取計ヲハレ度ク尙段
通達スル。

記

一、麻薬ノ範圍ヲ從來ヨリ拡大シ阿片、コカ葉及之等カラ抽出サレタ一切ノアルカロイド、其ノ誘導体並之等ノ塩類ト更ニ之等ヲ檢
出スルモノ總テヲ包括スルコトニナツタノデ、ペペリン。ナルコチン。ナルセイレン等ハ勿論麻薬ヲ原料トシテ製造サレ而モ麻薬扱
サレナカツタモノモ一切適用ヲ受ケルコトニナツタ。

然シ誘導体ノ解釈ハ從來ノ通り原体其ノモノニ變化ノナイモノ即チ第一次的ノモノノミヲ指稱スル從ツテトロバコカイン。アト
ロピン。コタルシン。アポモルヒネハ適用ヲ受ケナイ。尙今迄ニ市販サレテキルモノデ当方デ調査シタ結果今回ノ規則ニ依ツテ麻
薬扱トナツタモノハ別表ノ通テハアルガコレハ絶対的ノモノデハナク他ニモ適用ヲ受ケルモノデアルト思ハレルガ若シ疑問ノモノ
ガアルナラ一應照会シテ貰イ度イ。

二、今回ノ規則ニ依ツテ手續せねばならぬものは司令部の意見もあり七月三十一日迄に總べて完了せねばならぬから其点特に注意の

こと

三、麻薬取扱者の登録は急速に実施する必要があるが時日が少なく相当困難も予想されるから差当りは各地方廳毎に規則第九條の手
続を採らせ其の内容に付ては直接審査の上仮登録の上各地方毎追番号の仮免狀を與へておき之等の名簿を厚生省に送付すること厚
生省は此の名簿で登録し本免許証を送るから之と免許狀を引換へてもらひたい。尙仮免狀には製劑業者(Ⅰ)小分業使用者(Ⅱ)家
庭麻薬販賣業者(Ⅲ)麻薬研究者(Ⅳ)の資格に從つて見易い処に赤色アラビヤ文字で明示すること。

四、官公立其の他の大病院等で医薬品の受扱。保管等の一切に付て所謂藥局長が全責任を負つて居る様な場合は此の者を麻薬取扱者
として登録するのは差支ない其の場合は資格は麻薬小賣業者とする。

五、麻薬の取引は一般医薬品の配給機構に依らず本規則で行ふが司令部側の意見として從來の統制会社での取扱は認めぬ方針である
から地方卸賣業者の決定の際は現在の地配会社でない個人的商社であつて適當なものを各地方の實情に應じて現品出廻りに支障の
ない様適當数を登録させる様にする。中央卸賣業者は全國的の販路を持つてゐる者を限り之を認める方針で東京及大阪所在の
医薬品販賣業者、家庭藥販賣業者、齒科用品販賣業者中から適當数を前記の方針に依り登録させる様東京及大阪両地方当局者に特
に御願する。

六、從來医薬品中には包裝記載數量と内容量と相違してゐるものを往々見掛けたが麻薬については政府の封緘もせねばならぬ、一方
其の受扱の正確を期せねばならぬから今後特に此の点に付製劑業者小分業者の注意を喚起すること。

七、規則の実施と共に政府の賣下げた証紙で封緘しない麻薬は取扱へなくなるが差当り政府制定の証紙の出來上る迄は厚生省で示し
た様式に準じた仮証紙を作成して適宜封緘する様取計ふこと。此の場合發行者としては当該地方廳名を入れること。

八、次の各項には聯合軍最高司令部から今次の新規則の公布のみ許可を得ると共に毎月末迄に報告方を日本政府が命令されたもので
之は正確に履行する必要があるから各報告については期日あるものは其の期日迄にそうでないものは其都度御報告せられ度イ。

(イ) 製劑業者小分業者卸賣業者の毎月の麻薬受扱及在庫數量(第四十三條及第四十四條)

(ロ) 登録者の毎月の各資格別異動報告

(ハ) 不正取引に依る没収麻薬に付没収場所品名及数量

(ニ) 登録非登録者別不正取引に依る起訴件数判決せられしものに付ては其の結果及内容明細

(ホ) 麻薬中毒患者に付性別中毒麻薬の種類症状原因及採れらるる措置但其数前月と変りない場合は数のみでよい。

(ヘ) 麻薬の盗難に付ては其の件数及簡単な内容之は毎月末一括でなく其の都度迅速に報告を要す。

一〇、従来麻薬関係で度々照会した件名で今会回の通牒と重複してゐるものは總て本通牒に依られたい。

麻薬品名

- 阿片アルカロイド塩酸塩
- 阿片エナス
- 阿片吐根散ドール散
- 阿片エキス丸
- 阿片乳糖散
- アナンチツツシン
- アロポン注射液
- アトモル
- アトロモール
- アトロモヒ注射液
- アトモヒ注射液
- アネシン液
- 阿片末
- 阿片坐薬
- 阿片根錠
- 阿片錠
- 阿片膠球
- アロポン末
- アロポンスコポラミン
- アロバン
- アトロピンモルヒネ注射液
- アトロモルヒン
- アトパール
- アンチドロール
- アロイタン
- アイラリン
- 印度大麻草チンキ
- 塩酸ユカイン注射液
- 塩酸コカイン膠坐薬
- 塩コカタンニンサン坐薬
- 塩酸モルヒネ注射液
- エクゴニン
- 塩モヒスコポラミン注射液
- エフババアトロピン
- オチトール
- オパール
- オポボンスコポラミン
- カフローゼ
- ケシガラエキス
- コカイン膠球
- サムトボンスコポラミン注射液
- 弱ツサルギン

アタキシリン
アイダインバイエキスベキレラント

印度大麻草

ネミノール

塩酸コカイン

塩酸コカイン錠

塩コカロト坐薬

塩酸モルヒネ

塩酸モルヒネ錠

塩酸エチルモルヒネ(チオニン)

塩酸モルヒネアトロピン注射液

オイコダール(塩酸チヒドロオキシコテイノン)

オタルガン

オポボン

オビスン

オビユーボン

カモボン末

ブアヤコチミツシン

ウシノール

アトロベリン

アトモンヒ

印度大麻草エキス

塩酸コカイン液

塩酸コカイン肛門坐薬

塩コカ軟膏

塩酸モルヒネ液

塩酸ババベリン

エクスペクト錠

エンモルヒン

塩コカアドレナリン注射液

オツエノール

オトリヂン

オポボアトロピン

オトレオン

オビユーボンスコポラミン

カモボン注射液

ゲノモルヒン

コカイン坐薬

三九六

ヒボチン	ヘフェクチン	硫酸モルヒネ
ビルホン	ベチナール	磷酸ヒドロコデイン散
ブシカイン	マイナーアトロピン	ルドンアトロピン
複方クロロホルムモルヒネチンキ	モナスコ	磷酸ムヒドロコデイン
複方コカイン水	モナボン	硫酸パバベリン
ペロニン	モルヒネ肛門坐薬	ルナー
ペーマルコチン注射液	コウダノンアトロピン	ルナーアトロピン
ベースコ	硫酸コデイン	ロイコレア
ペンソオモルモネ	磷酸ヒドロコデイン	芳香阿片酒
硫酸アトロピンモルヒネ注射液	マイナー	ルドン
モルヒネチンキ	ルドンスコボラミン	モルフエチン
ラウダノン	モヒ散	磷酸コデイン錠

五十一 校地校舎等調査に関する件 (昭和二十一年七月十九日発学三三九号学校教育局長官公私立大学長官公私立高等学校校長宛)

標記の件について別紙の通り照会致しましたが未だに調査書が本省に到達して居りませんので非常に支障がありますから至急御呈出下さい。

五十二 法人調査について (昭和二十一年八月十七日発学三七八号学校教育局長ヨリ)

事務上至急必要がありますから、貴校(附属学校を含む)後援会、同窓会、教職員会等関係法人について別記調査事項折返し御回報下さい。

追て右には定款又は寄附行爲二部添付して下さい。
法人に関する調査事項

- 一、名称
- 二、事務所所在地
- 三、目的及事業
- 四、設立許可年月日
- 五、設立当時及現在の資産並に出資方法
(資産は基本財産、普通財産別、動産不動産別に記載のこと)
- 六、設立者及設立当時の理事名
- 七、現在の代表者及理事名
- 八、社員数(社団法人の場合)

五十三 法人照会の件 (昭和二十一年六月十九日発社一一〇号社会教育局長ヨリ地方長官宛)

今般法人事務整理の必要がありますから貴管下社会教育關係の法人について左記様式により来る七月十日迄に御報告御願ひ致します。

記

名 称	目的及事業	事 務 所	代 表 理 事	設 立 許 可 年 月 日	事 業 年 度	社 員 数	備 考

備考

定款(又ハ寄附行爲)及役職員名簿添付願ひます。

五十四 学徒の生計調査に関する件

(昭和二十一年四月二十日発体六一号体育局長ヨリ各地方長官各大学高等専門学校長宛)

現在の学徒の生活の実情に付て承知致したいと思ひますが最近の学徒の生計調査(一部分の調査でも結構です)に関する資料がありましたら至急御送り願ひます。

五十五 戦災学校被害状況、復興計画及軍施設一時使用調に関する件

(昭和二十一年四月二十二日発体一六号臨時教育施設部長ヨリ各關係長宛)

首題ノ件事務上必要ニ之ニ付左記要領並ニ別表ニ依リ調査ノ上本省ニ五月二十日迄ニ到達スルヨウ至急御回報相成度

記

- 一、本調査ハ昭和二十一年四月一日現在トス
- 二、1 直轄学校 各自ノ学校ニ付
- 2 各都道府縣 各所轄公立大学及専門学校並ニ公私立中等学校以下ノ分ニ付
- 3 私立大学及専門学校 各自学校ニ付

三、第一号表

公立専門学校以上私立専門学校以上各学校別ニ就イテ調査ノコト(直轄学校ハ必要ナシ)

- 1 全 壊 全 燒
- 2 半 壊 半 燒 (補強工作不可能ニシテ且取毀シ改築ヲ要スルモノ)
- 3 大 破 破 壊 建物各部ノ補修ヲ要シ構造部分ノ補強ヲ要スルモノ
- 4 小 破 破 壊 建物構造部分以外ノ補修ヲ要スルモノ(建具、造作、壁、瓦等ノ補修)
- 5 疎開取毀

四、第二号表

備考 (一) 市部、郡部ニ區別シ夫々別紙トスルコト
 (二) 中等、青年学校、國民学校其ノ他ニ依リ公立私立ニ區別シテ計上スルコト

建築資材需給状況

種類	延坪数	資					材			
		木(業材)	合板	鉄鋼	釘	金	亜鉛鉄板	セメント	屋根葺材	硝子
1 バラック(校数)	建設延坪数	石	平方尺	延	延	延	三尺 六尺 枚数	延	坪	
2 轉用建物加工(延坪)	修理延坪数									
3 罹災建物補強工事(延坪)										
4 移等用補足資材(延坪)										

第五号表

計

○ 附帯工専用資材

1 電線	品	種	別	2 鉄管	品	種	別	3 其ノ他	
					m			(名称)	

名称建設一時使用ニ關スル調

各 学 校 名

区	分	事	項
1 希望物件	a 名称及場所	b 建物施設内訳 c 土地面積形状 d 其ノ他	
2 申請年月日			
3 認可年月日			
4 使用状況			
5 学校トシテノ将来ニ対スル方針計画(完成時ノ図画)	a 障碍ノ原因	b 交渉ノ經過	
6 未決定	c 將來ノ見透	d 本省其他トノ連絡状況	

第六号表

B 大学高等専門学校の教育

一 外國及外地引揚邦人子弟ノ轉校ニ関スル件 (昭和二十一年四月一日發学一七〇) 号学校教育局長ヨリ各学校長宛)

標記ノ件ニ關連シ本年二月二十四日附發学九四号高等学校大学予科、専門学校等轉入学ニ關スル件ヲ以テ通牒相成タル処右通牒中第二項及第五項ニ別途通牒トアルハ同年三月八日附發学五〇号通牒外國及外地引揚邦人子弟ノ轉校ニ關スル件ニ有之同通牒ニ於テハ第一学年ニ付テモ第二学年、第三学年ト同様轉学ヲ認ムル趣旨ニシテ外國及外地ノ学校ニ於ケル在籍学年が第一学年ナルトキハ勿論第二学年以上ナルトキモ本人ノ希望若クハ学力ノ程度及学校ノ事情等ヲ考慮ノ上第一学年ヘノ轉学措置ヲ講ゼラルル様致度次第ニ付御了知ノ上可然御取計相成度爲念及通牒

追而本年三月八日附發学五〇号通牒外國及外地引揚邦人子弟ノ轉校ニ關スル件ニ關シ國民学校初等科修了ヲ以テ入学資格トスル四年制ノ台湾ノ師範学校在校者ニ付テモ朝鮮ノ其レト同様取扱相煩度尙南洋ヨリノ引揚者ニシテ轉校希望ノ申出アリタルトキハ本人ヨリ外務省管理局總務部ニ連絡セシメラレ度

二 塩酸ヂアヤチルモルヒネ(ヘロイン)及其ノ製劑沒收ニ関スル件

(昭和二十一年四月六日) 日学校教育局長ヨリ

標記ノ件ニ關シ厚生省衛生局長ヨリ別紙寫ノ通り申越シ有之タルニ付テハ委細右ニテ御了知ノ上可然御取計相成度

藥度二五五号

昭和二十一年三月二日

厚生省衛生局長

文部省専門学務局長

塩酸ヂアヤチルモルヒネ(ヘロイン)及其ノ製劑ノ沒收ニ関スル件

標記ノ件ニ關シテハ客年十一月二十日附厚生省令第四四号塩酸ヂアヤチルモルヒネ及其ノ製劑ノ所有等ノ禁止及沒收ニ關スル件公布即日施行ノ上同日附發第一五二号ヲ以テ各都廳府縣長官宛別紙一ノ通牒夫々本年二月十三日附發第一七〇号ヲ以テ別紙二ノ通牒ネテ之ガ取扱方ニ付通牒致置候処貴管下各病院診療所ニ付テモ即ニ現品ハ夫々關係各地方廳宛提出済ノコトトハ被存候尙遺憾ヲ被認ムル点モ有之候條本件ノ重要性ニ鑑ミ貴方ヨリモ本趣旨ノ徹底方ヲ期セラレ度爲念此段及依頼候也
尙未提出現品アル向有之ラバ至急最寄廳府縣衛生課東京都、大阪府ハ藥務課宛提出セシメラレ度

三 附屬医院ノ清潔整頓ニ関スル件 (昭和二十一年四月六日發学一七二号学校) 号教育局長ヨリ医学關係大学専門学校長宛)

医学關係大学専門学校ニ於ケル附屬医院中ニハ院内極メテ不潔、不整備ノ爲入院患者收容上不適当ト認メラルモノ有之趣ノ処斯ル事態ハ速ニ改善ヲ要スル儀ニ付至急院内ノ清潔整頓ヲ実施シ患者ヲシテ満足シテ在院ノ得ラルル様御措置相成度連合國最高司令部ヨリ注意ノ次第モ有之方遺漏ナキヲ期セラレ度此段及通牒
追而不日連合國最高司令部ニ於テ貴学附屬医院ヲ視察致ス等ニ付御含置相成度

四 昭和二十一年度入学志願者数等ノ件

(昭和二十一年四月九日発学一八六号学校教育局长ヨリ官公私立高等学校校長官公私立大学予科長宛)

標記ノ件ニ関シ第一学年入学志願者数確定次第至急左記一号様式ニ依リ入学者ヲ決定シタルトキハ二号様式ニ依リ御報告相煩度

一 号表

計	分 科		備 考
	定 員	入 学 志 願 者 数	

備考 分科ノ欄ニハ文科、理科、其ノ他ノ分科ヲ記入スルコト

二 号表

分 科	定 員		入 学 志 願 者 数	受 験 者 数	入 学 者 数	備 考
	学 級 人 員	入 学 志 願 者 数				

備考 筆答試問問題二部添付スルコト

五 大学専門学校聴講生ニ関スル件

(昭和二十一年四月十八日発学一九三二号学校教育局長ヨリ)
男子官公立大学長同専門学校長(男子高等師範学校長宛)

終戦後ノ事態ニ処シ新日本建設ノ爲ノ施策トシテ今般一般人ノ教養向上政治教育、科学教育等ノ爲各大学、専門学校ニ於ケル講座ヲ開放聴講セシムルノ方途ヲ講ジ度別紙要領決定相成タルニ付テハ之ガ趣旨御了承ノ上之ガ実施方可然御取計相煩度此段依命及通牒追而本件ニ関シテハ要領(ハ)ノ書類ヲ具シ実施不能ノ場合ニモ事情ヲ具シ御報告相成度

大学、専門学校聴講生ニ関スル要項

- 一、大学、専門学校ニ於テハ一般人ノ爲ニ聴講生制度ヲ設ケ学生生徒ノ授業ニ支障ナキ限度ニ於テ聴講セシムルノ途ヲ開クコト
- 二、聴講生タリ得ル者ハ男女ヲ問ハズ当該大学、専門学校ノ講義ヲ理解シ得ル学力ヲ有スル者トシ当該大学、専門学校ニ於テ適宜銓衡ノ上入学セシムルコト
- 三、聴講生ヲ入学セシムル時期ハ学年ノ始メトスルコト但シ施設ニ余裕アリ且聴講上差支ナキ場合ハ学期ノ始メ等ニ入学セシメ得ルモノトスルコト
- 四、聴講期間ハ一ケ年以内トスルコト但シ事情ニ依リ更ニ継続シテ聴講シ得ルコト
- 五、聴講生ノ聴講シ得ル科目ハ入学ノ際許可ヲ得タル一科目又ハ数科目トスルコト
- 六、聴講生ニ対シテハ聴講料ヲ徴收シ得ルコト

七、聽講生聽講ヲ修了シタルトキハ聽講証明書ヲ交付スルコト
 八、本件ハ大学、専門学校ニ於テ聽講生規則(学期中ニ規定スルモ可ナリ)ヲ定メ本省ニ報告スルコト但シ今後ノ改廢ハ学期ト同様ノ手續ヲ爲スコト

六、イ、授業料徴収取扱ニ関スル件 (昭和二十一年四月十八日發学一九五号) (学校教育局長ヨリ大学専門学校長宛)

近時經濟事情ノ激変ニ伴ヒ学徒ノ負担スベキ学資ノ支弁ニ付テハ困難ナル事情アルニ鑑ミ授業料等ノ徴收ニ当リテハ封鎖支拂方法ヲ採用スルハ勿論父克ノ希望ニ依リテハ從來ノ学期拂ニ依リ差支無キモ原則トシテ月割分納トスル等學則ノ如何ニ拘ラズ最モ容易ニ納付シ得ル様特別ノ御措置相成度尙入学期ニ際シ校舍建築費、積立金其ノ他諸種ノ名義ヲ以テ寄附金品ヲ募集スル尙モ有之趣ナルモ右ハ不正入学ノ疑ヲ受クル嫌モ有之趣ニ之ヲ戒ムルハ勿論入学ニ關聯シテ金品ヲ受領スルガ如キコト無之様教職員ニモ御示達ノ上入学ノ公正明朗化ヲ期スル様格段ノ御配意相煩度此段依命及通牒

ロ、授業料徴収取扱ニ関スル件 (昭和二十一年四月十八日發学一九三号大学) (教育課長ヨリ医学關係大学専門学校長宛)

拜啓時下益々御繁榮之段奉賀候陳者本日授業料徴収取扱等ニ關シ別途通牒相成タル処右通牒中入学ニ際シテノ不正防止ニ關シテハ学校ノ存立ニモ影響ヲ及ボス如キ問題ヲ惹起スルヤモ因リ難キ虞モ有之ニ付右趣旨ノ徹底ヲ因リ万遺憾ナキヲ期セラルル様致度此段重ネテ申進候

七、学徒の生計調査に関する件 (昭和二十一年四月二十日發体六一号体育局長) (長ヨリ各地方長官各大学高等専門学校長宛)

現在の学徒の生活の實情に付て承知致したいと思ひますが最近の学徒の生計調査(一部分の調査でも結構です)に關する資料が有りましたら至急御送り願ひます。

八、軍關係学校出身者の入学に関する件 (昭和二十一年四月二十二日發学校教育局長) (長ヨリ官公私立大学高等専門学校長宛)

今回ノ入学考査ニ際シ軍關係学校出身者ヲ入学セシメ得ル數ハ昨年以來ノ軍關係学校出身者ノ轉入學者數ヲ含メ學生生徒數ノ一割ヲ限度トスルコトニ変リキヲ以テ念ノ爲メ通牒ス。

九、専門学校生徒調査ニ関スル件 (昭和二十一年四月二十二日發学校教育局長) (育局長ヨリ官公私立専門学校長)

標記ノ件ニ關シ別紙様式ニ依リ御調製ノ上來ル六月十五日迄本省ニ必着スル様御回報相成度
 第三表 現在教職員教調

- 一、専任教員 名
- 二、兼任教員 名
- 三、助教員 名
- 四、書記 名

記入上ノ注意

- 一、第一表種別ノ欄ニハ本科、別科、研究科、予科、教員養成所、附屬学校等ヲ記入ノコト
- 二、生徒数中左記ヲ内数トシテ附号ヲ附シ列記スルコト
 ×印ハ外國人、○印ハ女子、△印ハ陸海軍ヨリ入学シタルモノ

十 私立学校ノ財政状況報告ニ関スル件

(昭和二十一年四月二十三日發学一九九号学 校教育局長ヨリ私立大学高等専門学校校長宛)

戦災ニ罹リタル私立学校ニ於テ復興ノ爲ニ財政上種々ナル困難アルヤニ聞き及ブニ付テハ戦災私立学校復興資金トシテ特殊預金解除方申請ノ資料トシテ左記ニ依リ貴校ノ財政状況至急御報告相成度爲(一)ニ付テハ戦災ニ罹ラザル学校ニ於テモ必ズ御報告相成度

記

- 一、昭和二十一年三月末現在ノ財産目録
- 二、昭和二十一年度予算
- 三、戦災ノ程度(戦災建物坪数、諸設備件数及其ノ損害價格等ヲ可及的詳細ニ)
- 四、復興ニ要スル資金及其ノ目下予定セル財源及其ノ收入方法
- 五、特殊預金ノ金額

十一 外地及外國引揚學徒轉入学措置ニ関スル件

(昭和二十一年四月二十五日發学二〇一号直轄 諸学校長、官公私立大学高等専門学校校長宛)

ユ、件ニツイテハコレマデ度々本省カラ通牒シ各学校ノ御協力ヲ願ツテオルノデアアルガ近來引揚學徒ノ数ガ漸次増加スルニシタガヒ設備人員等ノ關係テ学校ニ依ツテハソノ轉入学ガ非常ニ困難ニナツテ來テ居ルモノモアリ又幾分ナリトモ轉入学ガ出來ル学校モアルヨウナ実狀デアアル然シ引揚學徒ニハ眞ニ同情シナケレバナラヌト共ニ其ノ希望ヲカナヘテヤルヨウニ努メタイト思フノデ先ニ通牒シタ定員ノ一割ノウチデ現在受ケ入レノ余裕アル人員又ハ定員ノ一割以上ニナツテモ收容可能ノ場合ハソノ收容可能ノ人員ヲ至急報告スル様御願スル

尚コノ收容可能数ノ調査ハ全面的ニ最モ正確ニソノ実相ヲ知り今後ノ引揚學徒ノ受入レ対策樹立ノタメ資料トシタイト思フノデ各学校必ズ四月三十日現在ニ於ケル狀況ヲ左記様式ニ依ツテ速ニ御報告願イタイ。若シ一名ノ收容ヲモ不可能トスル様ナ事情ガアレバソノ実狀ヲ報告煩ハシタイ又事情ニ依ツテハ係官出張ノ上御願モシ又ハ調査モスル予定ガアルカラ御含置ヲ願イタイ。

記

一、学生生徒数現況調査

学年	部科別	調査事項		定員	現員			定員超過人員	更ニ收容可能ノ人員	備考
		當初ヨリノ在學者	外地引揚轉入學者		軍學徒轉入學者	其ノ他ニ學ヨル轉入者	計			
合	計									

二、引揚學徒轉学措置ニ対スル希望又ハ所見

十二 専門學校備品調査ニ関スル件 (昭和二十一年四月三十日学校教
育局長ヨリ官立専門學校長宛)

標記ノ件ニ関シ左記様式ニ依リ目錄ヲ御調製ノ上來ル五月二十五日迄ニ本省ニ必着スル様御回報相成度
様式

品名	数	量	備	考
藥品類				
圖書				
実験実習資材及機具				

備考

昭和二十年四月以後入手ノ分ノミ調査ノコト

十三 戦利品の押収ト報告ニ関スル件 (発学二一八号昭和二十一年五月二
日学校教育局長ヨリ各學校長宛)

コノ件ニツイテ、本年四月十九日附聯合國軍最高司令部カラ別紙ノ通り覚書ガアリマシタカラ、各學校ニテ至急御調査ノ上ソノ報
告ヲ右覚書附録ノ様式デ五部英文デ作成、五月十五日迄ニ必ズ提出シテ下サイ。ナホ該事項ガナイ場合デモノノ旨必ズ報告サレル
様御願ヒシマス。

十四 學徒數、校舎、教員數等調査ノ件 (昭和二十一年五月二日学校教育局長ヨリ
専門教育課長ヨリ専門學校長宛)

標記ノ件ニツイテ聯合軍最高司令部教育情報部ノ要求ニ依リ昨年十二月十七日附発学八五号デ調査方ヲ依頼シマシタガ貴校ノ報告
ガマダ到着シマセンノデ司令部ニ対スル報告ニ困ツテ居リマスカラ至急別紙ノ調査書ニ記入シ五月十一日迄ニ必ズ本省ニ到着スル様
提出シテ下サイ。
或ハ以前ノ報告ヲ提出セラレタトシテモマダ本省デ受取ツテイマセンノデ必ズ御報告下サイ。

十五 昭和二十一年入學志願者及入學者調ノ件

(昭和二十一年五月八日発学二一八号学校教
育局長ヨリ官立大学長(予科ヲ含ム)宛)

標記ノ件について司令部と接渉するため至急に調査する必要がありますので左記様式で御調べの上事項を持参するか又は電信で御
報らせ下さい。

記
(大学々部)学部入學志願者調

学 部	(1)二十一年入學者ヲ含 メタル全學生數	昭和二十一年		備 考
		(2)入學志願者數	(3)入學者數	
計				

十七 教職員退職措置に関する件

(昭和二十一年五月十日発学二二二号学
校教育局長ヨリ私立大学専門学校長宛)

貴学(校)の教職員で本月七日以後に退職をしようとするものに付ては病氣其他止むを得ない一身上の理由に基くものを除き昭和二十一年勅令第二六三号「ボツタム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去就職禁止及復職等ノ件」(五月七日官報登載)の規定に基きすべて調査表を徴し又は適格審査委員会の審査に付する等の手續をふんだ後処理することになつてをるので遺漏なく御取計下さい

十八 軍関係学校出身者ノ入学ニ關スル件

(昭和二十一年五月十一日学校
教育局長ヨリ各専門学校長宛)

地標記ノ件ニ關シテハ四月二十二日附ヲ以テ取敢ヘズ通牒致シ適宜措置セラレ居ルコトト存ゼラルモ目下退職陸海軍人及生徒、外外國引揚者等ニ対スル短期実務教育ヲ目的トスル専修科モ右軍関係学校出身者ノ入学セシメ得ル数ニ含ムヤ否ヤ聯合軍司令部ト折衝中ニ付左記ニ依リ何分ノ指示アルマデ措置セラレ度

記

一、既ニ合格者ヲ発表セル学校

右専修科ヲ含メ軍関係学校出身者ノ入学者数ガ学生生徒数ノ一割ヲ超過セル場合ハ軍関係学校出身者ノ入学ヲ保留スルコト

二、合格者未決定ノ学校

何分ノ指示アルマデ合格者発表ヲ見合セルコト

十九 昭和二十一年入学志願者入学者及現在学生生徒数等調査の件

(昭和二十一年五月十一日発学二二五号学
校教育局ヨリ各帝國大学官公私立大学宛)

標記の件に關し別紙様式に依つて御調査され本年六月十日迄に本省に到着するやう御報告願います

第一表

大学学部入学志願者入学者及現在学生数調

学部	学科	入学		現 在 学 生 数						
		定員	昭和二十一年四月 入学志学者	二十一年 四月	二十年四 月入学	十九年十 月入学	十八年十 月入学	十七年十 月入学	十六年四 月入学	
〇〇学部	〇〇学科									
計										
大学院										
〇〇学部										
計										
選科生										
										計

分科	入学志願者(受験者ノミトス)			入学者		
	本年中等 学校卒業 者又は 第四学 年修了 者	二十年三月	十九年三月以前	本年中等 学校卒業 者又は 第四学 年修了 者	二十年三月	十九年三月以前
計						

備考

1、中等学校中実業学校は○印を以て検定試験合格者は卒業の欄に□印を以て記入すること

第五表

学生生徒退学調

○大 学
○大 学予科

学部	家庭ノ都合	一身上ノ都合	他学校入学	病氣	死亡	其ノ他	計
備考							

- 一、本表は学部学生及予科生徒に付昭和二十年四月より二十一年三月末日迄一年間の退学者数を記入すること
- 二、本表は甲表学部乙表予科とし別紙に記入すること

二十 戦利品ノ押收並ニ報告ニ関スル件 (昭和二十一年五月十四日彙学二二)

号学校教育局長ヨリ各学校校長宛

コノ件ニツイテハ先キニ五月二日附ヲ以テ通牒致シマシタガ司令部覚第二項ノ「地域」ハ司令部ヨリ別表ノヤウニ申越ガアツタノデ御承知下サイ。尙報告ハ和文七部英文九部ヲ五月二十日迄ニテ願シマス尙該当品ナキトキハ和文(二部)ニテソノ旨報告下サイ

別表

提出要領

- 一、用紙別表の如く各地域別に記載するものとす
- 二、地域別左の如し

- 中華民國 (満洲國を含む) China
- 佛 印 French Indo china
- 泰 印 Thai
- 馬來 Malaya
- ビルマ Burma East
- 蘭 印 Netherland India
- 英領ボルネオ British Borneo
- 比 島 Philippine Islands

二十一 戦災学校の位置変更に関する件 (昭和二十一年五月十五日学校教育局大学教育課)

戦災の爲学校の全部又は一部の位置を変更し又は変更しようとする学校は新位置を公示して置く必要もありますから至急左記により手続をして下さい

記

- 一、新位置名
- 二、新位置の校地(校舍配置を示す略図及坪数)
- 三、校舍略図及坪数
- 四、移轉年月日

二十二 入学者決定及び入学期日について

(昭和二十一年五月二十二日発学二四二号学校教育局長ヨリ官公私立高等学校校長官公私立大学予科長教員養成諸学校校長官公私立専門学校校長宛)

標記の件に關して本年四月二十七日附並に五月八日附電信を以て一應入学者決定及び入学期日の延期を通牒致しましたが軍關係学校在学者卒業者等よりの轉入学者数が昨年以來の轉入学者数と今回の入学許可数とを合せ明らかに本年度全生徒数の一割以内である学校に於ては入学者決定及び入学式挙行を実施せられるも差支ありませんからよろしく御取計下さい

追而該当事者が一割以上の場合は從來通り別途指示のあるまで延期せられる様願います

二十三 宣傳用刊行物の没収について (昭和二十一年六月五日発学一八二号学校教)

此のことについては本年五月十七日附発学一八二号(直轄学校については四月八日附発学一八二号、同月二十四日附省学五号)通牒で指定せられた宣傳用刊行物の保有状況の報告と送付方を依頼しましたが今回別紙写(指令欄参照)の通り追加覚書(追加四号)がありましたので先に通牒しました様式に依り刊行物の保有状況の報告及び送付方をお願いします(指令五月十七日付ハ該指令ノ項参照セラレタシ)

二十四 中華民國々立図書館の図書について (昭和二十一年六月十日発学二七〇号学校教)

このことについて聯合國軍最高司令部から別紙写(指令欄参照)通り指令があつたので、直ぐ御調査の上図書目録の作成開始等適宜の措置をとられ、その報告方を御願いたします。なほ第二項の保管場所については追つて決定次第通知します。又該当図書のない場合にも、その旨報告方を御願します(聯合國軍最高司令部ノ指令ハ別欄掲載)

二十五 宣傳用刊行物の没収について (昭和二十一年六月十日発学一八二号)

このことについては本年五月十七日附発学一八二号、六月五日附発学一八二号(直轄学校については四月八日附発学一八二号、同月二十四日附省学五号)通牒で御依頼しましたが今回更に別紙写(指令欄参照)の通り追加覚書(追加第五号)がありましたので先の通

陳の様式に依り刊行物の保有状況の報告及び送付方を御願ひします

二十六 学位論文審査手数料の増額に関する件 (昭和二十一年六月十二日発会一三八号文)

学位論文審査手数料は従来百円であつたがこれを三百円に増額し昭和二十一年四月一日から適用することに決定したから了知せられたい

右命に依つて通牒する

追て規程の改正が本通牒に依つて増額するのみの場合は認可の手続を省略し開申で差支ないから念の爲申添へる

二十七 学位論文審査手数料の件について (昭和二十一年六月十三日発学二五)

標記の件は従来百円であつたが各大学からの要望もあり之を三百円に増額することに決定したから御了知下さい
追而右増額の爲の規程の改正は手続を省略し報告で差支ないから可然御取計下さい

二十八 封鎖預金支拂解除申請承認資料について

(昭和二十一年六月十五日発学二六九号文)
校教育局長ヨリ官公私立専門学校長宛

標記の件について大蔵省に於て認可の必要上別紙用紙に御記入の上六月末日迄に必着する様に御送り下さい

別紙

総額	年度				事由	備考
	二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度		
	右財源	右財源	右財源	右財源	震災ニヨル復旧費	
	右財源	右財源	右財源	右財源	学校新設ニヨル臨時費	
	右財源	右財源	右財源	右財源	学校施設充実ニ依ル臨時費	
	右財源	右財源	右財源	右財源	其他	

備考

財源トハ封鎖預金、特殊預金、寄附金、縣費及起債等ヲ言フ

二十九 元航空に関する学科、研究所等に関する機械器具等の轉用に関する件

(昭和二十一年六月二十四日発学二八一号学校教育局長ヨリ航空ニ關スル学科、研究所等ヲ置イタル大学専門学校長)

標記の件に關しては、本年一月二十三日附発学三七号通牒に依り(ア)明かに航空に關するもの(イ)航空に關するものなりや否や判

別し難きもの等に分類し、使用許可の申請をした向もあつたので、右認可方、聯合國軍最高司令部に対し、一括申請中であつたが、今般同司令部から、別紙写の通、本年一月二十日附聯合國軍最高司令部覚書「日本の航空機製作工場軍工廠及び研究所の保全管理に關する件」に依つて指定せられた研究所等を除いて、元航空学科又は研究所等で、從來使用していた機械器具類等は、航空關係の研究授業等に使用するのでなければ、他に轉用しても差支ない旨の指示があつたから、御承知下さい。

但し右轉用に當つては、昨年十一月二十四日及び十二月三日附発学四〇号並びに本年一月二十三日附発学三五号通牒御参照の上、手落のないよう御留意願いたい。

三十 宣傳用刊行物の沒收について (昭和二十一年六月二十四日發学一八二号學) (校教育局長ヨリ官公私立大學專門學校長宛)

このことについては本年五月十七日附、六月五日附六月十日附發学一八二号(直轄學校については四月八日附發学一八二号、同月二十四日附省学五号)通牒で御照会したが今國更に別紙写(指令欄参照)の通り追加覚書(追加六号)があつたので先の通牒の様式に依り刊行物の保有狀況の報告及び送付方を御願います。

三十一 高等学校高等科学力檢定試験志願者及合格者數調に關する件

(昭和二十一年六月二十七日發学二九七号學) (校教育局長ヨリ帝國大學總長官立大學長宛)

標記の件について左記様式に依り御調査の上來る七月十日迄に本省に到着する如く御報告下さい

高等学校高等科学力檢定試験志願者及合格者調

年 度	科 別	〇〇年度		合 計	備 考
		計 理 文	計 理 文		
〇〇年度	大学に於て施行したもの				
	志願者				
〇〇年度	高等学校に委託したもの				
	志願者				
〇〇年度	合 格 者				
	志願者				
〇〇年度	合 格 者				
	志願者				
合 計	文 理 計				
	文 理 計				

備考

- 一、本調は昭和十一年度より昭和二十年度までの十ヶ年分を調査すること
- 二、科別は文科理科を区分すること

合計	全額
	財源

備考

- 1、本表中財源の欄には封鎖預金、特殊預金、寄附金、都道府県費及起債等の別を記入すること
- 2、資材の入手状況及入手予定には資材種目別に数量を記入すること

三十四 大学院特別研究生に関する件 (昭和二十一年七月三日発学二八三号学校)

標記の件に關して本年三月三十一日附発学一四二号を以て昭和二十一年度に於ける大学院特別研究生の学資は現在額の二倍に増額するやう大蔵省の査定を経たる旨通牒致したが今般本年四月分より実施致すこととなりましたから御了知の上宜しく御取計い下さい

三十五 陸海軍諸学校在学者及卒業者等の大学高等専門学校への入学に関する件

(昭和二十一年七月四日発学三一四号学校教育局長ヨリ各学校校長宛)

標記の件に關しては聯合國司令部の諒解の下に次の様に措置することになったから右に基き入学者を決定する様なるべく御取計い下さい。此の度命に依つて通牒する

軍關係学校在学者及卒業者の取扱要領

- 一、大学高等専門学校等に於て陸海軍諸学校在学者及び卒業者等を入学せしめ得る限度は從來入学せしめた者を含めて全学生生徒数の一割を超過することは出来ない

従つて高等専門学校等に於て昨年軍關係諸学校在学者及び卒業者の轉入学者数が現在の全生徒数の一割を超えている場合には今年度の入学者はないことになる

- 二、陸海軍諸学校等に入校していた者で在学期間が一ヶ年に満たない者は特に前項の一割制限から除外される、この除外例は新に入学者についてのみ適用するもので昨年轉入した者には適用しない。
- 三、前項に依つて特に除外例の適用を受ける者は一般の入学志願者に準じて取扱われるが一般者と同一条件の場合には一般者を優先して入学させる

備考

- 一、専門学校に臨時に附置した職業指導の爲の専修科の講習生は正規の生徒にあらざるを以てこの制限から除外する
- 二、本措置によつても猶軍關係諸学校在学者及卒業者等の中優秀なる成績の者が一人も入学出来ない場合には他の一割制限の余裕ある学校への轉校の措置を講ずることが出来るかも知れないから該当者の氏名、希望学科、成績等を本省に報告して下さい

三、本措置に依つて決定したる結果は速に詳細なる報告書(別紙)を本省に提出して下さい

陸海軍諸学校在学者及卒業者等の入学状況報告書

学校名

1 学年別	2 昭和二十一年度 全生徒数	3 軍關係轉入学者数 (本年度ヲ除ク)	4 一般者	5 一年以上の軍關係者	6 一年未満の軍關係者	7 計	8 (3)ト(5)ノ 合計

記入注意

- 一、本表は大学学部を除く高等専門学校(大学予科、教員養成諸学校を含む)に付調査のこと
- 二、本表は入学者決定次第報告のこと、尙本年五月十一日附発学二二五号通牒調査は別途至急提出のこと
- 三、軍関係学校在学者にして一ヶ年未満の者には例えば昭和十九年九月以降に軍学校に入校し終職の際解除となりたる者の如きものを指す

三十六 引揚教職員採用状況調査について

(昭和二十一年七月十八日発学三三六号学校教育局長ヨリ)
(長ヨリ公私立大学高等専門学校校長直轄学校校長宛)

終職以来貴校に採用になつた旧外国外地(樺太、沖縄を含む)からの引揚教職員につき左記様式により状況調査の上来る八月十日迄に報告されたい。

尙右該当のない学校でもその旨報告されたい。

追而調査報告書は本省学校教育局内引揚教職員学徒相談室宛に御郵送されたい

記

引揚教職員採用状況調査

氏名	採用職名	俸給額	採用年月日	引揚前在学校名及地位	備考

注意

- 1、調査は七月末日現在で記入すること。
- 2、引揚前在職学校名には外地外国名(例台湾、中華民国等)を冠して記入すること。
- 3、引揚教職員採用に關して御意見等があつたら末尾に附記して申出られたい。

三十七 外国人留日学生卒業期繰上げに関する件

(昭和二十一年七月十九日発学三二七号学校教育局長ヨリ)
(官公私立大学、高等専門学校校長、教員養成諸学校校長宛)

昭和二十二年三月卒業予定の大学附屬専門部、高等専門学校在学の留日学生であつて食糧其他生活困難なる事情の爲本年中帰國を希望する者に対しては左記により措置する様御取計願ひたい

記

- 一、本年九月中に於て資格認定に必要である試験を行い卒業の見込ありと認むる者に対しては卒業見込証明書を授與し明年三月卒業證書を授與すること
 - 二、これが爲学力補充に必要である適当な措置を講ずること
- (備考) 大学学部の学生に付ては明年九月卒業予定に付本措置には含めてない

三十八 外国及外地引揚邦人子弟の轉校に関する件

(昭和二十一年八月一日発学三五)
(六号文部次官ヨリ各学校校長宛)

このことについては、昨年十二月一日附発学五〇号及び本年三月八日附発学五〇号等の通牒の趣旨に従いそれぞれ轉校の措置につ

いて格段の御配慮を煩わしたが引続き帰國し轉校を希望する向もあり又前回銓衡洩れになつた者で就学を希望する者もあるのである
九月左記要領によつて第三次の轉校の措置を講ずることになつたが左記理由御了察の上よろしく御協力をお願いする。

終戦以後旧外地外國より引揚ぐべき学生生徒数は大学二、三八二名、大学予科高等学校二、六三八名、専門学校一五、六三〇名計
二〇、六五一名であつて、内既約三、七〇〇名は轉入学を終つてゐるがこれ以外の多数の引揚学生生徒を收容するため新に学校を設
立することは種々の困難障害があつて実現の望少なき実情にあるため己むを得ず各官公私立大学高等専門学校に依頼して教育再起せ
しめる他なき状況にある。従つて各学校に於ては御迷惑の事とはお察しするが窮地ある同胞青年の救助の爲更に能う限り理解ある処
置をとられる様切望する。
右命に依つて通牒する。

記

一、今回轉校の取扱を行う学校は大学、大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校（高等師範学校、師範学校、青年師範学校、
教員養成所等）なること。

（中等学校、國民学校等については從來の例に依り随時轉校の取扱を行うこと）

二、出願の期間は概ね八月一日から九月十日迄とし、学校の都合によつては八月二十五日迄としてよい。願書には外國外地諸学校の
在学証明書又は之に代る何等かの証明の書類の写を添附して各校長宛提出すること。

三、銓衡の期日は概ね九月中とし各学校に於て適宜之を定めて発表すること。但し学校の都合によつて八月二十五日以降としても差
支ない。銓衡期日が決定したら八月二十日迄に必ず本省に報告すること。

四、銓衡の方法は口頭試問、身体検査の外適宜学科試験を施行し得ること

五、轉校は原則として同種同程度の学校間とするが、異種学校への轉校は各志願学校に於て試験成績の結果によつて認め得ること
（備考） 農医系学生生徒の同種学校への轉校は收容力が少い關係から、異種学校への轉校を勸奨してゐるので、これらの者に

ついでには特に留意して異種学校であるために殊更不合格としない様にする

六、外國外地の学校で在学していた学年より下級の学年へ志願することは之を認め又銓衡の結果によつて下級学年に移しても差支へ
ないこと

七、銓衡期日が重複しない限りなるべく教校を志願する様にしたので貴校志願者についても適宜勸奨すること

八、各学校に於ては教授設備の許す限り定員外として轉校を認めること

九、今回の轉校取扱は引揚邦人の子弟に限ること

十、轉校許可者が決定したら出來得る限り早く登校し得る様にする

十一、その他の点については昨年十二月十二日附発学五〇号の三、及び本年三月八日附発学五〇号による但し後者については三ノ

(一)項、(三)項(四)項(六)項を除く

十二、貴校に於て定員外として入学させる員数は次の通とすることなほ学級増加の分は九月以後にも行はるべき引揚学徒に対する轉
校措置に於て收容すべき人員をも含むのであるから、今回の轉校措置に際しては、それに対する余裕を見てをくことこの経費は昭
和二十一年度追加予算に計上の予定である

十三、師範学校に於ては出來得る限り多数轉入学せしめること、これに要する経費は右と同じく昭和二十一年度追加予算に計上の予
定である。

三十九 宣傳用刊行物の沒收について (昭和二十一年八月十四日發学一八
二號学校教育局長ヨリ各学校長宛)

本年五月十七日附、六月五日附、六月十日附、六月二十四日附、七月八日附發学一八二號(直轄学校については四月八日附發学一
八二號、同月二十四日附省学五號、公立学校については七月二十五日附發学一八二號)通牒で御照会したが更に別紙(指令欄参照)の

通り追加第八号覚書があつたので先の通牒の様式に依り刊行物の保有状況の報告及送付方を御願ひする
向この通牒受領の際は直に同封の受領書を返送されたい
四四〇

受領書

宣傳用刊行物の没収について

昭和二十一年八月十四日附通牒発字一八二号を昭和二十一年八月 日受領

校名

(文書受領者氏名印)

文部省学校教育局長殿

四十 金融緊急措置令及同施行規則等の適用について

(昭和二十一年八月十六日発字二〇四号)
学校教育局長ヨリ各学校長各地方長官宛

このことについては、從來屢々通知してきたが、今回更に次の如く決定せられたから御了知の上適当に取計おれたい。

記

一、中等学校以上の学生又は生徒の教育費については從來世帯を異にする場合にのみ一人につき月額百五十円を限り封鎖預金等から自由支拂を受け得らることとなつてゐたが、今回世帯を同じくする者については一人につき月額五十円を限り同様の支拂を受け得られること

二、国民学校及国民学校に準ずる私立学校児童の学校に納付する授業料、入学金又は実験費(学校に納付するものに限る)についても全額封鎖預金等から封鎖支拂をなすことができること

三、前記支拂を受け又は爲さうとする際に必要な在学証明書等を発行するに当つては二重発行等の事故を防止する爲萬全の措置を講ずること(例へば発行原簿を作成し割印を附する等)

四、なほ 昭和二十一年四月十一日附発字一一三号

昭和二十一年四月二十三日附発字二〇四号

昭和二十一年五月二日附発字二〇四号

昭和二十一年五月三十一日附発字二五七号

昭和二十二年六月二十一日附大蔵省告示第四八二号
同第四八三号、同第四八四号(別紙同封)参照のこと

大蔵省告示第四八二号

昭和二十一年二月大蔵省告示第二十五号の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十一日

大蔵大臣 石 橋 湛 山

四、世帯ヲ同ジクスル学生又ハ生徒ノ教育費ノ支拂ノ爲一人ニ付毎月五十円

大蔵省告示第四八三号

昭和二十一年二月大蔵省告示第二十七号の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十一日

大蔵大臣 石 橋 湛 山

三ノ二 学生、生徒又ハ兒童ノ授業料、入学金又ハ実験費(学校ニ納付スルモノニ限ル)ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額
三ノ三 通勤に必要ナル定期乗車券ヲ購入スル爲必要ナル金額

第四号中「昭和二十一年二月一日」を「昭和二十年八月十五日」に、

五 電話料金(公衆電話料金ヲ除ク)、瓦斯使用料及電氣使用料金支拂ノ爲之ニ要スル金額
大藏省告示第四八四号

昭和二十一年二月大藏省告示第二十八号の一部を次のやうに改正する

昭和二十一年六月二十一日

大藏大臣 石 橋 湛 山

第一号、第五号乃至第七号中「米穀通帳」を「個人金融通帳」に、「米穀以外ノ物資ノ配給ニ關スル通帳」を「之に代ルベキ書類」に改める。

十 規則第五條第一項第十一号ノ場合ニ在リテハ学生又ハ生徒ノ在学証明書其ノ使途及其ノ必要ナルコトヲ知ルニ足ル証明書類及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書類

大藏省告示第四八五号

昭和二十一年三月大藏省告示第七十五号の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十一日

大藏大臣 石 橋 湛 山

第一号中「四」を左のやうに改める

〔四〕上水道業

四十一 宣傳用刊行物の没収について (昭和二十一年八月二十三日発学一八) (二号学校教育局長ヨリ各学校校長宛)

この件については本年五月十七日附、六月五日附、同月十日附、同月二十四日附、七月八日附、八月十四日附発学一八二号(直轄学校については四月八日附発学一八二号、同月二十四日附省学第五号、公立学校については七月二十五日附発学一八二号)通牒で御照会したが今回別紙(指令欄参照)の通り追加九号覚書があつたので先の通牒の様式に依り刊行物の保有状況の報告及送付方を御願ひする。

尙右各通牒中未着の分があれば直に文部省学校教育局総務係宛御報告願ひたい。

四十二 北京大學各學院在學生の轉入學に関する件

(昭和二十一年八月二十九日発学三九六号) (学校教育局長ヨリ各官立私立大學校長宛)

外國外地諸学校の種類、程度については昨年十二月十二日附発学五〇号で通牒したが北京大學各學院の三年及び四年は、それぞれ内地大學学部的一年及び二年に相当するものと認められるので引揚學徒に対する轉入學銜は際しては、上記相当學年に志願を認める様取計はれたい

なほ南京中央大學、上海大學、廣東大學、北京輔仁大學の各學院及び北京中國學院の在學生についても右と同要領で措置されたい。

四十三 航空機乗員養成所生徒の工專轉入學の件 (昭和二十一年八月三十日発学四〇二号) (学校教育局長ヨリ各工業專門學校校長宛)

引揚学徒に対する第三次轉学措置に關しては本年八月一日附発学三五六号によつて通牒したが標記養成所は本省に連絡なく解散したためその生徒の轉入学については処置洩れとなつてゐたので之に限り今回引揚学徒に準じて轉入学の措置を講ぜられたい
なほ右養成所生徒は軍關係学徒ではないから、この点御承知されたい轉入学せしむべき学科学生は左の通である

記

- 一、高等科普通科在學生は工專の機械科、原動機科一年在學に相當する
- 二、高等科在學生は工專の機械科、原動機科二年在學に相當する
- 三、整備専修科在學生は工專の機械科、原動機科一年在學に相當する

C 師範学校及び青年師範学校教育

一 生徒ニ使用セシムベキ徽章、制服等ニ關スル件

(昭和二十一年四月六日發学一七八号学校
教育局長ヨリ師範、青年師範学校長宛)

昭和十八年三月二十二日發國二二二号及發國二二〇号並ニ昭和十九年四月一日發國二二五号及發國一六〇号ヲ以テ師範学校及青年師範学校ノ生徒ニ使用セシムベキ徽章、制服等ノ制定ニ關シ夫々通牒ニ及ビ実施相成タル処右ハ現下資材不足ノ折柄新規調製等困難ナル向モ有之モノト思料セラルルニ付当分ノ間必ズシモ本制定ニ準拠スルヲ要セズ貴官ニ於テ適宜御措置相成モ差支無之ニ付此段御了知相成度

二 師範学校処務規程準則改正に關する件 (昭和二十一年五月十七日發学二三八号学校教育局長ヨリ各師範学校長宛)

今般各師範学校に二級の事務官を置かれることになりましたのでこの機会に師範学校の事務機構を改善する必要があると認めまして別紙の通り師範学校処務規程準則を改正しましたからこれに準じて貴校の処務規程を改正して下さい。

追てこの準則通り改正した場合は改めて文部大臣の許可を必要としませんから改正規程を添へて報告して下さい。

何々師範学校処務規程(準則)

第一條 本校に庶務部及び教務部を置き庶務部に庶務課及び会計課を、教務部に教務課、厚生課及教具課を置く

第二條 庶務部及教務部に各々部長を置き庶務部長は一級の文部事務官を教務部長は男子部長(男子部長女子部長を置かない学校にあつては主席教官とする)を以つてこれに充てる庶務部長及び教務部長は学校長の命を受けてその所屬の事務を掌理し所屬各課の

事務を指導する

四四六

第三條 各課に課長を置き庶務課長及び会計課長は文部事務官を教務課長、厚生課長及び教員課長は文部教官を以つてこれに充てる
課長は校長及び部長の命を受けてその課の事務を掌理する

第四條 各課に課員を置く課員は課長の命を受けてその課の事務に従事する但し上司の命があるときは他の課の事務を助けることがある

第五條 課長に事故があるときは所屬の上席課員がその事務を代理する。但し時宜によつて特に代理を命ずることが出来る

第六條 学校長に於いて必要ありと認むる事柄については幹部会の意見を聞いて其の処理方針を定める

幹部会は男子部長、女子部長(女子部を置かない学校では教務部長とする)及び庶務部長を以て構成する

第七條 事務は總べて学校長の決裁を経なければこれを施行することが出来ない但し特に委任を受けたものはこの限りではない

第八條 各課の主管事務であつて他の課に關涉するものは總べてこれを合議しなければならない

第九條 庶務課は左の事務を行ふ

- 一 御眞影、勅語胆本及び儀式に關すること
- 二 官印及び校印を保管すること
- 三 職員の進退、身分、服務、賞罰及び恩給に關すること
- 四 当直及び宿直に關すること
- 五 文書の收受淨書及び発送に關すること
- 六 法令例規及び刊行物の整理並に編纂に關すること
- 七 学校一覽及び庶務課に關する統計に關すること
- 八 校内一般に關する規則の制定及び改廃に關すること

九 他課の主管に屬してゐない事項

第十條 会計課は左の事務を行ふ

- 一 歳入歳出予算に關すること
 - 二 現金及び物品の出納保管に關すること
 - 三 國有財産の管理及び校内警防取締に關すること
 - 四 營繕に關すること
 - 五 個人の進退及び取締に關すること
 - 六 学費の支給及び学費並に授業費の償還に關すること
 - 七 校友会等の会計の監督に關すること
 - 八 文部部内政府職員共済組合に關すること
 - 九 会計課に關する統計に關すること
 - 十 会計に關する規則の制定及び改廃に關すること
 - 十一 其の他会計に關すること
- 第十一條 教務課は左の事務を行ふ
- 一 教科科目、授業時数及び休業等に關すること
 - 二 生徒の入学、退学、休学及び轉学に關すること
 - 三 生徒の褒賞及び懲戒に關すること
 - 四 生徒の成績考査、課程の修了及び卒業の認定に關すること
 - 五 生徒及び卒業者の各種説明又は請願届に關すること

四四七

- 六 校友会又は生徒の集会等に関する事
- 七 教育実習及び研究旅行等に関する事
- 八 代用附属校園及び地方教育実習指定学校に関する事
- 九 特別講義及び講習会等に関する事
- 十 教務に関する統計に関する事
- 十一 教務に関する規則の制定及び改廃に関する事
- 十二 その他教務に関する事

第十二條 厚生課は左の事務を行ふ

- 一 職員(候補員を含む以下同じ)及び生徒の保健、衛生及び身体検査に関する事
 - 二 職員及び生徒(附属校園の児童及び幼児を含む以下同じ)の福利厚生に関する事
 - 三 職員及び生徒の体育運動並びに運動場及び其の施設に関する事
 - 四 寮に関する事
 - 五 農場の経営管理に関する事
 - 六 厚生課に関する統計に関する事
 - 七 厚生に関する規則の制定及び改廃に関する事
 - 八 その他職員及び生徒の厚生に関する事
- 第十三條 教具課は左の事務を行ふ
- 一 教具の整備及び配置に関する事
 - 二 教具及び図書目録の編纂に関する事

- 三 教具及び図書の整理保管に関する事
- 四 書庫及び閲覧室の管理に関する事
- 五 図書の閲覧に関する事
- 六 官報、新聞、雑誌、年報、学校一覽等の整理保管に関する事
- 七 教具課に属する統計に関する事
- 八 教具及び図書に関する規則の制定又は改廃に関する事
- 九 その他教具及び図書に関する事

第十四條 男子部及び女子部に夫々事務部を置きこれに主任及係員を置く主任及係員は男子部長又は女子部長の命を受けて部に属する事務を掌理する

部に属する事務は總て部長の決裁を経なければこれを施行することが出来ない(女子部を置かない学校では本條の規定はいらぬ)

第十五條 本校に到着した文書は庶務課が文書を收受したときはその文書の主管課毎に「文書收受簿」にその件名及び発信者名を記入し收受文書には收受年月日及び收受番号を附して学校長の檢閲を受けたる後主管の部長に配附しその受領印を徴しなければならない

親展会は「親展会收受簿」とその発信者及び受信者の氏名を記入し封緘のままこれを受信者に配布しその受領印を徴しなければならない

第十六條 文書の配付を受けた部長はこれを檢閲した後主管課長に配付し課長はこれを「文書処理簿」に記入した後主任者にその処理方法を示して処理案を起草せしめなければならない

第十七條 決裁済の文書であつて他に発送しなければならないものは庶務課に於いて淨書校合した後これを発送し決裁文書には発送

番号及び発行年月日を記入して起案者に返付しなければならない

前項の規定は機密文書及び特別の技術を要するものについてはこれを適用しない

発送文書の番号は收受文書に対する回答又は報告は文書の收受番号により新に発するものは「文書発送簿」による番号を用ゐる

第十八條 文書の処理が完了したときは主務課(男子部及女子部に事務部を置く学校にあつては「主務課又は事務部」とする)に於いて類別に編纂してこれを保管しなければならない

第十九條 文書の收受、帳簿の記入、淨書、発送等に關する手続の細則並に文書收受簿、親展文書收受簿、文書発送簿及文書処理簿の様式は庶務部長が別にこれを定めなければならない

第二十條 本部に於て発送する文書の符号は左の類別に依る

- 何々師庶第 号 庶務課に属するもの
- 何々師会第 号 会計課に属するもの
- 何々師教第 号 教務課に属するもの
- 何々師厚第 号 厚生課に属するもの
- 何々師具第 号 教員課に属するもの

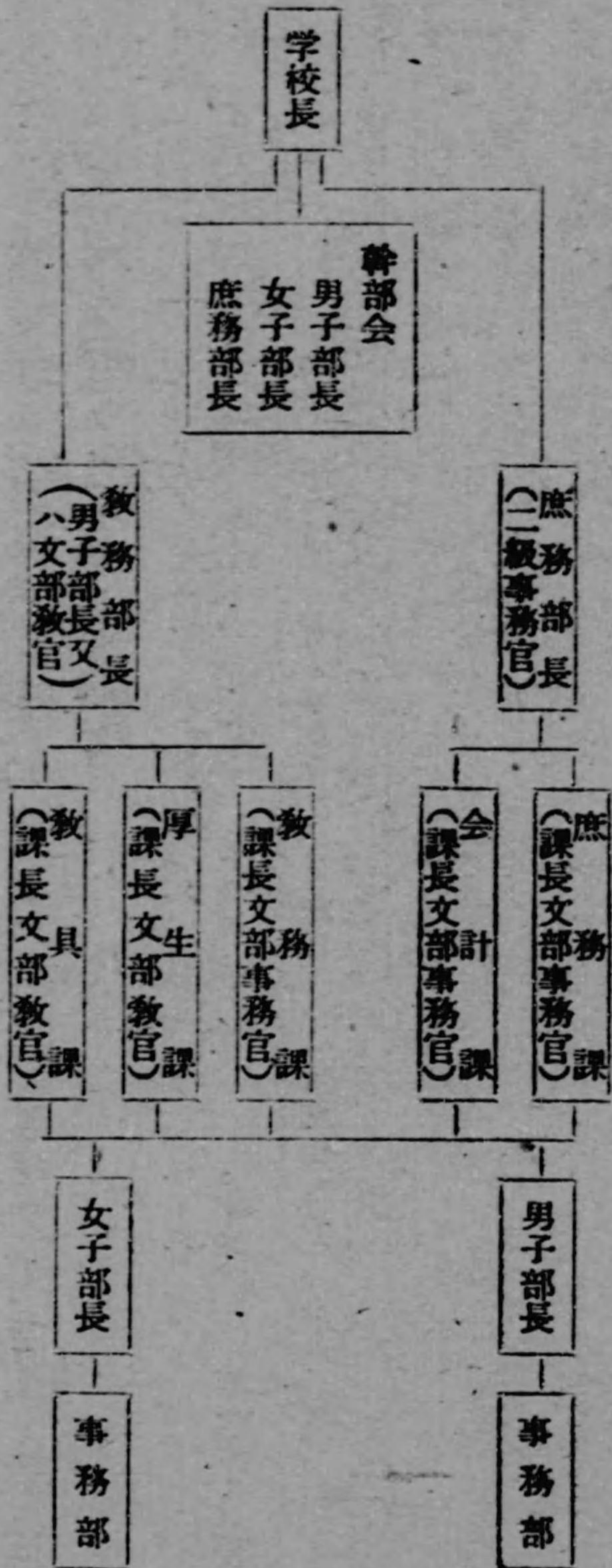
番号は符号別に附け毎年一月に起り十二月に止める

附 則

本規定は昭和二十一年 月 日よりこれを施行する

(参考)

師範学校事務処理系統図



三 教員養成諸學校卒業生に対する學力補充講習実施に關する件

(昭和二十一年八月二十二日発学三八) 三号學校教育局長ヨリ地方長官宛

今般教員再教育の一環として教員養成諸學校を昨年九月卒業した者の學力を補充し且つ新教育方針の徹底を計る爲別紙要項に依つて講習を実施することとなつたについては貴管内右該当教員の出席には特別の御配慮を御願する

(別紙略)

D 中等学校の教育

一 外国及外地引揚邦人子弟の轉校に関する件 (発学二三三号昭和二十一年五月十二日 日学校教育局長ヨリ各地方長官宛)

標記の件に關しては昭和二十年十月六日附発國一九九号國民教育局長通牒及昭和二十年十二月一日附発学五〇号学校教育局長通牒の趣旨に基いて御取計ひになつて居りますが今般引揚邦人子弟に付て調査上必要がありますので之等子弟であつて昭和二十年八月十五日より本月十日迄の間に於て貴管下の中等学校に轉校した者及び今年度新に貴管下の中等学校の第一学年に入学した者の数を左記の様式に依つて今月末日迄に本省に必着するやうに御報告を願ひます。

記

外国及外地引揚邦人子弟の轉校及入学状況調

(昭和二十一年五月十日現在)

中等学校	昭和二十年八月十五日ヨリ昭和二十一年五月十日迄に轉校セル者	昭和二十一年度新ニ第一学年ニ入学セルモノ	備考
高等女学校			
工業学校			
農業学校 (女子)			

商業学校 (男子)	水産学校	其他の実業学校 (男子)	計
女子	校	女子	

備考

- 一、此の調査には専檢指定学校をも含むこと
- 二、欄の中に男子とあるは男子のみの学校及び男子部女子部併置の学校の男子部を、女子とあるは女子のみの学校及び男子部女子部併置の学校の女子部を意味する。
- 三、昭和二十一年五月十日現在にて記入すること。

二 公立私立盲學校及聾啞學校經費に関する件 (昭和二十一年七月八日学校教育局長ヨリ各學校長宛)

本件について至急調査の必要があるので別紙様式によつて来る七月末日までに到着するやうに御報告下さい。

(昭和二十一年五月末日現在)

科 目	收										支			
	授 業 料	入 学 料	補 庫	助 道 府 縣	金 市 町 村	寄 附 金 及 其 他 ノ 收 入	合 計	設 立 者 負 担 額	経 常 費		臨 時 費			
									給 給	給 給	給 給	給 給		
予 算 額														
決 算 又 ハ 精 算 額														
予 算 額														
備 考														

合 計	出			
	計	其 ノ 他 消 費	時 々 積 立 金	臨 時 費
計				

調査上の注意事項

- 一、予算額は共に追加更正も含めて計上すること
- 二、決算額未だ確定しないときは精算額を計上すること
- 三、公立学校でも収入科目は出来るだけ区分して計上すること

三 盲学校聾唖学校就学状況並に校地校舍等調の件

(昭和二十一年七月二十四日学
校教育局青少年教育課長ヨリ)

標記の件について至急調査の上別紙様式により来る八月十五日までに御報告下さい

附記 戦災其他の爲め使用不可能又は他の校舍、兵舎其の他使用に決定又は内定してゐるものは出来るだけ其の旨を詳細に記入すること

年令別就学並ニ未就学児童調

盲児又ハ聾兒就学者

記入上の注意事項

一 学校種別は幼稚園、国民学校、青年学校、中学校、高等女学校、実業学校、専修指定学校、盲学校、聾啞学校の九校とする。調査表は学校種別毎に別個に作製する。同一種類の学校でも公私立ある場合は公立別個に作製する。従つて各府縣では計一八通の調査表を作製することになる。

二 札幌、仙台、東京(都)、横須賀、横浜、川崎、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、和歌山、呉、広島、福岡、八幡、長崎、熊本
 本の市域内にある右記種類の諸学校についてはその都市の所在する府縣の分とは別個に作製すること、従つて右諸都市の存在する府縣の地方長官は計三六通の調査表を提出することになる。従つて都市名は右諸都市の場合のみ記入する。

都市の部の調査表についてはその都市所在の公立学校全部について調査すること

(5)(8)(9)欄は幼稚園、国民学校、青年学校、盲学校、聾啞学校については記入しない

(8)(9)欄は一般定期的の入学試験に限り臨時の轉校試験の分を含まない

(6)(7)欄は余り無理をせずに收容可能なる人員が何名であるかを記入する更に何名收容し得るかという意味ではない、なほ在來の校舎及び在來の校舎以外の建物と云ふのは現に使用中のものに限ること

(30)(31)欄は従來の校舎とそれ以外の校舎との双方に於ける学級数の總計を記入すること

(33)(34)欄は幼稚園にあつては記入しない

(39)(40)欄は有資格者内数として括弧内に表示すること

(41)(42)欄は推定概数である、増減が見込まれるときは理由を附すること、増減が見込まれないときは八月一日現在と同数とする

こと

その他記入上の注意事項

一 各種学校は調査しない

- 二 独立校舎を有せざる学校はそれが附設されてある学校を使用してゐた限度に於て在來の校舎とみなすこと
- 三 特異なる統計数には必ず備考を附すること
- 四 該当数なきときは空白とせず必ず斜線等を以て示すこと
- 五 調査用紙は比較的地厚な良質紙を使用すること
- 六 統計数字相互の間に矛盾のない様注意すること
- 七 本調査は特記しない限り八月一日現在にて記入すること

現=他=校舎ヲ 求メテ授業中ノ 場合	生徒ノ50%以上 ガ移ツテキル学 校全体ニツキ	計・何ヶ所ニ分レ授業中カ ソコデ授業中ノ生徒総数	23	
			24	
	生徒ノ50%以下 ガ移ツテキル学 校全体ニツキ	"	25	
			26	
学 級	生徒ノ全員ガ移 ツテキル学校全 体ニツキ	"	27	
			28	
	(19)欄ノ学校ノ学級数総計		29	
	(20) "		30	
教 室	(21) "		31	
	(22) "		32	
	普通教室数		33	
農 耕 地	特別教室数		34	
	現ニ農耕中ノ土地(坪数)		35	
教 師	更ニ農耕可能ノ土地(坪数)		36	
	昭和十六年四月 現在	専 任	37	()
		兼 任	38	()
	本年八月一日現 在	"	39	()
		"	40	()
	明年四月必要ト サレル教師ノ概 数	"	41	()
"		42	()	
教師ノ住宅	支障アリト感ズルモノ		43	
	支障ナシト感ズルモノ		44	

備考

府 縣 名 都 市 名
学 校 種 別 公 私 立 ノ 別

調 査 事 項		欄番号	記入欄	
学 校	八月一日現在学校総数	1		
	昭和十六年一月ノ学校総数	2		
	昭和十六年以降二十年ノ間ノ新設校数	3		
	昭和十六年以降二十年ノ間ノ廃止校数	4		
生 徒	定 員	5		
	通常收容シ得ベ キ人員	在來ノ校舎	6	
		在來ノ校舎以外ノ建物	7	
	本年度入学志願者	8	男女	
	本年度入学者	9	男女	
	現 在 数	男	10	
		女	11	
		計	12	
	校舎戦災ノ程度	全校舎ノ70%以上罹災シタ学校数	13	
		全校舎ノ70%—25%罹災シタ学校数	14	
		全校舎ノ25%以下罹災シタ学校数	15	
		全ク罹災シナカッタ学校数	16	
罹災復興ノ程度	罹災部分ノ50%以上復興シタ学校数	17		
	罹災部分ノ50%以下復興シタ学校数	18		
校舎使用ノ状況	生徒全員ノ校舎デ授業中ノ学校数	19		
	生徒ノ50%以上従來ノ校舎デ授業中ノ学校数	20		
	生徒ノ50%以上他ニ校舎ヲ求メ授業中ノ学校数	21		
	生徒ノ全員他に校舎ヲ求メテ授業中ノ学校数	22		

備考

- 一、同一法人にして二以上の学校を經營し区分不能の時は全体を掲げ備考欄に其の旨記入のこと
- 二、負債は用途別に計上し、備考欄には借入条件等を記入のこと

受領証

昭和二十一年八月二十日附発学三七六号照会の公私立学校調査の件は 月 日受領した

昭和 年 月 日

責任者 氏

名印

文部省学校教育局中等教育課長殿

六 公立中等學校及公立盲聾啞學校教員俸給豫算額等調の件

(昭和二十一年八月三十日学
校教育局長ヨリ地方長官宛)

教職員の特遇改善についての事務上必要がありますから、標記の件について別記様式によつて至急御回報下さい。

都道府縣立中等學校教員俸給豫算額等ニ關スル調

(何都道府縣)

区	分校	学校数	学校長員数		教職員数			講師、授業 嘱托等員数	俸給 予算額	俸給ニ対スル 賞與予算教 官等ノ定員	予算ニ計上セラ レタル学校長及 教官等ノ平均 俸給額(單價)	予算に計上セラ レタル学校長、 教官等ノ平均 俸給額(單價)	授業料月額	
			二級官	三級官	二級官	三級官	昭和二十一年度						昭和二十年度	
中	学	校												

(備考)

一、学校数、学級数及教官ノ員数ハ昭和二十一年七月一日現在ニ依リ調査スルコト

- 二、予算額等ハ昭和二十一年度当初予算ニ依リ記入スルコト
- 三、俸給ニ対スル賞與(物價手当等ニ対スル賞與ヲ含マザルモノ)予算額ヲ予算上区分シアラザル場合は便宜ノ方法ニ依リ算定シテ記入スルコト
- 四、平均俸給額(單價)ヲ学校長、教官等ニ区分シアルトキハ予算ニ計上シアル通り記入スルコト。
- 五、授業料月額ハ予算総額ヲ記入シ、其ノ側()内ニ生徒一人当授業料月額ヲ附記スルコト。
- 六、市町村又ハ市町村組合立ノ中等学校アル都道府縣ニ在リテハ夫々ノ市町村又ハ市町村組合別ニ「何市町村立中等学校教員俸給予算額等ニ關スル調」トシテ本様式ニ依リ調査ヲ作製スルコト。

E 青少年の教育

一 青年学校の調査に関する件

(昭和二十一年五月十四日発学二三六号学校教育局長ヨリ地方長官宛)

至急必要あるから標記の件を左記事項御了承の上別紙様式に従い調査し折返し回報せられたい

記

- 一、本件は諸種の企劃上又議会議明資料の作成上特に急を要する調査であるから各事実をさしたる相違のない限りは一部見込概数でも差支ないから報告を出来る限り速かにすること
 - 二、前項の必要上本調査の全表報告完了期日は六月十日とするも其の一部の表の調査が出来たときは其の都度直に之を速報せられたいこと
 - 三、報告書は本省にて使用取纏めの便宜上必ず各表を各別紙とすること
 - 四、様式各表の調査欄に「イ」「ロ」「ハ」等の記号を附してあるのは電信による督促やその回答を必要とすることを予想した電信略号であるが電信報告をするときは局長宛とせず必ず「学校教育局青少年教育課長宛」とすること
- 様式

(都道府縣名)

(一)青年学校の設備状況調

(昭和二十一年五月一日現在)

様式	計	公立		専 用 教 室 数
		私 立	公 立	
		ヘ	イ	の 独立校舎を有するも もの
		ト	ロ	の 独立校舎を有するも もの
		チ	ハ	終戦後廃止したる学 校数
		リ	ニ	の 独立校舎を有するも もの
		ヌ	ホ	の 独立校舎を有するも もの

(一)青年学校生徒の就学及出席状況調

(都道府縣名)

(昭和二十一年四月現在)

公 立	男		女		生徒 總数	就 学 率	出 席 率
	本 科	普 通 科	本 科	普 通 科			
	「ヘ」	「ホ」	「ニ」	「ハ」	「イ」	「ロ」	「エ」
	ケ	オ	ム	ツ	ヨ	ル	カ
	フ	ク	ウ	ネ	タ	ヲ	マ
	コ	ヤ	キ	ナ	レ	ヲ	ノ
	エ	マ	ノ	ラ	ソ	カ	シ

私 立	男		女		生徒 總数	就 学 率	出 席 率
	本 科	普 通 科	本 科	普 通 科			
	「ト」	「チ」					
	テ	ユ					
	ア	メ					
	サ	ミ					
	キ	シ					

備考 一、生徒總数は都道府縣の青年学校全校に付記入すること
二、女子就学率は義務就学ならざる關係上達綱による状況にても差支なきこと

(都道府縣名)

(最近現在)

校 数	公立		私 立
	公 立	私 立	
	ニ	ヒ	計

(三)終戦後欠席多く授業休止の状況にある青年学校数調

二 國民學校及幼稚園の調査に関する件 (昭和二十一年五月十四日發学二三) (五号学校教育局長ヨリ地方長官宛)

至急必要あるから標記の件を左記事項御了承の上別紙様式に従ひ調査し折返し回報せられたい
記

一、本件は諸種の企劃上、又議會説明資料の作製上特に急を要する調査であるから各事項に付事実と差したる相違ない限りは一部見込概数でも差支ないから報告を出来る限り速にすること

二、前項の必要上本調査の全表報告完了期日は六月十日とするも其の一部の表の調査が出来たときは其の都度直に之を速報せられたこと

三、報告書は本管にて使用取纏めの便宜上必ず各表を各別紙とすること

四、様式各表の調査欄に「イ」、「ロ」、「ハ」等の記号を付してあるのは電信督促やその回答を必要とすることを予想した電信略号であるが電信報告をするときは局長宛とせず必ず「学校教育局青少年教育課長宛」とすること

様式

(一) 学級数別國民学校数調

(都道府縣名)

(昭和二十一年五月一日現在)

校 数	イ	十五学級未満 の学校	ロ	十五学級以上 の学校	ハ	二十学校以上 の学級	ニ	二十五学級以 上の学校	計

様式

(二) 戦災に依る國民学校の統合、廃止及び他の建物使用の状況調

(都道府縣名)

(昭和二十一年五月一日現在)

校 数	統合したる学校		廃 止	他の建物を使用して授業する学校 他の学校を利用するもの	学校以外の建物 を利用するもの
	統合前	統合後			
	ホ	ヘ	ト	チ	リ

調査上の注意

本表は統合又は廃止を既に実施後の場合は其の実施状況を、未だ実施しないが実施の計画があるときは其の計画を計上すること

様式

(三) 國民学校に於ける二部又は三部授業実施状況調

(都道府縣名)

(昭和二十一年五月一日現在)

学 校 数	二部授業実施		三部授業実施		計
	メ	マ	ル	ワ	
学 級 数					

様式

(四) 毎週教授時数二十時以上の國民学校数調

(都道府縣名)

(昭和二十一年五月一日現在)

学 校 数	カ	初等科六年	同上授業短縮を余儀なくしたる主なる事情
		都市部	
学 級 数	ソ	町村部	
		都市部	
学 校 数	タ	初等科三年	
		町村部	
学 級 数	ネ	町村部	
		都市部	
学 校 数	レ	町村部	
		都市部	

調査上の注意 複式学校にして六学年又は三学年を含むときは之を六年又は三年として取扱ふこと
様式

(五) 国民学校初等科に於て外国語を課しつつある状況調 (都道府縣名) (昭和二十一年五月一日現在)

学 校 数	英	英語	計
		支那語	
学 級 数	ラ	其の他	
		その他	
学 校 数	ム	その他	
		その他	
学 級 数	ウ	その他	
		その他	

様式 (都道府縣名)

(六) 戦時中廃止又は閉鎖したる幼稚園及終戦後之が再開新設したる状況等調

(昭和二十一年五月一日現在)

園 児 数	ク	廃止	同上ノ終戦後再開	終戦後新設
		閉鎖		
園 児 数	ヤ	閉鎖	同上ノ終戦後再開	終戦後新設
		閉鎖		
園 児 数	マ	閉鎖	同上ノ終戦後再開	終戦後新設
		閉鎖		
園 児 数	ケ	閉鎖	同上ノ終戦後再開	終戦後新設
		閉鎖		

園 児 数	フ	コ	エ	テ
-------------	---	---	---	---

三 学校放送聴取施設に関する件 (昭和二十一年五月十七日発学二三)

新事態に即應する教育施設として学校放送を再開し既に聴取利用中のことは存じますが、聴取施設整備の必要に依り客年緊急措置として放送局型一二三号受信機を交付致しました所今般更に整備促進を図るため聯合軍総司令部民間情報教育部の好意に依り亦日本放送協会等関係方面と連絡致し、左記要領にて先づ国民学校(師範学校附属国民学校並に盲学校等を含む)に限り受信機購入方を斡旋致すことになりました。右御了知の上期日迄に御取計下さい。尚既設聴取施設の故障に就いては早急に修理致す様御勸奨願いたいのですが此の場合最寄に適當なる修理先の無いときは貴管内所在の日本放送協会地方局所に於て相談に應ずる筈ですから御承知下さい。

恒久施設(親受信機方式の予定)並に既設受信装置の修理用部分品は、本年三月十三日附で調査方依頼致しました学校放送調査の結果に基づき配給方針。別途考慮中であり、遠からず御通知致す筈です。

記

一、受信機購入者範囲
従来受信施設のない国民学校及戦災、風水害等罹災の爲聴取施設を喪失したる国民学校にして有効適切に利用し得る学校
一、受信機の購入斡旋及申込方法

各国民学校は都道府縣内務部(教育民政部)に申込み、都道府縣に於ては一括取纏めの上五月末日迄に所要台数を電信にて文部省
学校教育局青少年教育課学校放送係宛に申込むこと。尚別便にて配給予定学校名、所在地、校長名を記入した名簿を提出して下さい

一、受信機販賣者

ラジオ配給統制株式会社
一、現品受渡方法

各々申込台数に対し文部省に於て予定総台数と睨み合せて都道府縣配給台数を定めます。都道府縣に於ては決定台数の配給証（其の他適切な方法）を申込学校宛に交付し同証を持参の上、指定地方販賣所に於て代金引換に受渡しを完了して下さい。指定販賣所は文部省と日本放送協会、ラジオ配給統制株式会社等關係先と協議連絡の上決定し、配給台数と共に都道府縣宛通知致します。

一、受渡期日

受信機生産の現状に依り概ね本年六月より初め十月迄の間に配給完了の予定です。

一、受信機の種別並に販賣價格

客年交付致した放送局型受信機程度で、價格は概ね五百円内外、追而決定價格は配給台数御通知の際連絡致します。

一、取付

購入学校に於ては、適宜な方法で速かに施設してもらいたいのですが、施設の容易でない場合は放送局所に申出て最寄指定相談所等の紹介斡旋を受けて下さい。

一、其の他

今般購入斡旋致します受信機は聯合軍總司令部の指示もあり、配給國民学校に対しては嚴密に調査し明細に記入の上至急御配意下さい。

四 國民學校等に於ける地理の授業再開に関する件

（昭和二十一年七月六日発学三二〇号）
文部次官ヨリ地方長官各学校長宛

國民學校等に於ける修身、國史及地理の授業は昨年十二月三十日附聯合國最高司令部指令並びに之に基く本年一月十一日附発学八号文部次官通牒に依つて停止されてをりましたが、今回地理に付ては別紙写（指令欄参照）聯合國最高司令部より授業再開の許可がありましたから左記事項に御留意の上其の實施に遺憾のない様に取計はれたい。

記

一、今回新に文部省に於て編纂し聯合國最高司令部の認可を受けた國民學校、中等學校、師範學校用の地理暫定教科書は何れも第一分冊の印刷を終り其の輸送を開始しました。之等の教科書が到達したときから授業を再開すること。

一、別紙「暫定地理教科書の指導要旨（教師用）」に従ひ教授を行ふこと中等學校第五学年は中等地理三及び四を使用し教師に於いて「指導要旨」に基いて、その内容を適宜要約して教授すること

一、青年學校に於ては、教師に於て國民學校高等科用又は中等學校用の教科書を使用し適宜授業を行ふこと所要の冊数は取次供給所を通じ至急各発行会社に申込みられたきこと。

一、修身及國史に付ては従前通授業が停止されてゐるから誤のない様留意すること。

暫定地理教科書の指導要旨（教師用）

國民學校

一、郷土の觀察（初等科第四学年）

(1) 内容の主眼

地理授業の再開が許可されると共に、「郷土の觀察」も実施することになる。本来、「郷土の觀察」は郷土の實情に應じて、適

宣、地理と歴史等について、未分化のかたちで取扱ふのであるが、歴史授業の再開は時期がおくられる関係から、歴史授業の再開までは、教材を選ぶにも、その取扱ひにも地理の立場を主として実施するのである。

その場合、児童の日常親しみ、かつ身近かに経験してゐる事から指導することによつて、地理に関する基礎的知識を具體的、科学的に習得させ、おのづから郷土についての理解を深めるやう心がくべきである。

しかし郷土の実情が、それぞれちがつてゐるので、教材の選び方やその組合せや指導方法などには、その土地に應じた適切有效な工夫をめぐらす必要がある。その意味で、教師の創案にもとづくことになるのである。

実施に當つて一般に参考となるべき要項を左にかゝげる。

(2) 指導の要項

(1) 教材の選び方をできるだけ簡素にすること

いくつかの簡単な教材を選び、それらをよくのみこませ、更にそれを深めかつ発展させるやう仕向けることが効果的である。いたづらに教材が多岐にわたることは児童の理解を混乱させ、興味を失はせるおそれがある。

(ハ)(ロ) 教材を選ぶ場合、自然現象についても人文現象についても、日常生活に關係の深い事項を重視すること
作業に力を注ぐこと

略図・分布図・図表・写景図等の簡単なものを実地の観測や統計などから、児童自身に作らせ、また適當な地図を與へて、必要な事から記号や色などで記入させる。その他いろいろな作業について、児童各自が興味をもつて自発的な活動を行ふやう仕向ける。これらの作業は、事からの理解を正確にするばかりでなく、読図力の基礎的修練となるものである。

また観察や実測の結果を記述によつて要領よくまとめさせることも文章の表現力を養ふ上に大切である。

二、初等科地理上(第五学年)

(1) 内容の主眼

日本地理であつて、大体幹線鉄道に沿つて、國土の諸地方についての地誌的考察を進めて行く記述方法がとられてゐる。それによつてわが國土の地理的特質を理解させるのである。さうしてその間、おのづから今後の地理学習に必要な基礎的知識を得させるやう用意されてゐる。

(2) 指導の要領

(イ) 「一、日本」は序説ともいふべきもので、島國としてわが國の特殊な地理的位置、主な島々とその並びぐあひ、総面積、総人口及び人口密度或は行政区分などについて簡単に述べ、わが國土が地理的に見て、どんな特色をもつてゐるかについての概要を知らせるのである。

(ロ) 「二、本州・四國・九州」では、この三つの島々をまとめて、主として、その地勢や氣候などの自然条件を取扱ひ、更に地勢と結びつけて交通を系統的に述べる。

本州・四國・九州はいろいろの点から一かたまりのものとして見る事ができるのであり、殊に自然条件や交通などは、この三つの島々を全体的に取扱ふことが便利なためである。

この三つの島々についての自然条件や交通についての理解は次の各地方を学ぶについての準備となるのである。

(ハ) 「三、帝都のある関東平野」以下「十、北海道」まで、順を追つて各地方につき、重要な地理的事象を取上げ、それぞれの地方の特色を明らかにすることにとめられてゐる。

(ニ) 特に郷土を含む地方については、郷土の觀察をおしひろめる意味で、これと密接な關係をもつて取扱ひ、教科書にない教材でも適宜、取上げてその補充をはかり、地方的特色と、國土再建に対する役割について一層よく知らせたい。

(ホ) 教科書の全体を通じて、各地方或は各地方の種々の地理的事象について、相互を比較して考察することに留意して記述されてゐる。例へば東海地方と北陸地方、山陽と山陰或は東京と名古屋と大阪、横濱と神戸といった類である。

このやうな比較によつてそれぞれの特色が一層よく理解されるからであり、従つて指導に當つては、この点によく注意する

がよい。

(ハ) 地勢なり、氣候状態或は産業その他、その地の情景を兒童の頭に思ひ浮ばせるやうな敘述が所々に見られる。これは兒童をして未知の土地に対する親しみと興味をおぼえさせると共に、その地方の特色をよりよく印象づけるためである。これに關して地図・写真・絵画等の利用すべきものがあれば、一層効果がある。

二、初等科地理下(第六学年)

(1) 内容の主眼

外國地理であつて、世界全体にわたつてゐる。各大陸ごとにまづ大陸の自然及び人文の概要を説き、次いでその大陸の主な國々や諸地方の地誌に移つてゐる。

記述の順序はアジア・大洋洲・北アメリカ・南アメリカ・ヨーロッパ・アフリカとなつてゐる。

(2) 指導の要領

- (イ) 「一、世界の陸地と海洋」は、序説に相当し、世界に於ける大陸と海洋の組合せがどんなぐあひになつてゐるかを大きく見渡し、更に各々の大陸及び海洋の主な特色を簡単に指示して、これから学ぶ世界についてのおほよその概念を興へるのである。
- (ロ) 各大陸については、初めに總説に當るものとして、大陸の地勢や氣候などの自然條件と、産業・交通・人口分布等の人文現象とを互ひに結びつけて説いてある。この自然條件と人文現象との相互關係については、各説の場合にも同じく、十分注意して記述されてあることを指摘したい。
- (ハ) 大陸に於いては、山脈・高原・平野・河川等がわが國の場合とちがつてすべて大規模であり、わが國では見られない廣大な草原・沙漠・森林等も分布し、また氣候條件についてもわが國では経験されない特殊なものがある。かうした自然環境の下に於ける住民の生活・性情・文化或は國々の國情など、わが國とおのづからちがつた特色をもつてゐることに注意させる。
- さうして各國や各民族の立場、生活、文化などについての理解を深め、互に地を尊敬する國際親善と世界平和の大切なことを知らせ、廣く人類愛の精神を植ゑつけるやう指導する。

を知らせ、廣く人類愛の精神を植ゑつけるやう指導する。

(ニ) 全体から見て、各國・各地方につき、自然環境と關係づけて、特に産業の特色を明らかにすることにとめられてゐる。それはつまりそれぞれの國がどんな國土經營によつて國民生活をうちたててゐるかといふことに重点が置かれてゐるのである。このことは新しいわが國の再建に大きな参考となるからで、われわれはこの方面に於ける諸外國の長所に学ぶところがなければならぬ。

(ホ) 各地域を説く場合、(地勢・氣候・産業・交通)といったやうな同一形式の項目によるのではなく、それぞれの地域について最も注意すべき地理的事象の幾つかを項目として選び、それらを中心として記述することによつてその地域の特質を簡明につかませるやうな仕組みとなつてゐる。従つて取上げられる項目は地域ごとに異なり、おのづから土地の変化を物語つてゐる。

四、高等科地理上(高等科第一学年)

(1) 内容の主眼

初等科地理下と同じく外國地理である。各大陸並に主要諸國については、地域的区分を細かにし、自然的條件の特色を一層明らかにすることによつて、それと資源・産業・交通・都邑等との關係の考察が一段と深められてゐる。

なほ民族・政治・宗教・言語・風習等のことも適当に織りこまれ、初等科地理下の場合よりも内容が複雑となつてゐる。

記述の順序は北アメリカにはじまり、南アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ・アジア・大洋洲を経て、南極地方に終つてゐる。

(2) 指導の要領

(イ) 各大陸に於いて主な國々を中心として取扱つてはあるが、その他の國々も殆んどすべてが、一通り取上げられてゐることは、初等科地理下の場合とちがつてゐる。世界に種々雑多な國々や民族が存在してゐることは、國際關係の上にいるいろいろな問題としてあらはれることに注目すべきである。

- (ロ) 主な国については、自然、文化、地誌の三項目を立てて説かれてゐる。自然の項目では、地勢・氣候・植物・景観等の各要素について、及びそれらの相互関係についての理解、要するに自然条件そのものを確実に理解させることを主眼とする。これは次の文化及び地誌の部で説かれる人文現象の考察の基礎となつてゐることに注意したい。
- (ハ) 文化の項目では、その國の住民・政治・産業・交通等の概要を説き、地誌の項目では、更にそれらについて、國內を諸地域に分けて、一層具体的に観察し、主な都會の説明もこゝでなされてゐる。
- (ニ) 大体かうした段階をふんで考察が進められてゐることに初等科地理下とちがつた一つの特色が見られる。
- (ホ) 各國・各民族についての理解を深めて、國際親善・世界平和の必要をさとらせ、また諸外國の長所をとつてわが國の短所を補ふやう指導することは初等科地理下の場合と同様である。
- (ト)(ヘ)(チ) 各國、各地域の文化活動の基となる生活の實體をつかませることに一つの重点が置かれてゐる。
- (ト) 住民に関する理解を深めるため、民族別・言語・宗教等にも説き及び、また或る程度、歴史的考察をも加へてゐる。
- (ト) その他の自然環境の特色をよくあらはしてゐるやうな風習や都市の景観或は風景などについての描写が適宜に加へられてゐる。

(チ) 移りゆく世界情勢の変化に應じて、新しい教材を取入れることに注意したい。

五、高等科地理下(第二学年)

(1) 内容の主眼

教材の内容及びその排列に於いて従來の地理通論(地理概説)に當る。わが國並に世界に関する既習知識を基礎として、各種の重要な地理的事象について世界全体にわたる総合的な考察をする。

前半の陸地・海洋・氣候・生物等に関する自然地理的教材と、後半の産業・交通・住民・聚落等に関する人文地理的教材とに大別することができる。しかし兩者それぞれの説明に當つては、常に相互の關係に注意がはらはれてゐる。

(2) 指導の要項

- (イ) 地理的事象の各々について、常に世界と日本との場合が述べられおのづから世界に於ける日本の地位がわかるやうになつてゐる。
- (ロ) 地理通論は既習知識を整理し、更にそれを総合的に組立てることによつて新しい内容を生み出すところに一つの大きな役目をもつてゐる。
- (ハ) 地理的事象の説明に當つては、單に現在の状態を知らせるのみではなく、その發生・發達或は分布状態が、どんな理由にもとづくかをしらべることによつて、科学的考察力を養ふやう意図されてゐる。
- (ニ) 自然地理的教材については、人文活動に直接關係の深いものに重きを置いて記述されてゐる。
- (ホ) 地理通論で取扱ふ教材には、郷土の地方に実例をとつて説明することのできるものが多い。産業・交通・聚落に関するものなど特にさうである。この点から、郷土の観察と密接な關係を考へて指導するがよい。

六、教授上の一般的注意

- (1) 地理の学習を通じて、科学的な物の考へ方、見方を育成することに力を注ぐ。
- この意味から教科書についても、單にそれを読ませて字句の解説や事実の暗記にのみ終らせることなく、その内容をよく理解させ、各種の地理的事象に対して、それがどんな理由にもとづくかを合理的・実証的に考究するやうに導くのである。
- (2) 全学年を通じて、機会あるごとに郷土の観察、研究に意を用ふること。
- (3) 地図・分布図・図表等の作製その他いろいろの作業によつて、兒童の創意工夫的活動を盛んにする。また同時に読図力の修練につとめさせる。
- (4) 廣く眼を開いて世界を認識させる点に地理教育の一眼目があることを考へ、一切の排他的・獨善的觀念をしりぞけ、國際親善、世界平和の精神を植ゑつけるやうつとめる。

- (5) できるだけ自然に親しみ、これに深い注意を注ぐやう仕向ける。即ち実地から学びとるいわゆる生きた学問をする態度を養成するのである。このことは独創力を練る上にも大切だし、自然の感化による健全な氣風を育てるにも重要である。
- (6) 教師と児童この間に質問應答を活ばつにし、教材の意義内容に対する児童の自発的判斷力を深めさせる。

附記

地図については、できるだけ早く発行の運びに至るやう目下極力手配中である。その間、教師は板書なり、とう写刷或は各自の作製図等を利用することなど、適宜の処置によつて不便を補ふやう配慮されたい。

暫定地理教科書の指導要旨(教師用)

中等学校

一、中等地理 一(第一学年)―国民学校高等科地理上(第一学年)と共通

(1) 内容の主眼

国民学校初等科地理下(六年)と同じく外國地理で、世界の主要國を重点的に取扱つてゐることも初等科地理下と同様である。しかし更に程度を高め、各大陸並に主要諸國については、地理的区分を細かにし、自然條件の特色を一層明らかにすることに上つて、それと資源・産業・交通・都市等との關係についての考察が一段と深められてゐる。なほ初等科地理下ではあまりふれられてゐない民族・政治・宗教・言語・風習等のことも適当に取り入れられてゐる。

記述の順序は、北アメリカ・南アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ・アジア・大洋洲・南極地方となつてゐる。

(2) 指導の要項

- (イ) 各大陸に於いて、主な國々を中心として取扱つてはあるが、その他の國々も、殆どすべてが一通り取上げられてゐることは初等科地理下よりも精しくなつてゐる。
- (ロ) 主な國々については、自然・文化・地誌の三項目を立て、説かれてゐる。自然の項目では、地勢・氣候・植物景觀等の各要

素について、及びそれらの相互關係についての理解、要するに自然條件そのものを確實に理解させることを主眼とする。これは次ぎの文化及び地誌の部で説かれる人文現象の考察の基礎となつてゐることに注意したい。

- (ハ) 文化の項目ではその國の住民・政治・産業・交通等についての、概要を説き、地誌の項目では更にそれらについて國內を諸地域に分けて一層具体的に觀察し、主な都會の説明もこゝでなされてゐる。

大体かうした段階をふんで考察が進められてゐるところに初等科地理下とちがつた一つの特徴が見られる。

- (ニ) 各國についての理解を深めて、國際親善、世界平和の必要なゆゑを強調し、また諸外國の長所に注意して、わが國の再建に資するやう指導する。

各國・各地域の文化活動の基礎となる生活の実体をつかませることに一つの重点が置かれてゐる。

- (ホ) 住民に關する理解を深めるため、言語・宗教等に説き及び、また或る程度、歴史的考察をも加へてゐることを指摘したい。

その他の自然環境の特色をよくあらはすやうな風習や都市の景觀或は風景などについての描写が適宜に加へられてゐる。

- (チ)(ト) 移り行く世界情勢の変化に應じて、適宜、新しい教材を取り入れるやう心がけることが必要である。

備考 この教科書の分量から考へ、授業は第一学年と第二学年第一学期までを当てるのが適當である。

二、中等地理 二(第二学年)

(1) 内容の主眼

日本地理であつて、初めにわが國土全体の地勢の概要について、ある程度地体構造や地殻變動などとの關係を取り入れて説明する。また氣候についても同様に、全國土にわたつてその特色を概説する。

次いで北海道地方から奥羽地方・關東地方等の順に九州地方へ至る各地方の記述に移る。各地方については、いはゆる地誌的取扱ではなく、それぞれの地方の總括的取扱ひとなつてをり、また既に国民学校初等科五年で学んだ事からについては、いたづ

らに重複することを避け、必要に応じて取捨選択或は繁簡よろしきを得るやう配慮されてゐる。

(2) 指導の要項

(イ) 「一、わが國の地勢」及び「二、わが國の氣候」は、自然地理の上から見たわが國の總説に當る。國土全体の地勢及び氣候を説くのではあるが、その間、できるだけそれぞれ地方的特色を明らかにすることにとめられてゐる。それはひきつづいて各地方を説く場合の根ていをなすものである。

(ロ) 各地方については、自然環境と關聯して産業の特色を理解させることに重点を置いてゐる。現下のわが國にとつて生産的活動がどんなに大切であるか、またそのためには地方々々の特殊性を十分生かす必要があることを知らせるためである。特に食糧の増産はいふまでもなく、地方的特産物などにも注意されてゐる。

(ハ) 交通については、それが産業の発達と深い關係があることが強調されてゐる。また人口については單にその分布状態を説くのみでなく、その疎密と食糧の需給との關係、或は勞力としての意義などからも考察するやう仕向けられてゐる。

(ニ) 都市については國民学校初等科五年の場合と重複するやうな記述はなるべくさけて、多くは産業や交通・人口密度等結とびつけて説かれてゐる。

(ホ) 日本地理であるから、特に郷土の觀察と關係をもつて指導することが必要である。

備考 授業は第二学年の第二学期及び第三学期を當てるのが適當である。

三、中等地理 三、(第三学年)及び中等地理 四、(第四学年)

(1) 内容の主眼

中等地理三と中等地理四との兩者を合せて、いはゆる地理通論(地理概説)の全体が成り立つ。

中等地理三はその前半に當り、人類生活の基盤としての自然環境について、それを組立てゝある主な要素である地形・氣候・海洋等に分けて解説し、人類の生活や文化活動に直接・間接に複雑な關係をもつ自然に対して新たな注意と科学的考究心をよび

おこすやう意図されてゐる。

次いで資源産業について、自然條件との深い關聯の下に世界及び日本の事情を明らかにするのである。

中等地理四はそれに続く地理通論の後半として、交通・住民・人口・聚落の諸問題を取扱つてゐる。これらの問題については現実にもとづく記述にとゞまらず、それら現象の本質についての理解を興へるために、発生や発達をたづね或はそれらの特性や分布状態の因つて來る原因をも究めることにとめられてゐる。

(2) 指導の要項

(イ) 中等地理三及び四、共にその内容が或る程度、専門的に高められてをり、學術的研究に興味を起すやう意図されてゐる。

(ロ) 自然・人文の諸事象について、それがどんな原因にもとづくか或はそれらの相互關係はどうであるかなどを理解させることによつて地理的考察力を深め、地理を通じて物の見方、考へ方の科学的態度を養ふやう考慮されてゐる。

(ハ) 学習した知識を整理し、総合すると共に、(ロ)の目的に副ふために、各項目の終りに幾つかの問題をかゝげ、生徒の自発的研究を求めてゐる。

(ニ) 生徒の考へる力や獨創力を練る上に、作業は非常に大切であるから、問題には作業に關するものも少くない。随つて教師は教材に關聯して適宜、この種の問題を提供するやう心がけるがよい。

(ホ) 地理通論で取扱ふ教材には、その実例を郷土に求めることのできるものが多いので設問にもその点が考へられてゐる。随つて教師は郷土研究との連絡を密にするがよい。

四、教授上の一般的注意

(1) 地理の学習を通じて、科学的な物の考へ方、見方を育成することに力を注ぐ。

この意味から教科書についても、單にそれを読ませて字句の解説や事実の暗記にのみ終らせることなく、その内容をよく理解させ各種の地理的事象に対して、それがどんな理由にもとづくかを合理的・実証的に考究するやうに導くのである。

- (3)(2) 全学年を通じて、機会あるごとに郷土の観察・研究に意を用ふること。
 - (3) 現下のわが国民生活を打開し、安定させる上に重要な問題については、新日本建設の立場から、特に深い関心をもつて取扱ふ。
 - (4) 地図・分布図・図表等の作製その他、いろいろの作業によつて、生徒の創意工夫的活動を盛んにする。また同時に読図力の修練につとめさせる。
 - (5) 廣く眼を開いて世界を認識させる点に、地理教育の一眼目があることを考へ、一切の排他的・独善的觀念をしりぞけ、國際親善・世界平和の精神を植ゑつけるやうつとめる。
 - (6) できるだけ自然に親しみ、これに深い注意を注ぐやう仕向ける。即ち実地から学びとる、いはゆる生きた學問をする態度を養成するのである。このことは、独創力を練る上にも大切だし、自然の感化による健全な氣風を育てる上にも重要である。
 - (7) 教師と生徒との間に質問應答を活ばつにし、教材の意義・内容に対する生徒の自発的判斷力を深めさせる。
- 附記
- 地図については、できるだけ早く発行の運びに至るやう目下極力手配中である。その間、教師は板書なり、とう写刷或は各自の作製図等を利用することなど、適宜の処置によつて不便を補ふやう配慮されたい。

五 学校所在地氏神祭日に授業を行はざることに付回答

(昭和二十一年七月九日三学三〇号) 学校教育局長ヨリ三重縣知事宛

六月二十八日教第一四一五号で御照会の件は昭和二十年十二月二十二日発学九八号文部次官通牒二の(三)により休日とすることは禁ぜられてゐる

尙参考の爲右通牒写を添付する。

教第一四一五号

昭和二十一年六月二十八日

三重縣知事 佐伯 敏男

文部大臣田中耕太郎殿

学校所在地氏神祭日に授業を行はざることにつき伺

國民学校令施行規則第四十四條第三項により從來本縣に於ては昭和二年勅令第二十五号による祝祭日に準じて学校所在地氏神祭日には授業を行つてゐないが之は主として祭典への参列、神恩奉謝の爲であつたが昭和二十年十二月十五日聯合國軍最高司令部参謀副官発第三号覚書により現在では之を禁止されてゐると思料せられるが氏子としての自由参拜の爲に休日としての取扱は如何に致すべきか御伺申上げます。

六 四大節に於ける学校學式について回答

(昭和二十一年七月十日三学三二号) 学校教育局長ヨリ三重縣知事宛

六月二十八日教第一四一三号にて伺ひ出のことについては目下研究中であるが差当り學式の内容順序については学校長の識見に於て措置することが妥当である。

教第一四一三号

昭和二十一年六月二十八日

三重縣知事 佐伯 敏男

文部大臣田中耕太郎殿

報告及調査上の注意

一、報告期限

- 1 第一期 自四月 至六月 精算額及実績(金額ハ円単位トシ円位未満ハ切捨)七月末日迄
 - 2 第二期 自七月 至九月 精算額及実績()十月末日迄
 - 3 第三期 自十月 至十二月 精算額及実績()一月末日迄
 - 4 第四期 自一月(精算見込額及実績見込) 至三月(精算額及実績) ()二月末日迄
()四月末日迄
- 二、第一期報告ニハ四月ニ於ケル收容児童の学年別内訳表を別表として添付すること。
- 三、本件に關する都市町村及縣に於ける予算又は決算が決定したときは其の都度遅滞なく提出すること。
- 四、歳入及歳出に於ける其の他に付ては主なる内容を備考欄に略記すること。
- 五、各期の報告書提出後に其の期に關する歳入及歳出を後期に於て爲したるときは便宜上其の金額は歳入及歳出を爲したる期に國する金額として之を計上すること、但し年度を異にする金額に付ては別途提出のこと。
- 六、沖繩戰災孤兒集團合宿教育施設に關しては本表の歳入歳出欄は「縣」の下に「援護會」の欄を設け又備考欄1及2の各事項に付ては受入縣別の内訳を附すること

八 外地より引揚の兒童や浮浪兒等の教育について

(昭和二十一年七月二十三日發学三四) 四号学校教育局長ヨリ各地方長官宛

右のことについては貴管下各都市町村で夫々万全を期せられつつあると思われながら之等兒童中には就学上種々支障を生じつつある者も多数あると思われ國民学校教育上寔に憂慮せらるるので其の対策企画上必要があるから左記事項の該当者数(最近)を調査し折返し至急報告され度い。

記

- イ、調査現在
- ロ、外地引揚國民学校兒童總数
- ハ、右總数中就学奨励を要する者の数
- ニ、右總数中合宿教育を要する者の数
- ホ、右の外所謂浮浪兒等と称せらるる者の数

調査上の注意

- 一、就学奨励を要する者とは家計困難のため教科書、学用品、被服等の支給を要する者を謂テ(ニとホに計上の者を重複計上しないこと)
- 二、合宿教育を要する者とは孤兒、保護者未帰還の者家計困難の爲就学不能の者住宅を有しない者身体虚弱又は其の他の事由で合宿教育を適當とする者等で寮舎寄宿舎又は合宿教育所等に收容し教育をする要ある者を謂テ(ハとホに計上の者を重複計上しないこと)

- 三、所謂浮浪児等と称せらるる者とは正当の理由なくして実際に学校に出席しない者又は長期欠席をなす者等で合宿教育を要する者を謂う(ロ、ハとニに計上の者を重複計上しないこと)
- 四、尙前二号の合宿教育を要する者(ニ及びホ)中には現に職災孤児等集團合宿教育所に收容しつつある者は含めしめないこと。
- 五、本件は調査を取急ぐ必要上其の数は現在の見込概数でよい、尙各項について將來の数についても見込のつくときは、その数をも()を付けて計上され度い。
- 六、頭書のイ、ロ、ハ、ニ、ホは電信回答を求むることを予想しての略号である。

九 勅語・詔書謄本の奉置について回答

(昭和二十一年七月十日三学三一号) 学校教育局長ヨリ三重縣知事宛

六月二十八日教第一四一四号にて伺い出のことは学校長の識見に於て適宜措置する様願いたい
教第一四一四号

昭和二十一年六月二十八日

三重縣知事 佐伯 敏男

文部大臣田中耕太郎殿

勅語、詔書謄本の奉置につき伺

「教育に関する勅語」其の他詔書の謄本類は現在奉安殿或は奉安棚に最尊重に奉置し鎖鑰する様にしているが昭和二十一年四月五日宮内大臣官房第六六号「御写真取扱要綱」によると勅語謄本類も奉安殿等に奉安することは避けねばならぬ様に思料せられますが如何に御取扱を致すべきものか又御奉還申上ぐるようなことはないかにつき御伺致します。

十 国民学校数、児童数等についての調

(昭和二十一年八月二十四日発学三八) 八号学校教育局長ヨリ地方長官宛

右について企調上至急調査の必要があるので、左記事項御了知の上、別紙様式により、来る九月末日迄に必ず到着するよう回報せられたい。

記

- 一、第一表中国民学校教室数、第三表中国民学校学級数並に児童数中第六学年高等科第一学年及第二学年分は到着次第折返電報報告せられたい
- 二、この調査は急を要するものであるから、期日に確守してもらいたい。尙各表は、なるべく各表指定の調査現在により計上すべきも、報告期日迄に調査困難なときは、現状と著しく相違ない限り、一部見込を計上するも止むを得ない。
- 三、各表毎にても、調製せられたものから、報告してもらいたい。
- 尙各表中、認定学校の分は後送しても差支ない。
- 四、参考となるべきことは、備考に附記してもらいたい。
- 五、電報報告等を慮り「イ」「ロ」等の記号を附記した。尙電報報告の際は、局長宛とせず、「学校教育局長青少年教育課長」宛とすること尙其の際の記号の使い方は各表記号「一」、「二」等と各欄記号、イ、ロ、ハ、等を併用すること
- 例 第一表の国民学校初等科高等科併置校の初高共通教室に付ては「一」へ〇〇、ル〇〇等の如く使用すること

様式

都道府縣名

「一」、「二」 学校数、教室数調

(昭和二十一年七月現在)

認定学校	国民学校	区分	資格別	免許状	現職	教室		摘要
						使用別	数	
併置校 初等科高等科 併置校 高等科單置校	併置校 初等科高等科 併置校 高等科單置校	イ ロ ハ	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	初等科専用	現在使用教室数	一、「学校数」中 1 單級学校「校」 2 簡易教育所「校」 二、分教場教室数は本校 に含めること 三、特修科は、高等科に 含めること
						初等科専用 初高共用 高等科専用	特別教室数	
						同上ノ外ニ教室 トシテ使用可能		

二、教員数調

都道府縣名

(昭和二十一年七月現在)

認定学校	国民学校	区分	資格別	免許状	現職	同 上 内 訳		休職者
						校長	其他	
併置校 初等科高等科 併置校 高等科單置校	併置校 初等科高等科 併置校 高等科單置校	イ ロ ハ	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	主として初等科 を担任する教員	主として高等科 を担任する教員	ケ
						其他の教員		

備考 本表の担任区分は、授業担任の實際に基き之を行うこと

三、学級数、児童数調

都道府縣名

区分	國民学校		認定学校	
	複式以外	複式	複式以外	複式
初等科第一学年	イ	ロ	カ	ワ
初等科第二学年	ハ	ニ	ヨ	マ
初等科第三学年	ホ	ヘ	コ	ケ
初等科第四学年	ト	チ	セ	シ
初等科第五学年	ニ	ホ	セ	ヒ
初等科第六学年	ハ	ニ	セ	モ
初等科計	イ	ロ	カ	ワ
高等科第一学年				
高等科第二学年				
高等科計				
初等科高等科計				
特別修科計				

(昭和二十一年七月現在)

備考 複式は学年は示さず、単に級数のみ計上すること

都道府縣名

四、最近三ヶ年間の初等科及高等科ノ各第一学年入学者数調

区分	國民学校		認定学校	
	者入数学	同上ノ各前年度ニ対スル割合	者入数学	同上ノ各前年度ニ対スル割合
昭和十八年度	イ	ホ%		
昭和十九年度	ロ	ホ%		
昭和二十年度	ハ	ヘ%		
昭和二十一年度	ニ	ト%		
平均		平均%		

備考 平均欄の割合は前三ヶ年の各割合の合計の三分の一を計上すること

都道府縣名

五、修了者の進路についての調

(昭和二十一年三月修了者の現状)

区分	國民学校		認定学校	
	初等科	高等科第一学年	初等科	高等科第一学年
初等科				
高等科第一学年				
高等科第二学年				
初等科				
高等科第一学年				
高等科第二学年				

修了者総数	修了者ノ進路別内訳				男兒	女兒	男兒	女兒	男兒	女兒	男兒	女兒	男兒	女兒
	中等学校入学者	国民学校高等科第一学年第二学年又は特修科入学者	青年学校入学者	就職者										
イ	ロ	ハ	ニ	ホ										
ト	チ	リ	ヌ	ル										
ワ	カ	ヨ	タ	レ										
ヅ	ネ	ナ	ラ	ム										
キ	ノ	オ	ク	ヤ										
ケ	フ	コ	エ	テ										

備考 一、進路別内訳ハ成ルベク最近ノ状況ヲ計上スルコト

二、本表ハ進路、実状ヲ調査セントスルモノニ付同一人ニシテ学校ニ入学スルト共ニ就職セル者アルトキハ其ノ双方ニ計上スベキモノナレバ斯ル場合ハ人員ハ夫々ノ欄ニ重複計上セラルベキモノナルモ、修了者總數ヲ修了者ノ實數デア

十一 盲学校及聾啞学校調査の件 (昭和二十一年八月二十七日学) (校教育局青少年教育課長ヨリ)

標記の件について諸種企圖上至急必要ですから左記様式により調査の上九月十五日必着するよう御報告下さい。

(第一様式)

設備に要する費用

品名	数量	単價	計	学校数	児童生徒数	備考

学校名

昭和二十一年六月現在

被災の程度を具体的に於て設備品目明細表を添附すること (第二様式)

就学費

種別	内訳	一人一年ニ要スル経費	児童生徒数	同上中ノ被災者	経費合計
教科用品費		円	人	人	円
学用品費					
被服費					
寄宿舎費 (食費実費ヲ含ム)					
通学生交通費					
其他					
計					

備考 四未満四捨五入、寄宿舎生、通学生別ニ調査

其ノ他ハ種別名トシテ具体的ニ項目ヲ例挙シテ記載

(第三様式)

盲啞分離ニヨル経費(仮定)

盲啞学校名

一、分離ニヨル不足校長数	分離ニヨリ一方ノ校長数又ハ両方共専任ヲ要スル場合ノ数
二、兼任ニヨリ生ズル不足教員数	盲、啞兼任者ニシテ分離ニヨリ一方不足スル教員数
三、設 備 費	教具、教材、参考図書其ノ他科学教育ニ十分ナ設備費
四、營 繕 費	現校舎ヲ区分スル費用、一時的修理、(校舎及寄宿舎ヲ含ム)
五、不足寄宿舎 校舎借用費	現校舎使用ニヨル最低限 寺院民間其ノ他建物借用トシタ場合ノ費用
六、	
七、	

備考

三、四、五等は具体的に別紙明細表を作製の上添附すること

本調査は将来分離するとした場合の資料となるものなることを附記する

F 社会教育

一 今次総選挙の結果に関する調査の件 (昭和二十一年四月二十七日発社八)

今次総選挙の副期的意義に鑑み過般これに対処して公民啓発運動を実施したのであるが総選挙の結果に關し左記の諸点につき至急御調査の上來る五月十五日迄に御回報下さる様願ひます。

記

- (一) 棄権率 男女別、都市(町を含む)、農村別
有権者総数附記のこと
- (二) 投票に際し人物本位の考え方と政党本位の考え方といづれの傾向が強かつたか(大体のところ)
- (三) 正反対の政見を有する候補者を連記した傾向はなかつたか(大体のところ)
- (四) 公民啓発運動により特に成果を挙げ得たと思ふ点はどんなことか
- (五) 公民啓発運動実施に當つて特に困難や不都合を感じた点或は支障を來したと思われる点はどんなことか
例えはこの運動が選挙運動と混同されこれに利用された如きことはなかつたか。あらばその顯著な具体的事例
学校教職員や國民学校生徒が選挙運動に動員された事例はなかつたか等
- (六) 其の他將來に対する参考意見

二 出版物没収に関する件 (昭和二十一年五月十日発)

(社八五号文部次官ヨリ)

標記の件に就ては本年三月二十七日及び五月六日付で内務省警保局長から既に通牒してありますが図書館所蔵の別紙記載の宣傳出版物に付ては左記により取扱うことになりましたから速に没収の上没収場所数量を記載した書面と共に没収現品全部を内務省警保局警務課調査係宛御送附願います。尙其の書面の写を文部省社会教育局文化課長宛にも御送附願います

記

(一) 図書館の範囲は官公私立、大小等の区別に係わらないこと
従つて学校会社等の施設を含むこと

但し大学、専門学校(各種学校を除く)については直接学校宛指示しましたから其の点お含みおき下さい。

(二) 同一の出版物が二部以上ある場合は一部を残して他を没収すること
残された一部は従来通り一般の閲覧に供しても差支ないこと

没収出版物目録(第一回分)

番号	書名	著者名	発行年月日	発行所
1	War & Construction (戦争と建設)		昭和一八、一二	朝日新聞社
2	戦時新聞読本	平田時次郎	" 一五、一二	毎日新聞社
3	近代海戦		" 一六、一〇	同
4	米英挑戦の真相	有田八郎	" 一八、一〇	同
5	少年飛行兵読本	陸軍情報部	" 一八、一一	同

6	米英の東亞攪乱	有田八郎	" 一八、一二	同
7	米英の世界侵略	堀内謙介	" 一九、八	同
8	大東亞の建設	天羽英二	" 一九、一一	同
9	婦人亞細亞(月刊)		自昭和一一七、一 至" 一八、九	同
10	櫻(月刊)			同
11	世界大戦再び起るか		昭和一〇、八	東京日々
12	Characteristics of Japanese Culture (日本文化の特色)	テイ・モン	" 一九、三	日本タイムス社
13	The Assembly of Greater East-Asiatic Nations (大東亞國民大会)		" 一九、三	同
14	British Misdeeds in India (印度に於ける英國の圧政)	ラッシュユ、 ビハヤ	" 一七、一二	日本タイムス社
15	Kururu Speaks (來栖演説集)		" 一九、二	
16	訓練	陸軍省報道部	"	
17	アメリカはどう出るか	望月肇	" 一七、一一、二五	京橋区木挽町六ノ二 長谷川書房
18	日本果して戦うか	石丸藤太	" 六、九、一	日本橋区奥服橋二ノ五 春秋社
19	鐘が米英亡國の宿命の警鐘なる	東海日出雄	" 一六、一〇	神田区神保町一ノ六七 東田区神保町一ノ六七 牛込区原町三ノ八 帝國在郷軍人会つはもの会 麹町区富士見町二ノ八 統正社
20	皇軍の面目		" 六、三	
21	世界の将来	武藤貞一	" 一七、八	同盟通信社
22	大東亞報		" 隔月発行	同盟通信社
23	宣戰の大詔講解(和文)	徳富猪一郎	" 一七、二	毎日新聞社

24	The Imperial Rescript declaring War on United States and British Empire (英文)	右同	"	一七、二	同	
25	南方報告	東亞研究所編	昭和	一八、三、三〇	同	
26	大東亞共榮圏の建設(和文)	大東亞調査会	"	一八、八	同	
27	Construction of the greater East Asia Oo-prosperity Sphere (英文)	平出英夫	"	一八、三、二五	同	
28	勝抜く僕達	阿部嘉輔その他	"	一八、三、二五	同	
29	海洋学読本	大東亞調査会	"	一八、七、一	同	
30	英米の日本に対する挑戦(和文)	同	"	一八、七、一	同	
31	American-British Challenge directed against Nippon, edited by great Asia Inquiry Commission (英文)	相馬基	"	一六、一、一〇	同	
32	進め少年飛行兵	陸軍報道部	"	一六、七、八	同	
33	聖戦四年	徳富猪一郎	"	一九、八、八	同	
34	必勝國民読本	有田八郎	"	一八、一、一五	同	
35	英米挑戦の真相(華文)	鈴木源輔	"	一七、八、二五	同	
36	戦時國民教育の実践	武田政一	"	一八、九、一〇	同	
37	大東亞戦争祝詞集	同	"	一九、九、一〇	同	
38	同	同	"	一九、一、三〇	同	
39	日本の陸軍	同	"	一九、六、一〇	同	
40	日本の海軍	同	"	一九、七、五	同	
41	栄えゆく満洲國	同	"		同	
42	日本の航空部隊	同	"		同	

43	大東亞共同宣言	同	"	一九、二、一五	同	
44	日本の武將	同	"	一九、一、二五	同	
45	大東亞の英雄群像	同	"	一九、八、一五	同	
46	山田長政	同	"	一九、七、一五	同	
47	乃木大将	同	"	一九、七、二〇	同	
48	孔迦	同	"	一九、五、二五	同	
49	成吉思汗	同	"	一九、五、五	同	
50	ホセ・リサル	同	"	一九、三、一五	同	
51	豊臣秀吉	同	"	一九、二、一五	同	
52	オッタマ	同	"	一八、一、三〇	同	
53	孫文	同	"		同	
54	東郷元帥	同	"		同	
55	乗物色々	同	"		同	
56	雑誌太陽(日本語、支那語)	大阪市南区内安堂寺町二ノ一六	昭和	一九、五、一〇	朝日新聞社	
57	亞細亞の光(日本語、支那語、蒙古語、英語、シヤム語、カンボジア語、マレー語)	同	自昭和	一九、七、二	朝日新聞社	
58	戦を身につけよ	同	至	一九、八、九	朝日新聞社	
59	陸軍少年飛行兵	同	昭和	一九、一、二、八	同	
60	海軍少年飛行兵	同	"	一九、二、二九	同	
61	戦争一本	同	"	二〇、一、一〇	朝日新聞社	

三 大学高等専門学校教職員学徒の社会教育活動協力について

(昭和二十一年六月六日発社一〇〇号社会教育局長、学校教育局長ヨリ各大学高等専門学校校長宛)

今日我國に於ける國民の文化的水準向上の爲に知識層、特に大学高等専門学校教職員及学徒がその國民的立場より各々其の専門とする知識技能を活用して社会教育活動に協力することは極めて重要であり、又一般からも強く要望せられてゐる処である。目下学校に於ける正規の授業は食糧事情等によりその円滑なる遂行を欠いてゐる現状にもありこの際夏期休暇等長期に亘る郷里滞在等の機会を利用して社会教育のために一層の御力添えを戴き度く左記要領御留意の上御活動を願ふ。

記

- 一、教職員及学徒は其の郷土に於てあらゆる機会に其の市町村民の一員としてよく市町村並学校當局とも連絡の上すすんで社会教育の振興、市町村民の啓発指導に協力する立場を取ること。
- 二、夫々の郷土に於て各種の常会、座談会、討論会等が行われる場合には進んで之に出席してその討論・協議等にも参加し之が運営の啓発誘導に當ること。
- 三、道府縣、市町村又は各種文化団体等と協力して地方民啓蒙のための各種講演会、講習会等の開催方を促進し又は之を幹旋すると共に、之等の機關より講演等の依頼の申出があつた場合は快く之に應じてやること。
- 四、青年団体、婦人団体等の未結成の市町村に於ては之等の團體の結成育成に協力し、又既に結成を了せる処にあつては進んで團員として之が運営に参加し内部から育成指導に努めること。
- 五、其他各種同好会組織及文化團體等の結成及育成についても出来る限り之が協力をなすこと。
- 六、出来得れば学友会等の計画の一環として数名の班を作り地方を巡回指導する等の方法により社会教育の振興に協力すること。

四 大学高等専門学校教職員学徒の社会教育活動協力について

(昭和二十一年六月六日発社一〇〇号社会教育局長ヨリ各地方長官宛)

今般右に關し別紙「写」の通り各大学高等専門学校長に対し通牒して置いたから御諒知の上之が実施について学校當局と連絡し何分の御配慮を賜わる様御依頼する。

五 学校施設の一般大衆への解放に関する件

(昭和二十一年六月六日発社一〇〇号社会教育局長ヨリ各大学高等専門学校校長宛)

一般國民の教養を向上しその文化的水準を高めることは民主主義日本建設上當面の喫緊な課題であります。本省に於ても社会教育の週期的振興を図るために学校施設を一般大衆に解放利用せしめると共に学校教職員が積極的に社会教育に活動せられることを期待しその熱心な御協力を俟つてゐる次第であります。つきましては地方よりの要望もありますので本省に於て全國に於ける各大学高等専門学校より凡て政治、経済、思想、文化、藝能、教育、社会問題、農村問題、食糧問題、科学技術、厚生保健等の諸問題に關し成人教育指導に適任と思われる講師を御推薦願ひ本省に於ては之に基いて權威ある講師名簿を作成の上各道府縣に配布し講師派遣申請の爲の手引とせしめたい予定であります。御繁忙中洵に恐縮に存じますが本月底迄に本省に到着する様御報告願ひ上げます。追つて推薦様式は凡そ左記によりお願い申し上げます。

記

氏	名	主なる講義科目	身	分	住	所

六 地方民衆大學講師巡遣について

(昭和二十一年六月十四日発社一〇七)
身社会教育局長ヨリ各地方長官宛

今日一般國民の教養を高めその公民的資質の向上を図る事は民主主義日本再建上重要な課題である。本省に於ては右対策の一つとして社会教育の劃期的振興を期して地方民衆大學の開設を勧め其の充實を図るために別記要綱により講師の派遣を斡旋することとしたから適當な御計劃の下に実施せられるよう通牒する。

地方民衆大學講師派遣要綱

一、趣 旨

平和な新日本を建設する爲に、地方に新しい文化の糧が與へられ、豊かな教養を基として、活き活きとした産業、明るい生活が始まつて來なければならぬ。其の意味で地方民の切なる要望の下に、各道府縣又は其の外廓文化團體の主催によつて、地方民衆大學の計畫が起され、地方の人々が競つて聴講を求めるやうな風潮が、もたらされる事を期待し、文部省に於ては、其の爲の中央講師の派遣斡旋を經營せんとするものである。

二、地方民衆大學開講要領

本要綱によつて、文部省に講師の斡旋を申請する場合の民衆大學は大體左の要領によつて、地方に於て計畫し必要な準備を整

えることを要する。

1 主催者

文部省、道府縣共催又は文部省、道府縣、道府縣社会教育協会等の文化團體共催をすること。

2 開講地

市町村よりの要望ある場合は、市町村當局を主催者中に加へて差支ないこと。

3 開催箇所

縣廳所在地に限ることなく、むしろ縣廳所在地以外の地方、中都市又は聴講者の集合に便利な農村地区を選ぶこと。

4 開催日数

一道府縣二ヶ所乃至三ヶ所位とすること。

5 講義編成

地方の事情に應じ適當に定めてよいこと。

6 講師編成

政治問題、經濟問題、思想問題、文化問題、社会問題、農村問題の外各種産業技術指導、藝能、文化、體育指導に関する講義等地方民の要望に應じて編成すること。

イ 文部省に於て斡旋する中央派遣講師は一道府縣二名位とし、他に地方の大學、高等專門学校教職員、農事試験所技師、水産試験所技師、地方新聞関係者其他地方に於ける民間有識経験者等を加えて編成すること。

ロ 中央派遣講師については、文部省に於て大體東京在住の官公私立大學教授、著名評論家、學者、新聞関係者、各種團體幹部、婦人評論家等を予定しているが、講師の都合もあること故、必ずしも希望講師の派遣に應ずることが出来ない場合があ

るから数名の講師を指定して申請すること。

ハ 希望講師のない場合は、文部省に於て詮議の上希望演題に應じて適任と思われる人の斡旋をなす豫定である。

7 聴講者の対象

イ 中等学校、国民学校、青年学校の教職員、社会教育委員、各種團體幹部、地方有力者、篤望家等の外一般市町村民にもなるべく多く参加させること。

ロ 聴講者の範囲は、附近町村にも連絡して、なるべく数ヶ町村合同で計畫すること。

ハ この際努めて女子の参加を奨励すること。

8 民衆大学開講の経費

イ 民衆大学開講の爲中央より派遣する講師の経費は、旅費(宿泊費を除く)のみ文部省に於て負担することとし、その他の諸費は、次の標準で地方の主催者側に於て負担すること。

A 宿泊場所を斡旋し、其の費用を負担すること。

B 中央講師に対する謝礼は、一時間凡そ二十円程度とすること。

ロ 右に経する経費を補ひ、且つ会場整理の必要上、聴講者より少額の会費を徴収しても差支ないこと。

9 開講計畫に關する注意

イ 講義のみならず、実習指導をも加えること。

ロ 開講中適當な時間を討論会にあて、講師を交えて自由に討論するような機会を作ること。

ハ なるべく講義の外に映畫、幻燈、紙芝居、レコードコンサート、合唱、體操等の行事を加えること。

ニ 中央派遣講師が来(道、府、縣)の機会になるべく地方紙への執筆、ラヂオ放送等を依頼して、全(道、府、縣)に其の思想や意見が普及するように計画すること。

ホ 開講後も聴衆と中央派遣講師との通信連絡等によつて、人格的な將來の結びつきが強められるようにすること。

三、民衆大学講師派遣申請様式

申請書には左記事項を記載し、開催期日前遅くも三週間以前に文部省に提出せられたいこと。

イ 開催希望月日

ロ 開催豫定地

ハ 中央派遣講師の希望(第一希望より第五希望位迄を記載)及其の希望演題

ニ 聴講範囲

ホ 主催者名

民衆大学講義編成内容参考

一、政治、経済、思想に關するもの

1 政治問題

新憲法の話・立憲政治の話・地方自治の話・國際政治の話

2 経済問題

戦後経済の話・戦後財政の話・インフレの話

3 社会問題

労働組合の話・農民組合の話・社会政策の話・婦人問題の話

4 思想問題

民主主義の話・公民教育の話・世界思潮の話・文藝思潮の話

5 農村問題

- 6 其の他
 - 食糧問題の話・郷土文化の話・農村保健衛生の話・農村生活改善の話
 - 最近の科学の話・海外事情の話

二、産業、技術に関するもの

- 1 農業技術に関するもの
 - 農家経営・施肥法・農耕法・耕地改良・園藝
- 2 漁業、畜産、林業に関するもの
 - 漁獲法・養魚法・養鶏法・養豚法・酪農法・植林法・製炭法
- 3 工業技術に関するもの
 - 機械器具・電気器具・農機具修繕・時計・ラヂオ修理・家庭工業
- 4 副業技術に関するもの
 - 農産加工・ホームズパン・民藝品・染色・製粉
- 三、藝能、文化、體育に関するもの
 - 音楽・演劇・文学・體育・映畫・紙芝居等

七 社会教育月例報告に関する件

(昭和二十一年六月二十日発社一三二) 号社会教育局長ヨリ各地方長官宛

今般社会教育上の資料を調製することになりましたので自今毎月別紙社会教育月例報告様式に基き御報告下さい。尚この報告の結果は本省に於て施策の参考資料とするばかりでなく、成るべく各地方廳や全國の主なる關係団体等に頒布して社会

教育振興上の参考に供する豫定であります。

備考 本報告事項中には既に個別的に調査を御依頼したのものもありますが本報告は社会教育の全般に亘る資料を作成するために実施致したいと思しますので右御含みの上適当に御記入願ひます。

社会教育月例報告(様式)

調査年月	
都道府縣名	

月例報告記載上の注意

- 一、第一表、第二表は毎月十五日迄に前月分の報告を記載の上提出すること。第三表は月例報告の基本資料となるべき調査で本年六月現在に於て詳細に記載し第一回月例報告と同時に提出すること。
- 二、成るべく具体的に記載し参考資料、統計的資料等をも添えて報告すること。
- 三、各地方廳に於ては關係事項に関する台帳等を備付けこれに基いて報告書を作製するよう工夫されたいこと。
- 四、報告事項中多様廣汎に亘るものについては一般的な概況と優良で他の模範とするに足るものに關して報告すること。
- 五、第三表のその他の事項中の「社会教育」上特に留意すべき社会事象については例えば犯罪、殊に青少年の犯罪の顯著なる増加とか、風紀の甚しい頹廢とか、其他社会教育上特に留意し、何らかの方途を講じなくてはならないと憂慮される様な社会事象に關して成るべく具体的に統計的資料を添えて報告すること。
- 六、本報告事項中には社会教育担当部課所管事項外に亘るものもあると思ひますが、なるべく關係方面と御連絡の上御記載願ひます。

第一表

昭和 年 月 社会教育関係行事月例一覽表

備考	日	行 事 名	主 催 者	実施場所並に時間	行事概要並に其の成果
	曜				
5	4	3	2	1	

第二表

昭和 年 月 各種社会教育関係事項月例調査書

都道府縣に於ける社会教育関係行政方面の現状	社会教育担当部課及分掌規程の変更並に職員の異動	地方事務所に於ける社会教育関係課の異動	都道府縣社会教育委員

社会教育施設の現状	地方社会教育関係團體の現状										
	の活動状況並に異動	市町村社会教育委員の活動概況	社会教育関係各種協議会の開催	都道府縣社会教育会の活動状況	青少年團體の概況	婦人團體の概況	其他教化團體、文化團體等の概況	政治関係團體の概況	労働組合、農民組合の概況	公民館又は之と類似のもの設置並に運営の状況	図書館、博物館等の社会教育施設の状況

社会教育として 目下計画中の事 項	前月の反省及び 今月の方針並に 意見	其の他					
		育活動状況	国民学校に依る社会教育活動状況	家庭教育又は社会教育指定町村の活動状況	社会教育上優良と認められる市、区、町、村に関する状況	隣組、町内会、部落会及びその常会の社会教育的活動概況	社会教育上特に留意すべき社会事象

学校擴張に依る 社会教育の現状	学校、講座、講習会等の現状	母親学級の開設概数並にその状況					
		大学に依る社会教育活動状況	高等専門学校に依る社会教育活動状況	師範、青年師範学校に依る社会教育活動状況	中等学校に依る社会教育活動状況	青年学校に依る社会教育活動状況	成人講座（成人講座、文化講座、婦人講座等）の開設概数並にその状況

社会教育上本省に要望する事項	
備考	

第三表

昭和二十一年六月社会教育関係事項の現状基本調査書

都道府縣に於ける社会教育関係行政方面の現状 都道府縣に於ける社会教育関係地方費 社会教育関係課名及職員定員数	社会教育関係事務分掌 規程	社会教育関係職員	氏名	長官名	部長名	課長名	
			定員	二級事務官	三級事務官	主事	嘱託
			現在員				

都道府縣社会教育委員の組織並に其の活動状況 市町村社会教育委員組織整備状況並に其の活動概況 社会教育各種協議会の開催状況	都道府縣社会教育協会の現状	青少年団体の現状	婦人団体の現状	教化団体、文化団体等	役一職員名簿	昭和三十二年度事業計畫	五月に於ける活動状況	現在の結成状況並に概数	活動の概況	優良なる團體名	現在の結成状況並に概数	活動の概況	優良なる團體名
					教化団体	文化団体	其の他						

地方社会教育関係団体の現状

社会教育施設の 現状	公民館又は類似施設の 現状	図書館、博物館等の現 状	政治関係団体活動概況 労働組合、農民組合等 の活動概況		概 数		
			概 数		主なる団体名		
学級、講座、講 習会等の現状	母親学級開設状況並に 優良なるもの	勤労学級又は産業講座 開設状況並に優良なる もの	優良なる館名及運営概況		概 数		
			概 数		主なる団体名		
			公民館	青年館	社会教育館	文化館	その他
			図書館	博物館	其他教育的観覧施設		
			優良なる館名及運営概況		概数		
			概数		主なる団体名		
			概数		主なる団体名		

開設状況並に優良なる もの	其他講習会等開設状 況並に優良なるもの	大学に依る社会教育活 動状況	高等専門学校に依る社 会教育活動状況	師範、青年師範学校に 依る社会教育活動状況	中等学校に依る社会教 育活動状況	青年学校に依る社会教 育活動状況	国民学校に依る社会教 育活動状況	家庭教育又は社会教育 指定町村名並に其の概 況	社会教育上優良なる

備考	其の他	市、区、町、村名五ヶ所並にその概況
	隣組、町内会、部落会及びその常会の概況	社会教育上特に留意すべき社会事象
		本年度四月以降各都道府縣の発せる社会教育上の主なる通牒及指示事項

八 「地方民衆大学」講師派遣協力依頼について (昭和二十一年六月二十七日発社一四号) 社会教育局長ヨリ各大学高等専門学校校長宛

曩に御依頼致しました成人教育指導講師の推薦方については、既に格別の御配慮を賜つて居ること存じますが、尙今般地方長官宛に別紙の様な「地方民衆大学講師派遣要綱」について通牒致しましたから、今後右に關して府縣又は府縣社会教育協会等より計画を具して出張依頼があつた場合は何卒全幅の御協力を賜ります様重ねて御依頼申上ります。

地方民衆大学講師派遣要綱

一、趣旨

平和な新日本を建設する爲に、地方に新しい文化の糧が與えられ、豊かな教養を基として、生き活きとした産業、明るい生活が始まつて來なければならぬ。其の意味で地方民の切なる要望の下に、各道府縣又は其の外廓文化団体の主催によつて、地方民衆大学の計画が起され、地方の人々が競つて聴講を求めような風潮が、もたらされる事を期待し、文部省に於ては、其の爲の中央講師の派遣斡旋を担当せんとするものである。

二、地方民衆大学開講要領

本要綱によつて、文部省に講師の斡旋を申請する場合の民衆大学は大領左の要領によつて、地方に於て計画し必要な準備を整えることを要する。

1 主催者

文部省、道府縣共催又は文部省、道府縣、道府縣社会教育協会等の文化団体共催とすること。
市町村よりの要望ある場合は、市町村当局を主催者中に加えて差支ないこと。

2 開講地

縣廳所在地に限ることなく、むしろ縣廳所在地以外の地方、中都市又は聴講者の集合に便利な農村地区を選ぶこと。

3 開催箇所

一道府縣二カ所乃至三カ所位とすること。

4 開催日数

地方の事情に應じ適当に定めようこと。

5 講義編成

政治問題、経済問題、思想問題、文化問題、社会問題、農村問題の外各種産業技術指導、藝能、文化、体育指導に関する講義等地方民の要望に応じて編成すること。

中央講師の派遣を申請する場合の演題の希望についても、地方主催者に於て、一應指定することが出来ること。
6 講師編成

イ 文部省に於て斡旋する中央派遣講師は一道府縣二名位とし、他に地方の大学、高等専門学校教職員、農事試験所技師、水産試験所技師、地方新聞関係者其他地方に於ける民間有識経験者等を加えて編成すること。

ロ 中央派遣講師については、文部省に於て大抵東京在住の官公私立大学教授、著名評論家、学者、新聞関係者、各種団体幹部、婦人評論家等を予定しているが、講師の都合もあること故、必ずしも希望講師の派遣に應ずることが出来ない場合があるから数名の講師を指定して申請すること。

ハ 希望講師のない場合は、文部省に於て詮議の上希望演題に應じて適任と思われる人の斡旋をなす予定である。
7 聴講者の対象

イ 中学校、国民学校、青年学校の教職員、社会教育委員、各種団体幹部、地方有力者、篤望家等の外一般市町村民にもなるべく多く参加させること。

ロ 聴講者の範囲は、附近町村にも連絡して、なるべく数ヶ町村合同で計画すること。

ハ この際努めて女子の参加を勧奨すること。

8 民衆大学開講の経費

イ 民衆大学開講の爲中央より派遣する講師の経費は、旅費(宿泊費を除く)のみ文部省に於て負担することとし、その他の諸費は、次の標準で地方の主催者側に於て負担すること。

A 宿泊場所を斡旋し、其の費用を負担すること。

B 中央講師に対する謝礼は、一時間凡そ貳拾円程度とすること。

ロ 右に要する経費を補い、且つ会場整理の必要上、聴講者より少額の会費を徴収しても差支ないこと。

9 開講計画に関する注意

イ 講義のみならず、実習指導をも加えること。

ロ 開講中適当な時間を討論会にあて、講師を交えて自由に討論するような機会を作ること。

ハ なるべく講義の外に映画、幻燈、紙芝居、レコードコンサート、合唱、体操等の行事を加えること。

ニ 中央派遣講師が来(道、府、縣)の機会になるべく地方紙への執筆、ラジオ放送等を依頼して、全(道、府、縣)に其の思想や意見が普及するように計画すること。

ホ 閉講後も聴衆と中央派遣講師との通信連絡等によつて、人格的な將來の結びつきが強められるようにすること。

三、民衆大学講師派遣申請様式

申請書には左記事項を記載し、開催期日遅くも三週間以前に文部省に提出せられたいこと。

イ 開催希望月日

ロ 開催予定地

ハ 中央派遣講師の希望(第一希望より第五希望位迄を記載)及其の希望演題

ニ 聴講範囲

ホ 主催者名

民衆大学講義編成内容参考

一、政治、経済、思想に関するもの

1 政治問題

- 新憲法の話・立憲政治の話・地方自治の話・國際政治の話
 - 2 經濟問題
 - 戰後經濟の話・戰後財政の話・インフレの話
 - 3 社会問題
 - 労働組合の話・農民組合の話・社会政策の話・婦人問題の話
 - 4 思想問題
 - 民主主義の話・公民教育の話・世界思潮の話・文藝思潮の話
 - 5 農村問題
 - 食糧問題の話・郷土文化の話・農村保健衛生の話・農村生活改善の話
 - 6 其他
 - 最近の科学の話・海外事情の話
- 二、産業、技術に関するもの
- 1 農業技術に関するもの
 - 農家経営・施肥法・農耕法・耕地改良・園藝
 - 2 漁業、畜産、林業に関するもの
 - 漁獲法・養魚法・養鶏法・養豚法・酪農法・植林法・製炭法
 - 3 工業技術に関するもの
 - 機械器具・電気器具・農機具修繕・時計・ラジオ修理・家庭工業
 - 4 副業技術に関するもの

農産加工・ホームズパン・民藝品・染色・製粉

三、藝能、文化、体育に関するもの

音楽・演劇・文学・体育・映画・紙芝居等

九 公民館の設置運営について

(昭和二十一年七月五日発社二二二号文部次官ヨリ各地方長官宛)

國民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、また町村自治体に民主主義の實際的訓練を與えんと共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の爲に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に應ずるために地方に於て社会教育の中樞機關としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の實現を見つゝあるものも少なくない事はまことに欣ばしいことである。よつて本省に於ても此の種の計画が全國各町村の自発的な創意努力によつて、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することとなつたから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依つて通牒する。

尙本件については内務省、大藏省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

公民館設置運営の要綱

一、公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての國民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れ変ることである。その爲には教育の普及を何よりも必要とする。わが國の教育は國民学校や青年学校を通じ一應どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の國民教育は青少年を対象するのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合つて

お互の教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集つて談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年團婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのではなく、眞に町村民の自主的な要望と協力とによつて設置せられ、又町村自身の創意と財力とによつて維持せられてゆくことが理想である。

二、公民館運営上の方針

- (一) 公民館は町村民が相集つて教え合い導き合い互の教養文化を高める爲の民主的な社会教育機関であるから、町村民が進んで教えを受け楽しんで之を利用する様に、努めて図書や機械類等の設備を充実し町村民にとつて有難い便利な施設として感謝される様に運営されねばならない。
- (二) 公民館は同時に町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合を培い、以て町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所ではなく、明朗な楽しい場所となる様に運営されねばならない。
- (三) 公民館は亦町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動を振興する原動力となる機関であるから、町村内に於ける政治、教育及産業関係の諸機関が一致協力して其の運営に参加しかくして教化活動と産業指導の活動が総合的に推進されねばならない。
- (四) 公民館は謂はゞ町村民の民主主義的な訓練の実習所であるから、館内に於ては性別や老若貧富等で差別待遇することなく、お互の人格を尊重し合つて自由に討論談論するに自分の意見を率直に表明し、又他人の意見は素直に傾聴する習慣が養われる場所となる様に運営されねばならない。
- (五) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じて貰い、日本中の人が仲良く理解し合つて日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。

い。

- (六) 公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから、此の施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。
 - (七) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であつて、郷土の事情や町村民の生活状態等に最も適合した弾力性のある運営が爲されるべきで、決して圖一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならない。
- 三、公民館の設置及管理
- (一) 公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを建前とすること。
 - (二) 公民館の爲に新に建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物例えば青年学校又は國民学校の校舎或は既存の道場、公会堂、寺院、工場宿舎、其の他適当な既設建物を選んで施設すること。学校以外に図書館、博物館、郷土館があれば之を公民館に併合し、又は之を公民館の分館として活用すること。私立に係る各種の施設で協議の上公民館に併合し得るものは併合すること。
 - (三) 公民館は町村に各一ヶ所設ける外、出来得れば各部落に適当な建物を見付けて分館を設けること。
 - (四) 公民館は町村立の營造物として町村に於て管理すること。
- 四、公民館の維持及運営
- (一) 公民館は町村民全体の自主的な要望と協力によつて自治的に設置すべきものであるから、公民館維持経理の財源も一般町村費及寄附金に依るのを原則とすること。農業者、農事実行組合其の他の産業団体等の資金で公民館運営上活用し得るものがあれば、協議の上補助金として之を受け有用に活用する道を講ずること。但し財政的援助をなすことによつて特定の団体が公民館の運営を独善的に切りまわす様なことがない様に注意すること。

- (一) 公民館の経費を一般町村費で賄い難い場合は別に公民館維持会の組織を作り、公民館の設置運営に熱意ある特志者の支持によつて円滑な維持経理を図ること。
- (二) 公民館事業の運営は公民館委員会が主体となつて之を行うこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によつて選出するのを原則とすること。但し其の町村の事情によつては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思われ各方面の代表者(町村会議員、学務委員、学校教職員、各種産業団体及文化団体の幹部、其の他の民間有力者の中から七の(二)に記した公民館設置準備委員会等に於て適宜話し合の上選んでもよいこと。其の人数は凡そ三人乃至八人位が適当と思われ、其の中に教育者及婦人が含まれていることが望ましいこと。
- (三) 公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当るものであること。
- (四) 公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によつて町村長が囑託すること。公民館長の任期は凡そ一年位と定め、教育に理解あり、且衆望のある最適任者を選任することに努めること。適任者の重任は差支えないこと。
- (五) 公民館には専属又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依つて選定し、町村長が之を囑託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼務させるのはよいが、財政に余裕ある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力のある人材を専任に囑託する様にすること。
- (六) 公民館の運営には、町村民全体の支持と協力が必要であるのは勿論であるが、公民館主事の外に廣く町村内各方面の幹部や有識者を講師囑託に委嘱し又特に節省している大学高等専門学校の学生や旅行滞在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機会に相提携して相互の啓蒙に努めること。
- (七) 公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に照じ、又資金や資材の充足事情に依つて、必ずしも画一的にする必要はないが、努めて弾力性のあるものとすべきであるが、以下に掲げる所を一應公民館編成の参考とせられたい。

五 公民館の編成及設備

公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に照じ、又資金や資材の充足事情に依つて、必ずしも画一的にする必要はないが、努めて弾力性のあるものとすべきであるが、以下に掲げる所を一應公民館編成の参考とせられたい。

- (一) 公民館に左の部を置き、各部に主事を配属して其の活潑な運営を担当せしむること。
 - 1 教養部
 - 2 図書部
 - 3 産業部
 - 4 集會部
 右の各部の外必要に應じ例えば体育部、社会事業部、保健部などを設けてもよい。
 - (二) 公民館には其の規模に應じ成るべく左の施設を爲すこと。
 - 1 教室
 - 2 談話室
 - 3 講堂
 - 4 図書室
 - 5 陳列室
 - 6 作業室
 - 7 娛樂室
 - 8 講師控室
 - 9 運動場
 これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとすること。
 - (三) 公民館には成るべく左の器具及圖書を備へること。
 - 1 映写機
 - 2 幻燈機
 - 3 ラジオ受信機
 - 4 製粉機、脱穀機、電気器具、修理器具其の他産業指導に必要な器具(農村、山村、漁村、工業地等町村民の生活状態に應じ必要な産業指導用器具)
 - 5 各種教育圖書
 - 6 各種新聞及雜誌
 - 7 蓄音機、樂器其の他の娛樂器具
 - 8 各種運動器具
- 六、公民館の事業
- (一) 教養部
 - 1 教養部には常時左の学級を置き教養を求めている男女受講生を募集して一般教養に必要な学科を授け、社会生活の實際に即し、善良な社会人としての資質を養成せしめること。
 - イ 成人学級
 - ロ 婦人学級(又は母親学級)
 - 2 成人学級は青年学校卒業者其の他一般成人の受講生を以て編成し左の教育を爲すこと
 - イ 時事問題、公民常識、社会道徳に関する教育

- ロ 産業指導の基礎となるべき科学教育
- 3 婦人学級は女子青年学校卒業者その他一般成人女子の受講生を以て編成し、左の教育を爲すこと。
 - イ 婦人に必要な時事問題、公民常識、社会道德に関する教育
 - ロ 家庭生活の科学化に必要な教育
 - ハ 家政、育児、家庭衛生、裁縫等に関する教育
- 4 成人学級と婦人学級は必ずしも之を二つに分けて教育する必要はなく、男女共学の学級とするなり又は学科によつて兩者を合併して教育する等適当に運営すること。
- 5 教養部の教育に於ては社会人としての相互啓発の爲、常に研究会、討論会、懇談会等を開催し、又健全な娯樂(映画、演劇、音楽)等と興え樂しみつゝ、学ぶ様な方法で智識教養の向上を図ること。
- 6 教養部の講座は専任主事に於て公民館委員会の承認を経た上日程及講座予定を定め、恒久的に開講することとし、其の教育は専任主事が之を担当する外、町村内の各方面の指導者、各団体幹部、中央招聘講師等適当な部外講師の協力を求めること。
- 7 教養部を中心に毎月一回公民館関係者の總會を開くこと。

(二)

図書部

- 1 図書部に於ては教養図書、各種科学雑誌等を購入し、閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。
- 2 図書部の図書は之を積極的に貸出を行い又読書会を開催して、部落に出張指導を行うこと。
- 3 郷土生活の向上に必要な郷土史料、町村政治、産業教育に関する各種図表、図書、時事解説資料等を陳列し観覽に供すること。之らの資料によつて眼に訴える教育に資する様にし、町村民が常に町村政の現状や産業状態に通曉している様指導すること。

(三)

産業部

- 4 国民学校や青年学校にある適当な教育図書は公民館の図書部と共用にして一般の閲覧に供する様に取計ふこと。
- 5 図書部専任主事は図書の購入、保管、貸出、読書指導を担当すること。
- 1 産業部に於ては町村民に対する各種産業の科学的指導を担当するものとし、之に必要な各種器具機械に依り実物教育を行うと共に、一般町村民の利用に供すること。
- 2 産業指導の爲め必要ある場合は各種の副業設備例へば製粉事業、食糧品加工、ホームスパン、蠶皮、薬工品、肥料生産、民藝品製造、農具修理、自轉車修理等の作業場を設けて各種の團體に利用させ、又個人の申出によつて農具の修理に應ずるなどの便宜を與えること。
- 3 町村生活の科学化、合理化の爲出張指導を行うこと。
- 4 産業指導についても図其の他各種の資料の陳列によつて眼に訴える教育に努めること。
- 5 産業部専任主事は科学的知識技能者之に当り、右各項の指導を担当すること。

(四)

集會部

- 1 集會部は常に町村民の爲に左の様な會合を計開開催して、其の集會の指導幹旋に當ること。
 - イ、講演会
 - ロ、講習会
 - ハ、討論会
 - ニ、懇談会
 - ホ、文化講座
 - ヘ、映写会
 - ト、演劇会
 - チ、音楽会
 - リ、ラジオ聴取会
 - ヌ、運動競技会
 - ル、町村政懇談会
 - ヲ、各種展覽会
 - 展、展示会、博覽会
 - 2 特に討論会については正しい討論の方法を指導し討論の爲に感情的な敵對關係を醸し出すことのない様に當時の訓練を施すこと。
 - 3 集會部専任主事は常に右集會の爲の講師幹旋及會の進行等を担当すること。
- (五) 其の他の事業

- I 右各部の活動の外左の事業をも行ふこと。
 - イ、学生、一般青壯年の研究修養に便宜を興えること。
 - ロ、農村実態調査及研究をなすこと。
 - ハ、啓蒙的新聞、パンフレット等を作製頒布すること。
 - ニ、託児所、共同炊事場、共同作業所等の経営を指導すること。
 - ホ、簡易な医学、衛生事業及其の指導をなすこと。
 - 2 公民館には青年團、女子青年團、婦人團、少年團其他文化團體本部を置き事業の企画指導及團體相互の事業調整に当ること。
 - 3 公民館に於ては農村又は其の他の社会事業、慈善事業團體の委託を受け又は之等と緊密な連絡の下に之に協力する様な事業を行つて差支へないこと。
 - 4 公民館に於ては冠婚葬祭等に關する設備を充實し、町村民にも努めて之を利用せしめるよう奨励すること。
- (六) 運営上の注意
- 公民館の運営に付ては町村内に於ける各種文化團體、各種産業團體との協力聯繫を保つ必要があるのは勿論であるが、尙中央に於ける左の如き各種文化團體、産業關係諸團體と緊密に連絡し其の協力を受けること。
- イ、財團法人社会教育聯合会
 - ニ、全國農業会
 - ト、財團法人社会教育協會
 - ヌ、財團法人大日本生活協會
 - ワ、財團法人報德会
 - ロ、恩賜財團母子愛育会
 - ホ、社団法人農山漁村文化協會
 - チ、財團法人日本女子社会教育会
 - ル、財團法人中央報德会
 - カ、財團法人修養園
 - ハ、中央社会事業協會
 - ヘ、大日本教育会
 - リ、財團法人農村青年協會
 - ヲ、財團法人大日本報德社
 - ヨ、日本文化協會

- タ、財團法人日本青年館
- ツ、財團法人大日本映画教育会
- ラ、日本紙芝居協會
- キ、教育音楽家協會
- ク、財團法人大日本職業指導協會
- レ、財團法人大日本図書館協會
- ネ、日本移動映写聯盟
- ム、日本レコード協會
- ノ、財團法人大日本音楽振興会
- ヤ、当該都道府縣社会教育協會
- ソ、財團法人日本博物館協會
- ナ、財團法人日本移動演劇聯盟
- ウ、日本音楽聯盟
- オ、財團法人日本國民禁酒同盟
- マ、其の他

七、公民館設置の手續

- 公民館設置の手續としては、別に法定上の正式手續がある訳ではないが、円滑に之を運ぶ方法として、大体左の如き方法が考えられる。
- (一) 公民館の設置に付ては先づ町村内部落(町内会)常会、町村政懇談会に於いて、之に關する話題を提供して、町村内に於ける公民館設置要望に關する輿論の喚起に努めること。
 - (二) 公民館設置要望の輿論の高まるのを俟つて、町内政治、産業、教育、文化等の關係幹部を網羅した、公民館設置準備委員會を結成し、公民館設置實現に關する協議懇談を爲すこととし、特に町村長、青年学校長、國民学校長及青年團長に於て其の中枢的推進力となつて、其の實現の準備を整へること。
 - (三) 公民館設置準備委員會に於ては凡そ左の事項は付て協議し、町村会の決議を経て、之を實行に移す様にする。
 - 1 公民館設置の規模及一般計画
 - 2 公民館設置に要する経費予算及経費調達方法
 - 3 公民館委員會設置の方法(委員選任の方法等の決定)
 - 4 其の他必要な事項
 - (四) 公民館設置準備委員會の任務が終了すればこの委員會が中心となつて四の(三)に掲げた正式の公民館委員を選出して事業を進

めること。

- (五) 公民館の設置及管理に關しては町村制第十條の規定に基き町村條例を設けること。
- (六) 公民館を設置した時は(三)に掲げた事項概要及公民館設置及管理に關する條例を都道府縣に報告すると共に、開館式を挙行する様に取計ふこと。

- (七) 公民館設置を見た時は、公民館設置の趣旨をよく町村民に諒解させ、當時公民館に会合して、其の設備を利用する習慣を醸成せる様に勤めること。

八 公民館の指導

- (一) 公民館の運営に即應し、中央及都道府縣に公民館指導講師の組織を作り、公民館長の要請に應じて、隨時適當な指導講師を派遣する様に努めること。
- (二) 図書や機械器具類の供給に付いても、努めて中央及都道府縣に於いて出来る限りの斡旋を爲すこと。
- (三) 隨時に公民館の職員講習會、研究会等を開催して極力其の素質向上に努力すること。
- (四) 公民館の指導に付ては努めて大学、専門学校との協力を求めること。
- (五) 公民館の運営に付ては都道府縣當局は町村當局者の要請に基いて適當な援助を與えることとしみだりに町村當局に対し監督がましい指示をしないこと。

九、備考

- (一) 以上の公民館制度の要綱は一の構想を示したものであるから、飽くまで其の町村の具体的実情即ち町村民の氣質、負担力、町村財政の事情等から見て、最も郷土に適した公民館の設置の実現を図ること。
- (二) 公民館の整備は資材資金等の關係から直に万全な施設を爲すことは頗る困難と思はれるが、漸次町村當局の努力と國及都道府縣の斡旋助成により、其の充實を図る様にしたいこと。國及都道府縣に於ても予算の許す範囲内に於て出来る限りの助成をな

すこととしたと考へであるが、財政窮乏の折柄直に多額を期待することは困難な状況にあるので、町村自治財政力によつて極力自主的な維持経営を考へ、どうしても成り兼ねる点について都道府縣なり國なりの援助を求める様に考へること。

- (三) 公民館は町村民にとつて「われ／＼自身の施設」であるから其の關係者特に役職員はこの事業を成功させる爲めに無償奉仕する心構へで公民館の運営に力を盡すべきこと。

- (四) 町村以外の都市で市立図書館、博物館、公会堂等のある所は、極力之ら施設の固有機能を充實發揮せしむる様にし、特に個別の公民館の施設は必ずしも考へる必要がないと思はれるが図書館、博物館、公会堂等に於て其の附帯事業として図書資材の貸出を行ひ又各種の會合を開催し努めて公民館的な経営を行ふことについては、大いに考慮すること。

- (五) 大都市の外郭地区で農村に準ずる様なところは、本要綱による公民館の設置を考へるべきであり、又図書館等がある都市でも、別に町内單位で公民館を作る要望と財政力があれば大いに之を促進することは必要であること。

十 國民政治關心調査集計表送付について (昭和二十一年七月二十二日發社四三) (号社会教育局長ヨリ各地方長官宛)

本年三月総選挙を機会に実施した右調査を別冊の通り集計しましたので参考の爲送付致します。
昭和二十一年三月実施した 國民政治關心調査の集計
文部省社会教育局社会教育課調

この國民政治關心調査は今次の総選挙に対処して全国的に展開せられた公民啓発運動の一環として各地に実施せられた「青年公論會」を機会に主として行つたものである。その対象は國民各層を包括せんとしたのであつたが、ここに集計した資料は宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、廣島、徳島の一都十縣のもので、主として青年層(その大部分は青年團員)のものである。調査の箇所は別記の通りで、地域の廣い割にその数に於ては約七〇〇名の少数であつたが神奈川縣に於て別に実施した縣下

成人各層の二〇〇名に対する調査の結果(別表の最下欄)と対照して見るならば略々國民の一般的傾向と見做し得べきものが現れて居る。我々は之を以て現下の青年男女並に國民の政治關心の水準と傾向を概観する一資料とし、又社会教育公民教育実施上の参考となし得ると信ずる。

五四〇

調査箇所	対象		男子	女子
	主として青年層	一般成人		
宮城縣各郡	二八名	九名		
栃木縣芳賀郡山前村	三一一名	七名		
同 河内郡上三川町	二三三名	一七名		
群馬縣勢多郡大胡村	一六名	七名		
埼玉縣北葛飾郡栗橋町	二七名	一二名		
千葉縣長生郡東村	一八名	一七名		
同 香取郡小御門村	二〇名	二五名		
東京都(共立女專の文化講座出席者)	—	一六名		
神奈川縣小田原町足柄	三六名	—		
山梨縣中巨摩郡敷島村	一五名	一〇名		
岐阜縣羽鳥郡正木村	五〇名	一〇〇名		
徳島縣深安郡神邊町	一九名	五〇名		
徳島縣名西郡石井町	二〇名	二六名		
合計	四〇三名	三一二名		

(註) 調査箇所は右の通り、大部分農村であり、従つて職業も農業が八割程度を占めていることに留意せられたい。

昭和二十一年三月 国民政治關心調査集計表

問題	解答	百分		神奈川縣
		男	女	
一、日本は何故敗けたと思ふか	1 日本は兵隊が弱かつたから	〇・〇	〇・〇	〇・〇
	2 科学が外國より劣つていたから	四〇・七	五六・〇	四七・九
	3 一部の軍人が政権を取つて勝手な政治を行つたから	三二・三	二五・八	二九・三
	4 國民全体の道義が頹廢していたから	一五・〇	一五・〇	一五・〇
	5 議會が腐敗していたから	一一・四	一一・九	六・九
	6 分りません	〇・六	一・三	〇・九
二、戦時中の自分の行動を省みて如何思ふか	1 省みてやましくない行動を取つたつもりである	二九・八	一一・三	二二・六
	2 戦争に対する協力が足らなかつたことを悔いて	一五・一	二一・二	一七・七
	3 敗戦と分つていたので故意に協力しなかつた	一・三	二・九	二・二
	4 自分も至らなかつたが政府のやり方も悪かつたと思ふ	五三・八	六二・六	五七・五
三、過去を省みて議會政治の如何なる	1 選挙が腐敗していた	八・二	五・五	七・〇
	2 國民の日常生活が直接に政治に反映していなかつた	四四・一	五三・五	四八・三
				四六・七

五四一

点が悪かつたと思うか	四、何故に選挙が腐敗していたか	五、日本が平和国家として立起る爲に先づ何を爲すべきか
3 議員が財閥と結託して利権あさりしていた	1 国民の政治的関心がなかつた	1 産業を復興せねばならぬ
4 議会の権限が制限されている	2 買収が行われた	2 民主主義を徹底せねばならぬ
5 婦人参政権が與えられていなかった	3 情実によつて選挙された	3 文化を向上させなければならぬ
6 政党にはつき改した政策がなかつた	4 官の干渉が強かつた	4 国内の争いを止めなければならぬ
7 分りません	5 正しい政治教育が行われなかつた	5 戦争責任者を処罰せねばならぬ
	6 分りません	6 国民生活を安定させねばならぬ
二三・三	四四・〇	二三・六
六・九	三・二	二二・五
四・七	四・六	五・八
一一・三	一一・五	六・六
一・五	二・四	九・一
一八・七	三一・八	三一・〇
四・八	二・三	三・三
六・五	八・三	四・二
一〇・〇	七・三	九・七
一・〇	四九・三	四・二
一一・三	一・〇	三・七
二一・三	三八・四	七・六
六・〇	二・七	五・五
五・四	九・六	六・五
一〇・七	四一・〇	五・五
一・三	二・〇	六・五
九・六	三二・七	三一・七
二五・七	三七・四	五四・〇

六、民主主義の政治とは如何なる政治か	七、今度の総選挙は如何なる理由で行われるか	八、初めて選挙権を與えられて如何なる感想をもつたか	九、総選挙は何日行われる
1 政府が国民の要求を聞いて国民の爲の政治をすること	1 議会が国民の意志を反映せぬものとして解散されたため	1 連合軍の指令によつて與えられたのでから一向有難くない	1 三月二十日
2 国民が主体となつて政治をとること	2 マッカーサー司令部の命令による	2 有難い選挙権を有効に使わねばならぬと思ふ	2 四月十日
3 国民が政治に參與すること	3 国内政治を刷新して民主政治を実現するため	3 選挙権を貰うよりは米の一俵でも貰う方がよい	
4 国民の間で日常の色々な問題を処理してゆくこと	4 分りません	4 選挙権は有難いが如何使つてよいか分らない	
5 分りません			
7 分りません			
三九・三	一七・三	五・一	〇・二
三九・六	一四・〇	七三・〇	〇・〇
一三・五	六八・一	一六・八	九二・八
六・五	〇・六	五・一	〇・一
一・一			
四二・〇	一一・七	三・五	
三八・〇	一三・六	七四・四	
九・〇	七二・五	一〇・五	
一〇・〇	二・二	一一・六	
一・〇			
四〇・六	一四・五	四・三	
三八・八	一三・八	七三・七	
一一・三	七〇・四	一三・七	
八・三	一・三	八・三	
五・六			
四八・〇	一一・三	六・五	
四四・一	一〇・一	七八・三	
	七四・二	七・三	

一〇、選挙権は 何歳以上の 者に與えら れているか	一一、被選挙権 は何歳以上 の者に與え られているか	一二、今度の選 挙には如何 なる態度で 臨むか	か
1 満十八歳以上 2 満二十五歳以上 3 満二十歳以上 4 満二十一歳以上 5 何歳か知らない	1 満十八歳以上 2 満二十五歳以上 3 満二十歳以上 4 満二十一歳以上 5 何歳か知らない	1 自分の判断で選ぶ自信がある 新聞や講演会で候補者の人格意見をよく知 つた上で選挙する 別に努力せずとも噂を聞いて居れば大体選 ぶべき人の見当がつくと思ふ	3 三月三十一日 4 まだきまつていない 5 何日か知らない
1.5 7.2 8.5.6 5.7 0.0	0.7 8.3.0 1.2.3 2.5 1.5	3.2.8 5.8.5 2.7	3.1 1.0 0.0
0.3 6.4 8.8.6 4.4 0.3	0.4 8.4.5 9.6 3.8 1.7	2.1.0 6.7.0 8.5	2.4 2.8 2.0
0.9 6.8 8.7.1 5.1 0.1	0.6 8.3.7 1.1 3.0 1.6	2.7.6 6.2.3 5.3	2.7 1.9 1.0
0.9 6.8 8.7.1 5.1 0.1	0.6 8.3.7 1.1 3.0 1.6	2.7.6 6.2.3 5.3	2.7 1.9 1.0
0.9 6.8 8.7.1 5.1 0.1	0.6 8.3.7 1.1 3.0 1.6	2.7.6 6.2.3 5.3	2.7 1.9 1.0

一三、何を規準 にして投票 するか	一四、適当な人 が見つから ぬ時は如何 するか	一五、如何なる 政策を実現 したいと思 ふか
1 自分がよいと思う政党に属する人を選ぶ 2 政党の政策とは関係なく其の人の政見を調 べた上で選ぶ 3 政見よりも人物のしつかりした人を選ぶ 4 政見と人物の両面から選ぶ 5 好感のもてる人を選ぶ 6 誰を選んでよいか分りません	1 次善の人を選ぶ 2 棄権する 3 自分の信念を実現して呉れる人を推薦して 立候補させる 4 自分で立候補する 5 分りません	1 現在の政府の政策を漸次民主的に改革する 必要があると思ふ 2 統制のない自由な社会を実現したい 3 国民が大体平等な生活を送る様な社会にし たい
2.8.4 5.3 2.1.8 4.0.8 3.0 0.7	4.0.8 1.0.2 4.6.0 1.2 1.8	3.8.2 2.1.7 3.2.9
3.2.5 9.9 1.8.9 3.7.0 0.7 1.0	4.2.2 8.6 4.3.2 0.7 5.3	4.3.2 1.1.6 3.7.4
3.0.1 7.2 2.0.4 3.9.3 0.9	4.1.4 9.5 4.4.6 1.0 3.5	4.0.5 1.6.7 3.5.2
2.4.6 1.0.4 4.5.7	4.9.3 1.3.8 3.0.9	4.4.0 1.4.2 2.4.6

べきか	二一、貴方の町 村で現在何 の問題を速 やかに解決 すべきか
4	インフレーションを防止すること
5	食糧問題を解決すること
6	在外同胞の引揚を促進すること
7	被災者を援護すること
8	工業を振興すること
9	国民の教育水準を上げること
10	輸送を円滑にすること
11	治安を維持すること
12	国際的信用を獲得すること
1	復員軍人に定職を興えること
2	沈滞した町村の氣風を刷新すること
3	治安を回復すること
4	米の供出を促進すること
5	町村民の教養施設を作ること
6	部落設備を作ること
7	町村長以下の役員を交代させること
8	青年学校を整備すること
9	農業会の組織をかへること
10	町村民の生活を合理化すること
11	産業を興すこと

五四八

備考	二一、貴方の町 村で現在何 の問題を速 やかに解決 すべきか	二二、貴方の教 養のために どんな方法 を採つてい るか
	1 復員軍人に定職を興えること 2 沈滞した町村の氣風を刷新すること 3 治安を回復すること 4 米の供出を促進すること 5 町村民の教養施設を作ること 6 部落設備を作ること 7 町村長以下の役員を交代させること 8 青年学校を整備すること	1 毎朝新聞を読んでいる 2 毎月雑誌を読んでいる 3 努めて講演会を聞きに行く 4 研究会を開いてお互の教養につとめている 5 ラジオを聞いている 6 巡回文庫を利用している 7 学者の本を読んでいる 8 時に努力していない
	一〇・〇 六・七 二・二	三六・四 一一・五 一一・一
	七・四 一〇・〇 三・五	三三・九 一〇・四 一三・四
	八・七 八・一 二・八	三五・二 一一・五 一二・七
	(3)(4)	(1)(2)(3)(4)

十一 学校に於ける社会教育施設状況調査に関する件

(昭和二十一年七月三十一日発社二二) 〇号社会教育局長ヨリ各学校長宛

社会教育振興のためかねてより学校施設の開放に関して種々御配慮中のことと存じますが之に關し貴校主催の下に特に今夏季休暇

	質疑、討論等を通じて見られる聴講者の講義理解の程度	その他聴講者の感想	(一) 主催者	経営の内訳 経営上特に不都合なり困難なりと感じた点
--	---------------------------	-----------	---------	------------------------------

講座終了後に於ける聴講者に対する指導

その他主催者としての感想

	第三号 通信教授に関する調査 学校名	(一) 通信教授を実施する場合予想される困難 左記項目中該当するところに説明を附して下さい	1 経費 2 紙 3 印刷 4 テキスト編纂
--	--------------------------	--	---------------------------------

- 5 教授、講師の銜
- 6 その他

(二) 経営者は左記の中で何れが適当と思えますか講義の内容を考慮し該当するところに○印をつけ簡単な理由を附して下さい

- | 科目 | 理由 |
|---------------------------|----|
| 1 官公署 | |
| 2 大学、専門学校当局 | |
| 3 卒業生有志乃至校友会 | |
| 4 学生有志乃至学友会 | |
| 5 各種組合(労働組合、教員組合その他の産業組合) | |
| 6 文化団体 | |
| 7 社会教育施設(図書館、博物館等) | |
| 8 放送局 | |
| 9 新聞社乃至出版業者 | |
| 10 商工会議所乃至農業者 | |
| 11 政党 | |
| 12 その他 | |

(三) どんな課目が最も要望されていると思えますか又貴校でやるとすればどんな種類のものがよいと思えますか

該当するところ(活版のある項はその中のもの)に○印をつけて下さい

- 1 自然科学
- 2 社会科学
- 3 文化的教養(哲学、宗教、歴史、文学、藝術、音楽等)
- 4 職業技術(産業技術、電気、機械、土木、建築、測量、製図等の工業技術、商業筆記、通信技術等)
- 5 語学(英語、佛蘭西語、露西亞語、独逸語、支那語等)
- 6 家事
- 7 公民教育

(四) 何れの方面から教授や講師を選定すべきだと思いますか、該当するところに○印をつけて下さい

- 1 大学、専門学校教授
- 2 新聞、雑誌等の言論機関関係者
- 3 民間の有識、経験者
- 4 その他

(五) 左の諸項につき御意見を御書き下さい

- 1 通信回数(一月乃至一年に於ける)
- 2 修了年限
- 3 会費額

- 4 会員の資格
- 5 巡回指導の方法
- 6 ラジオの利用
- 7 修了証書及びその特典(例えば資格賦與等)
- 8 その他

十二 昭和二十一年度婦人教養施設「母親学級」委嘱実施について

(昭和二十一年七月三十一日発) (社一三七号社会教育局長ヨリ)

本省に於ては予て児童の両親の教育の爲に学校施設を活用することとし、婦人教養施設「母親学級」を都道府縣に委嘱実施し、関係者の格段の御配慮により、施設の普及充実に実績を見るべきものがあつたが、本年度は戦後内外情勢の重大なる変化、特に婦人の地位、教養の圓期的向上を期すべき新事態に鑑みて、施設の方針、内容及運営方法等全般に亘つて、新たな構想の下に之が刷新充実に必要なと思ふ。就ては左記御参照の上、各都道府縣の実情に即して、自由活潑に創意と工夫に満ちた学級の開設を進められるよう其の企画・運営に遺憾なきを期せられたい。

記

一、従来單なる学校拡張事業であつたこの施設はただに母親のみならず両親の教育の爲に利用せらるべきであり、特に今後の施設の目標としては、各人の公民的自覚の徹底に努め、時代の要請に應じて男女均等の立場から婦人地位の向上を期するところに主眼を置くべきこと。

二、教養内容としては(1)民主主義の解明に関するもの、(2)公民的識見の涵養に関するもの、(3)科学、思想、文学、藝術及宗教等文化の諸領域に関するもの、(4)家政、生活及職業の合理的指導に関するもの、(5)児童教育又は家庭教育に関するもの、(6)保健、衛生及体育に関するもの、(7)其の他趣味・娯樂に関するものなどを地方の実情に即して適宜安排し、且つ懇談・実習及見学などの方法によつて成るべく具体的に取扱ふこと。

三、この施設は学校拡張事業として実施されるものであるが、其の運営に関しては、今後出来る限り、市町村民が自らの責任に於てその教養と実践力を培ふ立場から、之が企画、運営等の全般に亘つて自主的に施設を推進させてゆくように図ること。

四、開設場所に関しては、従来通り各管下の國民学校に、○○○学校又は中等学校等に委嘱実施して差支ないが、別途発社一二二二号通牒によつて公民館又はその分館等の設けられる町村にあつては、その教養部の事業としても、この学級を開設するよう配慮せられたいこと。

五、施設の名称に関しては必ずしも「母親学級」又は「婦人学級」という名称を固執する必要はなく、「父兄学級」或は「成人講座」等と呼ぶ方が参加者の範圍やその教養内容から見て、より一層適切と考えられる場合は、それ／＼適切な名称を用いて差支ないこと。

尙この施設は特に婦人に限ることなく、町村内で教養を求める者があれば誰にでも開放するよう考慮せられたいこと。

六、おおむね五十名程度の学級を編成して毎月一定の日時を選んで開設することとし、特に教育の能率と効果から見て一年間継続実施することが必要と思われるから、農繁期等は別として、大体この方法に準拠せられたいこと。

七、各管下に於ける本学級全体の内容及その運営方法の適切を期するためには、その管下内の適当な箇所を選び特に研究的に模範学級を經營して、その研究結果を更に管下の施設全体に及ぼすようにすることが肝要であるから、この点について各都道

府縣それら、適切な方法を講ぜられたいこと。

尚別項模範母親学級経営の経費を本省より令達される関係都道府縣(埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡)に於ては、本省と十分御連絡の上右の趣旨を達成されるように特に配慮せられたいこと。

本施設経営の経費は学校に交付するものであつて、母の会其の他の私的な団体に分配してはならぬこと。

八、実施に先立つて、それぞれ管下の本施設関係者を会同して、施設の趣旨・内容及運営方法等を中心に十分研究協議を遂げられたいこと。

九、実施計画書、実施報告書は別紙様式(一)又は(二)によつて之を作成し、計画書は実施前、報告書は終了後それぞれ本省に提出せられたいこと。

右の報告書には、成るべくその都道府縣の方針・経営上の特色・実施後の反省事項或は本省への希望事項等をも附記せられたいこと。

特に学級経営の模範的なものについては、詳細な参考資料をも添附するよう取計られたいこと。

尚管下の全國民学校、全青年学校等に実施の場合は、概評・開設箇所数など報告事項を簡略にせられて差支ないこと。

一〇、施設の課程修了に当つて、修了証書交付の必要ある場合は、出席率凡そ八割を標準として、別紙様式(三)に準拠して之を交付せられたいこと。

一一、本年度本省より支出する経費は左の通りであること。

(一)母親学級(又は父兄学級)

一学級 五〇円

学級分

円

(二)模範母親学級(又は模範父兄学級)

右経費は追而貴官に關係各学校宛に支拂することを委任する。

備考

尚本施設の経費に關しては、都道府縣・開催地市町村・其他團體等に於ても成るべくこれを分担するよう配慮の上、実情に應じて多数開設し、且つ内容の充実を図るよう格段の盡力を煩わしむこと。

別紙様式(一)

昭和二十一年度母親学級(他の名称を用いた時は其の名称)開設予定報告

都道府縣名

場所及会場	日 時	講義題目	時間数	講師職氏名	学級生数	経費概算	備 考
其他關係施設							

別紙様式(二)

昭和二十一年度母親学級(他の名称を用いた時は其の名称)実施報告

都道府縣名

場所及会場	開催日時	講義題目	時間数	講師職氏名	学級生数	経 費			備 考
						謝金	雜費	計	
其他關係施設									

別紙様式(三)

修了証書(書式)

昭和二十一年度文部省委嘱の母親学級(又は成人学級)において所定の事項を修了したことを証明す

年 月 日 都 道 府 縣 名

何 某

五六〇

十三 日本に於ける外国映画の調査に関する件

(昭和二十一年八月五日官社一五号文部次官ヨリ官公私立大学高等専門学校長東京科学博物館長、帝國図書館長直轄研究所長宛)

今般標記の件に關して聯合國軍最高司令部から外國映画の所有調査並にその不法所有に關する指令があり本省に於ては管下諸施設について所有外國映画の調査をすることになりましたので世管下(所屬研究所を含む)に於ける該当事項につき左記要項にもとづいて回報されたく命により通牒します。

追て本件に關して今般内務省令をもつて別紙取締規則(掲載略)が公布せられたので参考として同封します。

調査申告要項

一 調査様式(別表)

報告は本様式により半紙一枚型にすること。

二 申告書は題名を異にする二種以上の映画を所有又は所持する場合は各映画ごとに申告書を和文三通英文六通提出のこと。

三 提出期日は文部省到着八月十七日迄(期日厳守)のこと。

該当事項の有無にかゝらず回報のこと。

八月十七日迄に到着のない時は回答なき旨を司令部に報告します。

四 記載上不明の事項があつた場合はその所在地の道府縣廳警察部(東京都下は文部省社会教育局藝術課)に問い合せて下さい。
五 本件が到着した時は折返しその旨文部省社会教育局藝術課宛電信で通報のこと。

様式 外國映画調査申告書

(1) 申告者 住所氏名	
(2) 映画題名	
(3) 同原 名	
(4) 製作所及名	
(5) 巻数及長さ	全 巻 メートル
(6) 映画画面の別並にその本数	陰 画 本 陽 画 本
(7) 発声無声の別並にその幅長	発声、無声、35ミリ 17.5ミリ 16ミリ 9.5ミリ 8ミリ
(8) 映 画 の 所 在 場 所	
(9) 同映画を所有又は所持するに至りたる経路	
(10) 同映画につき正当なる所有又は所持の権利証明書の有無	
備 考	

REPORT OF FOREIGN FILMS FOR INSPECTION

(1) Reporter Name:	Address:
(2) Title of Film:	
(3) Original Title of Above:	
(4) Country that Produced: Production Name:	
(5) Reel and Length:	No. of Reels: Meters (Foot)
(6) Negative or Positive: No. of Print:	Negative Piece Positive Piece

(7) Sound or Silent: Width:	Sound Silent 35mm 17.5mm, 16mm 9.5mm, 8mm
(8) Location of Film:	
(9) How came you to have or possess film?	
(10) Have you certificate of lawfully having or possessing film?	
Remarks:	

申告書記載要領

- 一 (1)及び(8)欄の申告者住所氏名及び映画の所在場所は正確詳細に書いて下さい。(申告者が公共団体又は会社等の場合は、その名称及び代表責任者名を記載すること。)
- 二 (2)欄は本邦において使用されていた題名を書いて下さい。
- 三 (3)欄は製作国においてつけられた題名を云い、必ず原語で書いて下さい。
- 四 (4)欄の製作国とは、映画を実際に製作した國名を指し、単にプリントの焼付のみを行った映画については該当しない。又製作所名とは製作会社名又はプロダクション名、個人製作の場合は、その製作代表者名をいう。
- 五 (6)欄は何れか一方しか該当しない場合は、他方は横線にて抹消して下さい。
- 六 (7)欄は該当部分のみ枠で囲んで下さい。例えば発声は 発声 十六ミリは 一六ミリ とする。
- 七 (9)欄は出来得る限り詳細に書いて下さい。
- 八 (10)欄は権利証明書が有る場合は 有り と記入し、その後に証明書添付するとか、添付せずとか明瞭に記入して下さい。
- 九 申告書の大きさは半紙一枚型とすること。

十四 図書館に於ける圖書、出版物閲覧禁止解除に関する件

(昭和二十一年八月六日発社一四三) 号社会教育局長ヨリ各地方長官宛

標記の件について本年三月十五日発社四七号にて従来行政処分による閲覧禁止図書類の解除方通牒しましたがその主旨未だ充分徹底していない向もある様です。重ねて御配慮相成度通牒します。

十五 都道府縣社会教育所管課長並に事務官協議会開催に関する件

(昭和二十一年八月九日発社一四八) 号社会教育局長ヨリ各地方長官宛

標記の協議会を別紙要項によつて開催いたしますから、社会教育所管課長並に事務官を出席させるよう、御配慮願いたい。追て出席者の官職氏名、主要質問事項を八月二十日までに本省に到達するよう、報告せられたい。

都道府縣社会教育所管課長並に事務官協議会開催要項

- 一、趣旨
 - 社会教育の充實発展を期し、中央と地方及び各地方相互間の連絡協力を一層緊密にするため、社会教育全般に亘る諸事項につき、協議懇談するものとする。
- 二、期日及会場
 - (一) 期日
 - 昭和二十一年八月二十九日(木)、三十日(金)の両日
 - (二) 会場
 - 文部省四階会議室
- 三、協議懇談事項
 - (一) 指示事項
 - 1 新憲法精神の普及徹底に関する件
 - 2 公民館の設置運営に関する件

- 3、婦人教育に関する件
- 4、青少年教育に関する件
- 5、産業講座に関する件
- 6、学校拡張特に両親教育に関する件
- 7、社会教育関係団体に関する件
- 8、美術的刀剣の取扱に関する件
- 9、重要美術品等調査に関する件
- 10、史蹟名勝天然記念物の保存に関する件
- 11、史蹟名勝天然記念物の現状変更に關して事前に本省へ打合せ方の件
- 12、学校に於ける視覚教育調査に関する件
- 13、社会教育所管法人の取扱に関する件

(二)

協議懇談事項

- 1、新憲法精神の普及徹底策に関する件
- 2、公民館の設置運営の促進策に関する件
- 3、社会教育調査連絡員に関する件
- 4、其他社会教育全般の振興に關する具体的方策に関する件

四、講義

「新憲法に就て」

東京帝國大学教授 宮澤俊義

五、日程

日	時	事項
八月二十九日(木)	8.00	受付
	8.30	大臣挨拶
	9.00	指示事項 (質疑応答)
八月三十日(金)		指示事項 (質疑応答)
		協議懇談事項
		憩休
八月二十九日(木)	12.00	憩休
	13.00	憩休
	16.00	講義「新憲法に就て」
八月三十日(金)	17.00	協議懇談事項
		憩休

十六 新憲法精神普及徹底運動実施準備について (昭和二十一年八月十六日発社一五) (三号文部次官ヨリ各都道府県各地方長官宛)

憲法改正案は目下帝國議會に於て審議中であり、近く成立の運びに至ることは既定の事実であるが、この憲法の適正なる運用施行こそは我が國の民主的甦生の成否を決するものであり、改正憲法精神が眞に國民の一人一人にまで浸透して國民の生活態度の中に生かされることが必要であると思はれ、新憲法發布を契機として眞に有効適切な新憲法精神普及徹底の國民運動が展開されんことを期待し、政府としても之に対する強力なる支持援助をなすべく計画中である。就ては各地方に於ても地方の自主的運動として適切な計画をもつて時機を逸せず活発なる運動を展開するやうに準備を進められんことを希望し管下各市町村、各種団体、其他関係方面とも連絡して必要な措置を取られんことを願ひする。

尙憲法發布の日は未確定であるが凡そ九月中、下旬となるものと思はれるから發布当日の行事其他についても準備を進められ度、中央に於ける計画は近く揭示されることと思ふが取敢へず右趣旨を傳達する次第である。

十七 社会教育調査連絡事務に関する件 (昭和二十一年八月十九日発社一五) (社会教育局長ヨリ各都道府県社会教育課長宛)